

自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月 31日

第1 事務報告

A 会務（総括）報告

1 総会・理事会・各種会議の開催状況等

平成27年度における本会の通常総会をはじめ理事会、委員会、その他関係する各種会議の開催状況は次のとおり。

(1) 第72回通常総会

ア 日時・場所：平成27年6月22日(月)・13:30～、明治記念館・「蓬莱」

イ 来 賓：次のとおり(*印は、挨拶をいただいた来賓)

*農林水産大臣政務官・衆議院議員	中 川 郁 子
*自由民主党獣医師問題議員連盟事務局長・衆議院議員	北 村 誠 吾
*公明党獣医師問題議員懇話会会長・衆議院議員	斉 藤 鉄 夫
*民主党獣医師問題議員連盟事務局長・衆議院議員	玉 木 雄一郎
*公益社団法人日本医師会副会長	今 村 聡
農林水産省消費・安全局長	小 風 茂
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長	藁 田 純
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐	大 石 明 子
農林水産省経営局保険監理官	木 村 治 和
*環境省自然環境局長	塚 本 瑞 天
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長	田 邊 仁
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐	今 西 保 智
*厚生労働省医薬食品局食品安全部長	三 宅 浩 司
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長	滝 本 浩 朗
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長	三 木 朗
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室長	梅 田 浩 史
厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室長	宮 川 昭 二
*文部科学省大臣官房審議官	佐 野 太
文部科学省高等教育局専門教育課長	北 山 浩 士
麻布大学学長	浅 利 昌 男
北里大学獣医学部学部長	高 井 伸 二
*公益社団法人中央畜産会常務理事	宮 島 成 郎
公益社団法人日本獣医学会常任理事	植 田 富貴子
公益社団法人畜産技術協会会長	菱 沼 毅
公益社団法人日本動物用医薬品協会専務理事	牧 江 弘 孝
公益社団法人日本動物病院協会副会長	原 大 二郎
公益財団法人日本動物愛護協会理事長	杉 山 公 宏
公益社団法人日本愛玩動物協会理事	崎 田 克 康
一般社団法人全国動物薬品器材協会理事長	高 橋 勇 四郎
一般社団法人日本家畜人工授精師協会常務理事	伊集院 正 敏
一般社団法人日本小動物獣医師会会長	山 本 精 治

一般社団法人日本動物看護職協会会長
公益社団法人日本獣医師会顧問

横 田 淳 子
北 村 直 人

ウ 議長・副議長：議長 中 島 克 元（神戸市獣医師会会長）
副議長 多 田 洋 悦（岩手県獣医師会会長）

エ 議 事：

- 第1号議案 平成26年度事業報告の件（報告事項）
- 第2号議案 平成26年度決算の件（承認事項）
- 第3号議案 平成27年度事業計画の件（報告事項）
- 第4号議案 平成27年度予算の件（報告事項）
- 第5号議案 平成27年度会費及び賛助会費の件（承認事項）
- 第6号議案 役員選任の件（承認事項）

（2）理 事 会

《第1回》

ア 日時・場所：平成27年5月29日（金）・14:00～、日本獣医師会・会議室

イ 議 事：

〔議決事項〕

- 第1号議案 平成26年度事業報告及び決算に関する件
- 第2号議案 第72回通常総会に関する件
- 第3号議案 役員候補者の選出に関する件
- 第4号議案 日本獣医師会会長感謝状に関する件

〔説明・報告事項〕

- （ア）政策提言活動等に関する件
- （イ）特別委員会の開催に関する件
- （ウ）部会委員会の開催に関する件
- （エ）業務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- （オ）その他

〔連絡事項〕

- （ア）当面の主要会議等の開催計画に関する件
- （イ）その他

《第2回》

ア 日時・場所：平成27年6月22日（月）・10:30～、明治記念館・「丹頂」

イ 議 事：

〔協議事項〕

- 第72回通常総会対応に関する件

〔説明・報告事項〕

- （ア）部会委員会の開催に関する件
- （イ）業務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- （ウ）その他

〔連絡事項〕

- （ア）当面の主要会議等の開催計画に関する件
- （イ）その他

《第3回》

ア 日時・場所：平成27年6月22日（月）・16:30～、明治記念館・「丹頂」

イ 議 事：

〔議決事項〕

- 第1号議案 代表理事及び執行理事等の選定に関する件

第2号議案 顧問の委嘱に関する件

[連絡事項]

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

(イ) その他

《第4回》

ア 日時・場所：平成27年9月10日(木)・14:00～、明治記念館・「丹頂」

イ 議 事：

[議決事項]

第1号議案 副会長の順序に関する件

第2号議案 公益社団法人日本獣医師会定款施行細則の一部改正に関する件

第3号議案 役員候補者推薦管理委員会委員の選任に関する件

第4号議案 日本獣医師会会長特別感謝状に関する件

第5号議案 第2回 世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議の開催に関する件

第6号議案 賛助会員入会に関する件

[協議事項]

全国獣医師会会長会議における常設正副議長に関する件

[説明・報告事項]

(ア) 特別委員会及び部会委員会に関する件

(イ) 当面の課題への対応方針（ロードマップの策定）に関する件

(ウ) 獣医学術学会年次大会の開催に関する件

(エ) 2015動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件

(オ) 日本医師会－日本獣医師会学術連携シンポジウム「越境感染症の危機管理」の開催に関する件

(カ) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）＊地区担当理事報告

(キ) その他

[連絡事項]

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

(イ) その他

《第5回》

ア 日時・場所：平成27年12月11日(金)・14:00～、日本獣医師会・会議室

イ 議 事：

[議決事項]

議 案 諸規程の制定等に関する件

[説明・報告事項]

(ア) 政策提言活動等に関する件

(イ) 特別委員会の開催に関する件

(ウ) 部会委員会の開催に関する件

(エ) 獣医学術学会年次大会の開催に関する件

(オ) 第2回 世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議の開催に関する件

(カ) 2015動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件

(キ) 日本医師会－日本獣医師会による連携シンポジウム「越境性感染症の現状と課題」の開催に関する件

(ク) 公益認定等委員会の立入検査の結果に関する件

(ケ) 中間監査結果の報告に関する件

(コ) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

(サ) その他

[連絡事項]

- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (イ) 日本獣医師政治連盟の活動報告に関する件
- (ウ) その他

《第6回》

ア 日時・場所：平成28年3月24日(木)・14:00～、日本獣医師会・会議室

イ 議 事：

[議決事項]

- 第1号議案 変更認定の申請に関する件
- 第2号議案 平成28年度事業計画及び収支予算書等に関する件
- 第3号議案 賛助会員入会に関する件

[説明・報告事項]

- (ア) 特別委員会の開催に関する件
- (イ) 部会委員会の開催に関する件
- (ウ) 平成27年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件
- (エ) 獣医学術学会年次大会の開催に関する件
- (オ) 第2回 世界獣医師会－世界医師会 “One Health” に関する国際会議の開催に関する件
- (カ) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）＊地区担当理事報告
- (キ) その他

[その他報告・連絡事項]

- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (イ) 日本獣医師政治連盟の活動報告に関する件
- (ウ) その他

- (3) 監 査 5月28～29日（平成26年度決算）、12月11日（平成27年度中間）
- (4) 業務運営幹部会 4月17日、5月13日、6月15日、7月23日、8月21日、10月1日
10月20日、11月30日、12月22日、1月21日、2月23日、3月16日
- (5) 役員候補者推薦管理委員会 4月23日、5月21日、6月22日
- (6) 全国獣医師会会長会議(全国獣医師会・日本獣医師会関係者事業推進懇談会を含む) 10月2日
- (7) 全国獣医師会事務・事業推進会議 7月10日
- (8) 特別委員会関係
 - ア 女性獣医師支援特別委員会 5月12日
 - イ 人と動物の共通感染症対策特別委員会
 - 医師会との連携推進委員会 11月4日
 - 狂犬病予防体制整備委員会 12月1日、3月28日
 - ウ マイクロチップ普及推進特別委員会 12月21日
- (9) 部会(部会委員会運営事業)関係
 - ア 獣医学術部会
 - 学術・教育・研究委員会 4月22日、11月9日
 - 獣医師生涯研修事業運営委員会 1月7日
 - 獣医師国際交流推進検討委員会 2月17日

イ	産業動物臨床部会 産業動物臨床・家畜共済委員会 管理獣医師ガイドライン策定小委員会(鶏)	4月28日、11月17日 3月25日
ウ	小動物臨床部会 小動物臨床委員会	10月20日
エ	家畜衛生部会 家畜衛生委員会・公衆衛生委員会	12月1日
オ	公衆衛生部会 家畜衛生委員会・公衆衛生委員会	12月1日
カ	動物福祉・愛護部会 動物福祉・適正管理対策委員会 日本動物児童文学賞審査委員会 学校動物飼育支援対策検討委員会 学校動物飼育支援対策検討委員会公開拡大会議(意見交換会) 災害時動物救護に係るガイドライン改定検討委員会	10月27日 7月28日 10月22日 2月28日 3月22日
キ	職域総合部会 総務委員会 日本獣医師会雑誌編集委員会 女性獣医師支援対策検討委員会 野生動物対策検討委員会、野生動物救護対策の在り方検討小委員会合同委員会	11月16日 4月14日、6月16日、9月9日 10月14日、12月9日、2月10日 11月24日 11月30日
ク	職域別部会関係部会長会議	8月21日、2月3日

(10) 学会（獣医学術学会事業）関係

ア	第30回世界牛病学会(2018年)準備委員会	5月25日
イ	日本獣医師会学会正副会長会議	7月3日、11月11日
ウ	平成27年度獣医学術学会年次大会企画運営委員会	7月3日
エ	獣医学術四国地区学会	9月6日
オ	獣医師生涯研修事業新システム紹介（獣医学術四国地区学会）	9月6日
カ	獣医学術北海道地区学会	9月11～12日
キ	獣医学術関東・東京地区学会	9月13日
ク	獣医学術東北地区学会	10月9日
ケ	獣医学術中国地区学会	10月10～11日
コ	獣医学術近畿地区学会	10月11日
サ	獣医学術九州地区学会	10月16日
シ	獣医学術功績者選考委員会	11月11日
ス	平成29年度獣医学術学会年次大会に係る会場視察等	11月20日
セ	獣医学術学会年次大会(秋田)開催に係る打合せ	12月21日
ソ	獣医学術学会年次大会(秋田)	2月26～28日
タ	学会幹事懇談会	2月26日
チ	獣医学術学会誌編集委員会	2月26日
ツ	獣医学術賞の発表と授与	2月27日
テ	学会幹事会議	2月27日
ト	獣医学術功績者選考委員会	2月27日
ナ	獣医学術学会年次大会(秋田)歓迎交流会	2月27日

(11) 獣医事対策等普及啓発活動事業関係

ア	interpets ASIA PACIFIC ステージ企画	4月4日
イ	動物感謝デー企画検討委員会	4月10日、8月28日

ウ	マイクロチップの普及啓発活動（東京都獣医師会南多摩支部）	4月19～21日
エ	環境省主催「エコライフ・フェア 2015」におけるマイクロチップの普及啓発	6月6～7日
オ	動物愛護週間中央行事プログラム委員会	6月11日、7月16日、8月13日、8月28日
カ	動物愛護週間中央行事実行委員会	7月16日、9月24日
キ	動物個体識別登録システムバックアップサーバー稼働確認	8月3日
ク	「東京都・立川市合同総合防災訓練」におけるマイクロチップの普及啓発	9月1日
ケ	2015 動物感謝デー in JAPAN 出展社説明会	9月4日
コ	2015 動物感謝デー in JAPAN ステージ企画打合せ会議	9月4日、9月11日
サ	動物愛護週間中央行事（屋内行事）	9月6日
シ	動物愛護週間中央行事（屋外行事）	9月12日
ス	2015 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”	10月3日
セ	「世田谷動物フェスティバル」におけるマイクロチップの普及推進	11月1日
ソ	平成28年度動物愛護週間中央行事実行委員会・運営委員会	1月15日、3月3日

(12) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業関係

ア	中国獣医協会・日本獣医師会意見交換会、交流会	5月13日
イ	WVA/WMA GLOBAL CONFERENCE ON ONE HEALTH(マドリッド(スペイン))	5月21～22日
ウ	WVA総会・WVC（イスタンブール）	9月13～17日
エ	FAVA代表者会議（ウランバートル）	9月24～26日
オ	産業動物獣医師確保に係る懇談会（公益社団法人中央畜産会）	10月1日
カ	日本医師会・日本獣医師会による連携シンポジウム-越境性感染症の現状と課題-	11月6日
キ	GCOH定例事務局会議	2月3日、2月17日、3月9日、3月23日
ク	GCOHプレスリリース	2月10日
ケ	GCOH会場視察・関係機関打合せ	3月14～15日
コ	One Healthに関するシンポジウム(厚生労働省)	3月20日

(13) 獣医事対策等調査研究事業関係

犬猫幼齢個体を親兄弟から引き離す理想的な時期に関する調査手法等検討会

5月20日、9月3日、12月17日、3月17日

(14) 省庁等の委員会・検討会等（本会役職員が出席したもの）

ア	農林水産省補助事業完了検査	4月3日
イ	全国家畜衛生主任者会議（農林水産省）	4月21日
ウ	食品安全委員会企画等専門調査会(内閣府食品安全委員会)	6月3日
エ	水鳥救護研修センター運営連絡協議会（環境省）	6月11日
オ	OIE連絡協議会（農林水産省）	7月1日
カ	全国畜産課長会議（農林水産省）	9月17日、1月15日
キ	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定に関する説明会（農林水産省）	10月9日
ク	内閣府公益認定等委員会立入検査	11月19日
ケ	環境省モデル事業ヒアリング	12月10日
コ	平成28年度日本中央競馬会畜産振興事業応募事業のプレゼン	1月28日
サ	家畜衛生セミナー(農林水産省)	1月28日
シ	口蹄疫等防疫対策強化推進会議(農林水産省)	2月19日
ス	狂犬病予防業務担当者会議(厚生労働省)	2月23日
セ	薬剤耐性対策行動計画説明会(農林水産省)	2月24日
ソ	中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会における関係者ヒアリング	2月26日
タ	中央環境審議会動物愛護部会 傍聴(環境省)	3月1日

(15) 地区獣医師大会関係

ア	中部地区獣医師大会	8月29日
イ	四国地区獣医師大会	9月6日
ウ	北海道獣医師大会	9月11日
エ	関東・東京合同地区獣医師大会	9月13日
オ	東北地区獣医師大会	10月8日
カ	近畿地区連合獣医師大会	10月11日
キ	九州地区獣医師大会	10月16日

(16) 地方獣医師会関係 (本会役職員が出席したもの)

ア	関東・東京合同地区獣医師会理事会	4月5日、7月26日、2月7日
イ	中国地区獣医師会連合会定期総会	4月9日
ウ	名古屋市獣医師会創立50周年記念式典・祝賀会	5月31日
エ	千葉県獣医師会定時社員総会	6月4日
オ	埼玉県獣医師会定時総会	6月11日
カ	秋田県獣医師会通常総会	6月12日
キ	静岡県獣医師会定時総会	6月14日
ク	東京都獣医師会定時総会	6月21日
ケ	栃木県獣医師会通常総会	6月21日
コ	茨城県獣医師会総会	6月26日
サ	北九州市獣医師会設立40周年記念式典・祝賀会	6月27日
シ	埼玉県獣医師会役員・委員合同会議	7月24日
ス	九州各県・市獣医師会会長・事務局長会議	8月6日
セ	動物愛護フェアかわさき 2015 (川崎市、川崎市獣医師会)	9月20日
ソ	中国地区獣医師会会長会議並びに事務局会議	10月9日
タ	「平成27年度動物感謝デー in KYOTO」における酒井副会長講演 (京都府獣医師会)	10月18日
チ	埼玉県獣医師会理事会	10月22日
ツ	横浜市獣医師会創立六十周年記念式典・酒井副会長基調講演並びに祝賀会	11月3日
テ	神戸市獣医師会創立五十周年記念式典・祝賀会	11月23日
ト	横浜市獣医師会新年賀詞交換会	1月8日
ナ	神奈川県獣医師会新年賀詞交換会	1月15日
ニ	北海道・東北地区獣医師会事務局会議	1月21~22日
ヌ	埼玉県獣医師会「集合狂犬病予防注射実施者講習会」、「新春懇談会」、 「高橋三男会長埼玉県文化賞受賞報告会」	1月22日
ネ	大分県獣医師会と大分県との「災害時における被災動物の救護活動に関する協定」調印式	3月11日

(17) 関連会議・行事(本会主催以外の会議等で役職員が出席したもの)

ア	獣医師賠償責任保険中央審議会	4月1日、5月1日、6月4日、7月15日、9月2日 10月7日、11月4日、12月3日、1月8日、2月9日、3月3日
イ	ALL JAPAN PET EXPO in TOKYO 開場式 (一般社団法人ペットフード協会、メサゴ・メッセフランクフルト株)	4月2日
ウ	学校法人シモゾノ学園国際動物専門学校大宮国際動物専門学校入学式	4月7日
エ	全国家畜衛生職員会通常総会	4月22日
オ	J-STAGE サービス方針説明会(国立研究開発法人科学技術振興機構)	5月11日
カ	南三郎本会理事、鳥取県獣医師会前会長通夜・告別式	5月23、24日
キ	一般社団法人全国動物薬品器材協会通常総会	5月26日
ク	一般社団法人日本小動物獣医師会定時社員総会	5月31日
ケ	一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部理事会	6月5日、12月7日、2月1日
コ	公益社団法人中央畜産会理事会	6月11日、6月26日、3月17日

サ	公益社団法人中央畜産会常勤役員候補者推薦委員会	6月11日
シ	農場管理獣医師協会通常総会	6月16日
ス	公益社団法人畜産技術協会定時総会	6月19日
セ	関東しゃくなげ会研修会・総会	6月19日
ソ	公益社団法人中央畜産会定時総会	6月26日
タ	一般社団法人日本動物看護職協会定時代議員総会・藏内会長基調講演	6月28日
チ	一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部定時評議員会	6月29日
ツ	公益法人協会セミナー	7月13日
テ	日本畜産物輸出促進協議会定時総会	7月14日
ト	日本畜産物輸出促進協議会牛肉輸出促進部会定時総会	7月14日
ナ	科学技術振興機構「新サービス方針における J-STAGE ご利用説明会」	7月15日
ニ	インターペット人とペットの豊かな暮らしフェア インターペットビジネス・フォーラム	7月16日
ヌ	一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部業務執行理事会等	6月29日、7月29日
ネ	玉木一將氏叙勲受章記念祝賀会	8月2日
ノ	全国学校飼育動物研究大会	8月23日
ハ	一般社団法人内外情勢調査会全国懇談会	8月25日、9月30日、11月6日 12月14日、2月9日、3月8日
ヒ	越智勇一記念学術振興基金運営委員会	9月1日
フ	一般社団法人内外情勢調査会東京本部懇談会	9月3日、10月9日、1月29日 2月19日、3月3日
ヘ	全国公衆衛生獣医師協議会研修及び調査研究発表会	9月4日
ホ	全国大学獣医学関係代表者協議会	9月6日、3月29日
マ	公益社団法人日本獣医学会定時総会	9月8日
ミ	JASV 口蹄疫終息記念セミナー	9月11日
ム	学校法人麻布獣医学園創立 125 周年記念式典・記念祝賀会	9月12日
メ	畜産技術研究会（公益社団法人中央畜産会）	9月30日
モ	共同防火防災管理協議会・地球温暖化対策協議会	10月7日
ヤ	J R A 畜産振興事業に関する調査研究発表会	10月14日
ユ	小里貞利出版記念パーティー	10月20日
ヨ	全国牛削蹄競技大会（公益社団法人日本装削蹄協会）	11月12日
ラ	東亜畜産研修会（東亜薬品工業株式会社）	11月13日
リ	飛騨獣医師会六十周年記念式典	11月15日
ル	N O S A I 事業推進大会（全国農業共済協会）	11月18日
レ	農研機構シンポジウム「国際化する農業における動物衛生研究の展開」 （国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）	11月20日
ロ	「日本ペットサミット」設立記念シンポジウム	11月25日
ワ	ジャパンカップ観戦会（日本中央競馬会）	11月29日
ヲ	千葉県獣医師会山根晃会長叙勲記念祝賀会	12月20日
ン	公益社団法人中央畜産会新年賀詞交歓会	1月5日
ア	ペット関連業界賀詞交歓会（一般社団法人ペットフード協会）	1月6日
イ	一般社団法人ジャパンケネルクラブ永村武美理事長、一般社団法人ペットフード協会 石山 恒会長との意見交換	1月6日
ウ	福岡県「人と動物の共通感染症対策シンポジウム」	1月11日
エ	公益社団法人日本動物用医薬品協会新年賀詞交歓会	1月13日
オ	畜産関係団体役員会	1月14日
カ	栃木県獣医師会岩上一紘名誉会長旭日小綬章受章記念祝賀会	1月31日
キ	鶏病研究会賛助会員会議	2月5日
ク	「犬猫適正飼養ガイドライン推進協議会（仮称）」設立説明会	2月9日
ケ	動物取扱責任者研修（徳島県動物愛護管理センター）	2月12日

コ	近藤信雄氏旭日小綬章受章記念祝賀会	2月14日
サ	家畜人工授精優良技術発表全国大会(一般社団法人日本家畜人工授精師協会)	2月16日
シ	家畜診療等技術全国研究集会(公益社団法人全国農業共済協会)	2月19日
ス	日本獣医内科学アカデミー学術大会	2月20日
セ	一般財団法人動物看護師統一認定機構臨時理事会	2月24日
ソ	岡本雄平共立製薬株式会社社会長兼最高顧問お別れの会	2月25日
タ	鶏病研究会理事会	3月4日
チ	「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質の保証・向上の推進」事業成果報告会、 情報共有・意見交換の会(一般社団法人全国動物専門学校協会)	3月7日
ツ	一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部理事会、評議員会	3月8日
テ	全国家畜保健衛生業績発表会協賛会役員会	3月9日
ト	北里大学 大村 智 特別荣誉教授 ノーベル生理学・医学賞受賞及び文化勲章受章記念祝賀会	3月10日
ナ	ペットの文化とみらいを考えるプロジェクト・全国ペットツーリズム連絡協議会 ーペットとのふれあい活動の推進方策を考えるー	3月16日
ニ	あにまる学園祭	3月20日
ヌ	生乳の安全・安心の確保のための全国協議会(一般社団法人中央酪農会議)	3月29日
ネ	畜産技術研究会(公益社団法人中央畜産会)	3月30日

2 会員及び賛助会員の異動状況

(1) 平成 28 年 3 月 31 日現在の会員及び賛助会員の数は、次のとおり(会員及び賛助会員の名簿は、巻末の資料参照)

ア 会 員：55 団体(都道府県・政令市獣医師会)

イ 賛助会員：団体；60 団体・企業、個人；13 人、学生；1 人

(2) 平成 27 年度における会員及び賛助会員の異動状況は、次のとおり。

区 分	平成 26 年度 末 現 在 の 数	平成 27 年度における異動状況			平成 27 年度 末 現 在 の 数	平成 27 年度の 対前年度増減	
		新規加入	退 会	計			
会 員	55	0	0	0	55	0	
賛助会員	団体	61	0	1	1	60	▲1
	個人	15	1	3	4	13	▲2
	学生	4	1	4	5	1	▲3
	計	80	2	8	10	74	▲6
備 考	地方獣医師会の会員である構成獣医師(会員構成獣医師)数の異動状況は、次のとおり。 平成 26 年度：26,551 人、平成 27 年度：26,277 人(対前年度：274 人減)						

3 人 事

(1) 本会関係

ア 役員(任期：平成27年6月22日～選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時まで)

第72回通常総会(平成27年6月22日開催)において役員を選任が行われ、第3回理事会(平成27年6月22日開催)において次のとおり理事が選定された。

会 長 藏 内 勇 夫

副 会 長 砂 原 和 文 村 中 志 朗 酒 井 健 夫

専務理事 境 政 人

地区理事	高橋 徹 (北海道地区)	山内 正孝 (東北地区)
	高橋 三男 (関東地区)	小松 泰史 (東京地区)
	宮澤 宏 (中部地区)	玉井 公宏 (近畿地区)
	安食 政幸 (中国地区)	寺町 光博 (四国地区)
	坂本 紘 (九州地区)	
職域理事	酒井 健夫 (学術・教育・研究(兼 獣医学術学会))	
	麻生 哲 (産業動物臨床)	細井戸 大成 (小動物臨床)
	横尾 彰 (家畜共済)	鎌田 健義 (家畜防疫・衛生)
	加地 祥文 (公衆衛生)	木村 芳之 (動物福祉・愛護)
特任理事	栗本 まさ子	
監事	柴山 隆史	波岸 裕光
		山根 晃
イ	顧問 (任期: 会長が顧問に委嘱した日 (6月22日) から2年以内に終了する事業年度のうち、 最終のものに関する通常総会の終結の時までの間)	
	北村 直人 (衆議院前議員)	
ウ	役員候補者推薦管理委員会委員 (任期: 平成27年10月1日～平成29年9月30日)	
	第4回理事会承認 (平成27年9月10日)	
	大庭 芳和 (静岡県獣医師会)	倉重 聖 (福岡県獣医師会)
	林 繁雄 (埼玉県獣医師会)	山口 眞誉 (青森県獣医師会)
エ	全国獣医師会会長会議常設正副議長	
	(任期: 選任後(第4回理事会協議・平成27年9月10日) 2年以内に終了する事業年度のうち、 最終のものに関する通常総会の終結の時まで)	
	議長 高橋 三男 (日本獣医師会関東地区理事)	
	副議長 宮澤 宏 (日本獣医師会中部地区理事)	
オ	事務局職員	
	古賀 俊伸	再雇用 (平成27年4月1日～平成28年3月31日) 4月1日
		事務局長 (平成27年3月20日・平成26年度第5回理事会承認)
	藤野 裕二	雇用期間の更新(平成27年4月1日～平成28年3月31日) 4月1日
		事務局参与 (総務担当)
		常勤嘱託職員
		雇用期間の終了 3月31日
	四宮 勝之	雇用期間の更新(平成27年4月1日～平成28年3月31日)) 4月1日
		事務局参与 (事業担当)
		常勤嘱託職員
	笹川 良宏	退職 (事業担当職員) 5月31日

(2) 政府委員関係

研究・調査企画会議プログラム評価部会委員 (構成員)

(内閣府食品安全委員会・任期: 平成27年8月27日～平成27年9月30日)

酒井 健夫 (日本獣医師会副会長)

(3) 地方獣医師会関係

	〈新〉	〈旧〉	
福井県獣医師会会長	松澤 重治	柴田 晴夫	5月17日
鳥取県獣医師会会長	石田 茂	前田 茂樹	5月25日
大阪府獣医師会会長	佐伯 潤	松林 驍之介(逝去)	5月26日
岐阜県獣医師会会長	石黒 利治	近藤 信雄	5月27日
山梨県獣医師会会長	笠松 豊乗	佐藤 忠敬	5月31日
岡山県獣医師会会長	春名 章宏	三宅 忠篤	6月1日
島根県獣医師会会長	安食 政幸	今井 裕三	6月1日
福島県獣医師会会長	浦山 良雄	森澤 道明	6月8日

(4) 本会関係省庁関係部局・課

〈新〉

〈旧〉

ア 農林水産省

(ア) 大臣	森 山 裕	林 芳 正	10月7日
(イ) 消費・安全局			
a 動物衛生課			
課長	熊 谷 法 夫	川 島 俊 郎	4月1日
家畜防疫対策室長	石 川 清 康	伏 見 啓 二	4月1日
b 畜水産安全管理課			
課長	磯 貝 保	藁 田 純	10月1日
課長補佐(獣医事班担当)	大 石 明 子	荻 窪 恭 明	5月11日
課長補佐(小動物獣医療)	國 分 玲 子	大 石 明 子	5月11日
課長補佐(愛玩動物用飼料対策班担当)	松 本 憲 彦	國 分 玲 子	5月11日
課長補佐(薬事監視指導班担当)	森 垣 孝 司	小 牟 田 暁	10月1日
獣医事班獣医療係長	飯 尾 寛 子	柳 澤 洋 喜	10月1日
獣医事班国家試験係長	藤 本 真 由	上 田 美 彩 子	10月1日
(ウ) 生産局			
局長	今 城 健 晴	松 島 浩 道	8月7日
畜産部長	大 野 高 志	原 田 英 男(退職)	8月7日
畜産部畜産振興課長	藁 田 純	小 林 博 行(退職)	10月1日
(エ) 経営局			
保険課長	前 田 剛 志	坂 本 修	1月12日
保険管理官	小 林 勝 利(4月1日)	木 村 治 和(退職)	3月31日

イ 環境省

(ア) 大臣	丸 川 珠 代	望 月 義 夫	10月7日
(イ) 自然環境局			
局長	奥 主 喜 美	塚 本 瑞 天(退職)	7月31日
総務課動物愛護管理室長	則 久 雅 司	田 邊 仁	7月2日
総務課長	川 上 毅	江 口 博 行	8月7日

ウ 厚生労働省

(ア) 医薬食品局食品安全部監視安全課			
(平成27年10月1日組織再編により「医薬食品局 食品安全部」が「医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部」に名称変更)			
医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部			
監視安全課長	道 野 英 司	滝 本 浩 司	10月1日
(イ) 健康局結核感染症課			
感染症情報管理室長	宮 川 昭 二	中 嶋 建 介	4月1日

エ 文部科学省

(ア) 大臣	馳 浩	下 村 博 文	10月7日
(イ) 高等教育局長	常 盤 豊	吉 田 大 輔	8月4日
(ウ) 研究振興局長	小 松 弥 生	常 盤 豊	8月4日

(5) その他

ア 獣医学教育試行評価委員会委員(公益財団法人大学基準協会)

(任期:平成27年2月20日~平成28年3月31日)

酒 井 健 夫(日本獣医師会副会長(学術・教育・研究職域理事(獣医学術学会職域理事を兼務))

- イ 獣医学教育試行評価委員会試行評価分科会第1群主査
(公益財団法人大学基準協会・任期：平成27年5月19日～平成28年3月31日)
酒井健夫(日本獣医師会副会長(学術・教育・研究職域理事(獣医学術学会職域理事を兼務)))
- ウ 一般社団法人日本動物看護職協会顧問
(任期：平成27年6月28日～平成29年定時代議員総会と同日に開催される理事会の日まで)
酒井健夫(日本獣医師会副会長)
- エ 鶏病研究会理事(任期：平成27年8月11日～平成29年度総会の日)
境政人(日本獣医師会専務理事)
- オ PRION2016TOKYO 組織委員
藏内勇夫(日本獣医師会会長)
- カ 一般財団法人動物看護師統一認定機構理事
(任期・平成28年2月1日～平成31年11月に開催する定時評議員会の終結の時)
砂原和文(日本獣医師会副会長)
- キ 一般財団法人動物看護師統一認定機構評議員
(任期・平成28年2月1日～平成31年11月に開催する定時評議員会の終結の時)
村中志朗(日本獣医師会副会長)
- ク 一般財団法人動物看護師統一認定機構監事
(任期・平成28年2月1日～平成31年11月に開催する定時評議員会の終結の時)
酒井健夫(日本獣医師会副会長)

4 叙勲・褒章

(1) 叙勲

金川弘司(北海道獣医師会)	瑞宝中綬章	27年春
國谷寛(兵庫県獣医師会)	瑞宝小綬章	27年春
玉木一将(香川県獣医師会)	旭日双光章	27年春
木下昭治(長野県獣医師会)	旭日双光章(高齢者叙勲)	8月1日
岩上一紘(栃木県獣医師会)	旭日小綬章	27年秋
山根晃(千葉県獣医師会)	旭日双光章	27年秋
近藤信雄(岐阜県獣医師会)	旭日小綬章	27年秋
久保田政男(島根県獣医師会)	旭日双光章	27年秋

(2) 褒章

鹿山忠(福島県獣医師会)	黄綬褒章	27年秋
--------------	------	------

5 逝去会員構成獣医師等

- 久山登美雄(本会元理事・平成27年4月14日逝去)
- 松林驥之介(大阪府獣医師会会長・平成27年5月6日逝去)
- 南三郎(本会理事、鳥取県獣医師会前会長・平成27年5月21日逝去)
- 野田周作(大阪府獣医師会元会長・平成27年5月29日逝去)
- 鈴木一則(静岡県獣医師会元会長、本会元副会長・平成27年8月1日逝去)ほか

B 会務（個別）報告

1 規程の制定等

(1) 「公益社団法人日本獣医師会定款施行細則」の一部改正（第4回理事会・平成27年9月10日）

ア 改正の理由：

全国会長会議と日本獣医師会との連携・連帯を一層強化するため、当該会議に統括責任者としての常設の議長及び副議長を置くことについて、平成25年度第4回理事会及び平成25年度全国会長会議の場において協議が行われ、同全国会長会議においてその設置が了承された。

しかしながら、全国会長会議については、定款施行細則第16条において定めるもの以外に特段の定めがないことから、全国会長会議における常設の議長及び副議長の位置付けを明確にするため定款施行細則の一部を改正する。

イ 改正の内容：次のとおり。

改正条文（改正部分のみ）	旧条文
<p>(諸会議) 第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>全国会長会議は、会長が招集する。</u></p> <p>4 <u>全国会長会議に常設の議長及び副議長各1名を置く。</u></p> <p>5 <u>議長及び副議長は、第3条において定める地区を選出区分とする理事の中から互選により選任する。</u></p> <p>6 <u>議長は全国会長会議を統括する。副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を代行する。</u></p> <p>7 <u>議長及び副議長の任期は、定款第29条第1項の理事の任期に係る規定を準用する。</u></p> <p>8 (略)</p>	<p>(諸会議) 第16条 本会の事業の運営に関する協議並びに連絡及び調整を行う委員会等として、全国獣医師会会長会議（以下「全国会長会議」という。）、その他の諸会議（以下「諸会議」という。）を置く。</p> <p>2 全国会長会議は、本会の事業運営に関する連絡及び調整並びに情報交換、意見交換を行い、もって本会事業の円滑な運営を図ることを目的に、本会の役員及び正会員の代表者（以下「地方獣医師会会長」という。）のほか、必要に応じ会員構成獣医師、その他の関係機関、団体の関係者の出席の下で開催する。</p> <p>3 <u>全国会長会議は、会長が招集し、座長は、出席した地方獣医師会の会長から選任する。</u></p> <p>4 会長は、定款及び施行細則の定めるところによるほか、事業の運営に関し会員、関係省庁、大学等教育機関、その他の関係機関、団体等の関係者との協議、連携の推進を図るため、必要と認めるときは、目的とする諸会議</p>

をそれぞれ開催することができる。
個々の諸会議の構成、運営等に関し必要な事項は、会長が開催の都度、決定する。

附 則（平成 27 年 9 月 10 日一部改正、平成 27 年度第 4 回理事会承認）

この改正は、平成 27 年 9 月 10 日から施行する。

（2）「日本獣医師会特定個人情報等取扱規程」の制定（第 5 回理事会・平成 27 年 12 月 11 日）

ア 制定の理由：

平成 25 年通常国会において、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が成立し、平成 28 年 1 月から「社会保障・税番号制度」が実施されることとなった。

平成 17 年 4 月に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されたが、番号法においては、個人番号（番号法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。）をその内容を含む個人情報の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置が定められていることから、特定個人情報（個人番号をその内容を含む個人情報）の適正な取扱いを確保するための規程を新たに制定する。

イ 制定の内容：次のとおり。

日本獣医師会特定個人情報等取扱規程

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、日本獣医師会個人情報管理規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成 26 年 12 月 11 日。以下「特定個人情報ガイドライン」という。）を遵守することにより、日本獣医師会（以下「本会」という。）の取り扱う個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保することを目的として必要な事項を定めるものである。

（定義）

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。なお、この規程における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従うものとする。

（1）個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。

（2）個人番号

番号法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

（3）特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報という。

(4) 個人情報ファイル

個人情報データベース等（個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成 15 年政令第 507 号）で定めるものをいう。）であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

(5) 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(6) 個人番号関係事務

番号法第 9 条第 3 項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(7) 本人

個人番号によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

(8) 役職員

本会の役員のほか、事務局職員、嘱託職員、派遣職員、アルバイト職員等をいう。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第 3 条 本会が個人番号を取り扱う事務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 役職員（扶養家族を含む。）に係る個人番号関係事務

- ・ 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ・ 扶養控除等（異動）申告書及び給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の取扱い事務
- ・ 退職所得の受給に関する申告書の取扱い事務
- ・ 雇用保険法に基づく被保険者資格に係る届出事務、並びに雇用継続給付に係る賃金月額証明書作成及び支給申請事務
- ・ 労働者災害補償保険法に基づく保険給付請求に係る事務
- ・ 健康保険法及び厚生年金保険法に基づく被保険者資格に係る届出事務
- ・ 健康保険法に基づく保険給付の支給申請事務

(2) 役職員の被扶養配偶者に係る個人番号関係事務

- ・ 国民年金第 3 号被保険者に係る届出事務

(3) 役職員以外の個人に係る個人番号関係事務

- ・ 報酬・料金等の支払調書作成事務

2 前項に掲げる事務に係る法定調書等の作成に係る事務フローは、別途定めるものとする。

(取り扱う特定個人情報等の範囲)

第 4 条 前条に基づいて本会が個人番号を取り扱う事務において使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理する特定個人情報等の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 役職員の氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、雇用保険被保険者番号、賃金額

(2) 役職員の扶養家族の氏名、生年月日、性別、続柄、住所、収入額

(3) 役職員の被扶養配偶者の基礎年金番号

(4) その他、前条に定める事務を行うために必要とされる特定個人情報

(本会の責務)

第5条 本会は、番号法その他の個人情報保護に関する法令及びガイドライン等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて特定個人情報等の保護に努めるものとする。

第2章 特定個人情報等の取得

(取得の制限)

第6条 本会は、特定個人情報等を取得するときは、適法かつ適正な方法で行うものとする。

(本人確認)

第7条 本会は、本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条の規定に従い、本人確認を行うものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 本会は、特定個人情報等を取得した場合は、あらかじめその利用目的を通知又は公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式等で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の特定個人情報等を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の特定個人情報等を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用目的の特定、変更)

第9条 本会は、特定個人情報等を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(個人番号の提供の求め等の制限)

第10条 本会は、番号法第19条各号に該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人に対し、個人番号の提供を求めないものとする。

2 本会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報等を収集しないものとする。

(安全管理措置)

第 11 条 本会は、特定個人情報等の取得に際し、第 29 条（委託先の監督）、第 30 条（特定個人情報等の取扱状況の記録）、第 31 条（本規程に基づく運用状況の記録）、第 34 条（役職員の監督・教育）及び第 39 条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

第 3 章 特定個人情報等の利用

(利用目的外の利用の制限)

第 12 条 本会は、第 9 条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて特定個人情報等を取り扱わないものとする。

2 本会は、合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って特定個人情報等を取得した場合は、継承前における当該特定個人情報等の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該特定個人情報等を取り扱わないものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときには、第 9 条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて特定個人情報等を取り扱うことができるものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 13 条 本会は、番号法第 19 条第 11 号から第 14 号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

(安全管理措置)

第 14 条 本会は、特定個人情報等の利用に関し、第 29 条（委託先の監督）、第 30 条（特定個人情報等の取扱状況の記録）、第 31 条（本規程に基づく運用状況の記録）、第 34 条（役職員の監督・教育）、第 35 条（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）、第 36 条（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）、第 37 条（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）及び第 39 条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

第 4 章 特定個人情報等の保存

(特定個人情報等の保管)

第 15 条 本会は、番号法第 19 条各号に該当する場合を除き、特定個人情報等を保管しないものとする。

(データ内容の正確性の確保)

第 16 条 本会は、第 9 条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲内において、特定個人情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第 17 条 特定個人情報等の保存に関する安全管理措置については、第 14 条の規定を準用する。

第 5 章 特定個人情報等の提供

(特定個人情報等の提供)

第 18 条 本会は、番号法第 19 条各号に該当する場合を除き、特定個人情報等を提供しないものとする。

(安全管理措置)

第 19 条 特定個人情報等の提供に関する安全管理措置については、第 14 条の規定を準用する。

第 6 章 特定個人情報等の削除・廃棄

(特定個人情報等の削除・廃棄)

第 20 条 本会は、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、かつ、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。ただし、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した場合には、保管を継続することができるものとする。

(特定個人情報等を誤って収集した場合の措置)

第 21 条 役職員は、誤って特定個人情報等の提供を受けた場合、自ら当該特定個人情報を削除又は廃棄してはならず、速やかに第 23 条第 1 項に定める事務取扱責任者に報告しなければならない。

2 本会は、前項の報告を受けた際、第 38 条に従って、当該特定個人情報等をできるだけ速やかに削除又は廃棄した上で、その記録を保存するものとする。

(安全管理措置)

第 22 条 本会は、特定個人情報等の削除・廃棄に関し、第 29 条（委託先の監督）、第 30 条（特定個人情報等の取扱状況の記録）、第 31 条（本規程に基づく運用状況の記録）、第 34 条（従業員の監督・教育）、第 35 条（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）、第 37 条（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）、第 38 条（個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄）、及び第 39 条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

第 7 章 組織及び体制

(組織体制)

第 23 条 本会は、特定個人情報等取扱いに係る事務等を統括するため、事務取扱責任者を定めるものとする。

2 また、当該関係事務に従事する事務取扱担当者を定めるものとする。

(事務取扱責任者)

第 24 条 事務取扱責任者は、事務局長とする。

2 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

3 事務取扱責任者は、以下の業務を所管する。

- (1) 本規程及び委託先の選定基準の承認及び周知
- (2) 特定個人情報の安全管理に関する教育・研修の企画
- (3) その他本会全体における特定個人情報の安全管理に関すること
- (4) 特定個人情報の利用申請の承認及び記録等の管理

- (5) 管理区域及び取扱区域の設定
- (6) 特定個人情報の取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理
- (7) 特定個人情報の取扱状況の把握
- (8) 委託先における特定個人情報の取扱状況等の監督
- (9) 特定個人情報の安全管理に関する教育・研修の実施
- (10) その他本会における特定個人情報の安全管理に関すること

4 事務取扱責任者は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事務取扱担当者)

第 25 条 事務取扱担当者は、総務担当の事務局職員とする。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「開示、訂正、利用停止等」、「削除・廃棄」又は委託処理等、特定個人情報を取り扱う業務に従事する際、番号法及び個人情報保護法並びにその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、本規程及びその他の本会規程並びに事務取扱責任者の指示した事項に従い、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。
- 3 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい等、番号法若しくは個人情報保護法又はその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、本規程又はその他の本会規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。
- 4 各部署において個人番号が記載された書類等の受領をする事務取扱担当者は、個人番号の確認等の必要な事務を行った後はできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、自分の手元に個人番号を残してはならないものとする。

(苦情対応)

第 26 条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）を受けた場合、その旨を事務取扱責任者に報告する。報告を受けた事務取扱責任者は、適切かつ迅速に対応するものとする。

(役職員の義務)

- 第 27 条 本会の役職員又は役職員であった者は、業務上知り得た特定個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又は兆候を把握した役職員は、その旨を事務取扱責任者に報告するものとする。
 - 3 本規程に違反している事実又は兆候を把握した役職員は、その旨を事務取扱責任者に報告するものとする。
 - 4 事務取扱責任者は、前 3 項による報告の内容を調査し、本規程に違反する事実が判明した場合には、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第 8 章 安全管理措置

第 1 節 総則

(特定個人情報等の安全管理)

第 28 条 本会は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報等の安全管理のために、第 2 節ないし第 5 節に定める措置を講ずるものとする。

(委託先の監督)

第 29 条 本会は、特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、委託先において番号法に基づき本会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否かについてあらかじめ確認した上で、原則として委託契約において、特定個人情報等の安全管理について委託先が講ずべき措置を明らかにし、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 委託先が特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を再委託する場合には、本会の許諾を得るものとする。また、再委託が行われた場合、本会は、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているかについて監督するものとする。

第 2 節 組織的安全管理措置

(特定個人情報等の取扱状況の記録)

第 30 条 本会は、別途定める様式「特定個人情報等取扱台帳」を用いて、以下を記録する。

- (1) 特定個人情報ファイルの種類、名称
- (2) 対象者及び個人情報の項目
- (3) 明示・公表等を行った利用目的
- (4) 責任者、取扱部署
- (5) アクセス権を有する者
- (6) 保管場所
- (7) 保管方法
- (8) 保存期間
- (9) 削除・廃棄状況

なお、「特定個人情報等取扱台帳」には特定個人情報等は記載しない。

(本規程に基づく運用状況の記録)

第 31 条 本会は、本規程に基づく運用状況を確認するため、別途定めるところに従い、以下の項目をシステムログ又は利用実績として記録する。

- (1) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- (2) 書類・媒体等の持出しの記録
- (3) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
- (4) 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- (5) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

(情報漏えい等事案への対応)

第 32 条 本会が、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故（以下「漏えい等事案」という。）が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、本規程に基づき適正に対処するものとする。

- 2 事務取扱責任者は、会長及び役員と連携して漏えい等事案に対応する。
- 3 事務取扱責任者は、漏えい等事案が発生したと判断した場合は、その旨及び調査結果を会長に報告し、当該漏えい等事案の対象となった情報主体に対して、事実関係の通知、謝意の表明、原因関係の説明等を速やかに行うものとする。
- 4 事務取扱責任者は、漏えい等事案が発生した場合、主務大臣等に対して必要な報告を速やかに行う。
- 5 事務取扱責任者は、漏えい等事案が発生したと判断した場合は、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。
- 6 事務取扱責任者は、漏えい等事案が発生したと判断した場合は、その事実を本人に通知するとともに、必要に応じて公表する。

(取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第 33 条 本会は、特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むため、自ら行う点検又は他部署等による取扱状況を毎年 1 回点検し、安全管理措置を見直す。

第 3 節 人的安全管理措置

(役職員の監督・教育)

第 34 条 本会は、特定個人情報等の安全管理のために、役職員に対する必要かつ適切な監督・教育を行うものとする。

第 4 節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第 35 条 本会は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域(以下「管理区域」という。)及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、それぞれ以下のと通りの安全管理措置を講ずる。

(1) 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限

(2) 取扱区域

壁又は間仕切り等の設置、及び事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等に努める。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第 36 条 本会は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、以下の安全管理措置を講ずる。

(1) 特定個人情報等を取り扱う電子媒体又は書類等は、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

(2) 特定個人情報ファイルを取り扱う機器は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第 37 条 本会は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を管理区域又は取扱区域の外に持ち出す場合、以下の措置を講じる。

(1) 持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、又は施錠できる搬送容器を使用する。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。

(2) 特定個人情報等が記載された書類等は、封緘して持ち出す。

(個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄)

第 38 条 本会は、個人番号を削除又は廃棄する際には、以下に従って、復元できない手段で削除又は廃棄する。

(1) 特定個人情報等が記載された書類を廃棄する場合、焼却、溶解、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用又は個人番号部分を復元できない程度のマスキングを行う。

- (2) 特定個人情報等が記録された機器又は電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを利用するか、又は物理的な破壊を行う。
 - (3) 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、データ復元用の専用ソフトウェア、プログラム、装置等を用いなければ復元できない手段で削除する。
- 2 本会は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体若しくは書類等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

第5節 技術的安全管理措置

(技術的安全管理措置)

第39条 本会は、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

- 2 本会の特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証するものとする。
- 3 本会は、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、以下の措置を講じる。
 - (1) 当社の情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。
 - (2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する。
 - (3) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。
 - (4) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。
- 4 本会は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路の暗号化を行うよう努める。

第9章 特定個人情報等の開示、訂正等、利用停止等

(特定個人情報等の開示等)

第40条 本会は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データを保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 特定個人情報等に係る保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し、書面により遅滞なく行うものとする。

(特定個人情報等の訂正等)

第41条 本会は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人

データの内容が事実でないという理由によって当該特定個人情報等に係る保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該特定個人情報等に係る保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

- 2 本会は、前項の規定に基づき求められた特定個人情報等に係る保有個人データの内容の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。
- 3 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。
- 4 本会は、前2項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

（特定個人情報等の利用停止等）

第 42 条 本会は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データが第 12 条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第 6 条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該特定個人情報等に係る保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合、又は第 18 条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該特定個人情報等に係る保有個人データの第三者への提供の停止（以下「第三者提供の停止」という。）を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該特定個人情報等に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行うものとする。ただし、当該特定個人情報等に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 本会は、前項の規定に基づき求められた特定個人情報等に係る保有個人データについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
- 3 前条第 3 項及び第 4 項の規定は本条に準用する。

第 10 章 補 則

（規格外事項）

第 43 条 この規程に定めのない事項については、その都度会長の承認を受けて処理しなければならない。

（規程の改廃）

第 44 条 この規程の改廃は、会長が理事会の承認を受けて行わなければならない。

附 則（平成 27 年 12 月 11 日制定、平成 27 年度第 5 回理事会承認）

この規程は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。

(3) 「日本獣医師会個人情報管理規程」及び「日本獣医師会個人情報保護方針」の一部改正
(第5回理事会・平成27年12月11日)

ア 改正の理由：

「日本獣医師会特定個人情報等取扱規程」の制定に伴い、関係する既存の「日本獣医師会個人情報管理規程」及び「日本獣医師会個人情報保護方針」の一部を改正する。

イ 改正の内容：次のとおり。

(ア) 日本獣医師会個人情報管理規程

改正条文 (改正部分のみ)	旧条文
<p style="text-align: center;">日本獣医師会個人情報管理規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律57号。以下「個人情報保護法という。’)及び「<u>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>」(平成25年法律第27号。以下「<u>番号法</u>」という。’)に基づき、日本獣医師会(以下「<u>本会</u>」という。’)における個人情報の適切な取扱いに関する事項を策定し、個人情報を保護することを目的とする。</p> <p><u>(2) 個人番号：番号法の第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを交換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。</u></p> <p><u>(3) 特定個人情報：個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。</u></p> <p><u>(4) 役員：本会の役員、事務局職員、嘱託職員、派遣職員、アルバイト職員等をいう。</u></p> <p><u>(5) 本人：本会が保有する個人情報で識別される特定の個人をいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">日本獣医師会個人情報管理規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律57号。以下「個人情報保護法という。’)に基づき、日本獣医師会(以下「<u>会</u>」という。’)における個人情報の適切な取扱いに関する事項を策定し、個人情報を保護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。</p> <p><u>(2) 役員：会の役員、事務局職員、嘱託職員、派遣職員、アルバイト職員をいう。</u></p> <p><u>(3) 本人：会が保有する個人情報で識別される特定の個人をいう。</u></p>

(適用範囲)

第3条 この規程は、電子データであるか文書データであるかを問わず、役職員が本会の事務・事業の執行に際し取扱うすべての個人情報に適用される。

2 特定個人情報等に関する取扱については、別に定める「日本獣医師会特定個人情報等取扱規程」に従うものとする。

3 会員構成獣医師に関する個人情報等の取扱に関しては、本規程のほか別に定める「日本獣医師会会員構成獣医師関係情報等取扱規程」に従うものとする。

3 役職員は、本会の事務・事業の執行に必要な範囲内において個人情報を利用することができる。

(適用範囲)

第3条 この規程は、電子データであるか文書データであるかを問わず、役職員が会の事務・事業の執行に際し取扱うすべての個人情報に適用される。

2 会員構成獣医師に関する個人情報等の取扱に関しては、本規程のほか別に定める「日本獣医師会会員構成獣医師関係情報等取扱規程」に従うものとする。

(法令等の遵守)

第4条 役職員は、個人情報を取扱うにあたっては、個人情報保護法、その他個人情報の保護に関する諸法令、ガイドライン及び本規程を含む他の関係諸規程を遵守しなければならない。

(個人情報の取得・利用)

第5条 役職員は、個人情報を取得する場合、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 役職員は、直接書面等により個人情報を取得する場合は、その利用目的を明示しなければならない。

3 役職員は、会の事務・事業の執行に必要な範囲内において個人情報を利用することができる。

(個人情報の適正管理)

第6条 日本獣医師会会長(以下「会長」という。)は、情報管理責任者を定め、情報管理責任者に個人情報の漏洩、滅失等の防止のための適切な保護・管理、セキュリティ対策を行わせなければならない。

2 情報管理責任者は、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合、適切な委託先を選定するとともに、委託先に対し守秘義務、安全管理、目的外利用の禁止等の必要な義務を課すものとする。

(個人情報の第三者提供)

第7条 役職員は、個人情報を第三者に提供する場合、事前に本人から同意を得なければならない。

ただし、以下の各号に掲げる場合はこの限りではない。

<p>(2) <u>本会</u>の事務・事業の執行に必要な範囲において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合</p>	<p>(1) 個人情報保護法その他の適用ある法令に基づき、特段の措置を講じることなく個人情報を第三者に提供することが認められている場合</p> <p>(2) <u>会</u>の事務・事業の執行に必要な範囲において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合</p> <p>(個人情報の開示、訂正等請求)</p> <p>第8条 役職員は、本人から自己の個人情報について開示を求められた場合は、本人確認をした上で速やかに対応しなければならない。</p> <p>開示の結果、訂正又は削除を求められた場合は、合理的な期間内に対応しなければならない。</p> <p>(個人情報の廃棄)</p> <p>第9条 保存期間を経過した個人情報、または当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。</p> <p>2 個人情報の廃棄にあたっては、外部漏洩しないよう文書データについてはシュレッダー処理、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。</p> <p>なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、情報管理責任者が適切な委託先を選定するとともに委託先が確実に廃棄したことを確認するものとする。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第10条 この規程の改廃は、会長が理事会の承認を受けて行わなければならない。</p>
<p>附 則 (平成 27 年 12 月 11 日一部改正、平成 27 年度第 5 回理事会承認)</p> <p>この規程は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。</p>	

(イ) 日本獣医師会個人情報保護方針

改正条文 (改正部分のみ)	旧条文
<p>日本獣医師会個人情報保護方針</p> <p><u>公益</u>社団法人 日本獣医師会</p> <p><u>公益</u>社団法人日本獣医師会 (以下「本会」という。) は、獣医師道の高揚、<u>獣医事の向上、獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、動物の福祉及び愛護の増進並びに自然環境</u></p>	<p>日本獣医師会個人情報保護方針</p> <p>社団法人 日本獣医師会</p> <p>社団法人日本獣医師会 (以下「本会」という) は、獣医師道の高揚、<u>獣医学術の振興・普及、獣医事の向上等に関する活動を通じ、動物に関する保健衛生の向上、畜産の振興、公衆衛生の向上等広く社会貢献</u>を果たす使命を担って</p>

の保全に寄与し、もって人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成への貢献を果たす使命を担っています。

本会は、このような使命を果たすための事務・事業を執行する上で取り扱う個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)等の趣旨を踏まえ、以下の方針に従って対処します。

1 法令等の遵守

本会は、「個人情報保護法」、「番号法」及びその他の関係諸法令、ガイドライン等の遵守に努めます。

2 個人情報の利用目的

本会は、本会が取り扱う個人情報（特定個人情報等を含む）については、本会の事務・事業を執行する上において、法令等に定められた範囲内で利用します。

<お問い合わせ窓口>

〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1
新青山ビル西館 2 3 階
公益社団法人日本獣医師会 総務担当
TEL 03-3475-1601

(平成 27 年 12 月 11 日一部改正)

います。

本会は、このような使命を果たすための事務・事業を執行する上で取扱う個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、以下の方針に従って対処します。

1 法令等の遵守

本会は、「個人情報の保護に関する法律」及びその他個人情報の保護に関する諸法令、ガイドラインの遵守に努めます。

2 個人情報の利用目的

本会は、本会が取扱う個人情報については、本会の事務・事業を執行する範囲において利用します。

3 個人情報の取得

本会は、個人情報の取得の目的を明確にし、適正な手段による取得に努めます。

4 個人情報の安全管理

本会は、個人情報の漏洩、滅失または毀損等を防止するため、適切な安全管理措置の実施に努めます。

また、安全管理措置の実施について職員研修を行うとともに、個人情報の取扱いを委託する際には、委託先に対し個人情報を適切に管理するよう監督します。

5 個人情報の開示、訂正請求等

本会は、本人から個人情報の開示、訂正等が求められた場合、遅滞なく合理的な期間内で対応します。

<お問い合わせ窓口>

〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1
新青山ビル西館 2 3 階
社団法人日本獣医師会 総務担当
TEL 03-3475-1601

2 東日本大震災被災対応

(1) 日本獣医師会における対応等

ア 日本獣医師会独自の取組み

「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」については、平成 26 年 12 月 12 日に開催された平成 26 年度第 4 回理事会において、次のとおり取り扱うこととされた。

「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」による東日本大震災の被災地等における動物の救護活動支援及び地域獣医療復旧活動支援を平成 27 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、同義援金の残額（42,889 千円）を募金要領に明記されている緊急災害時の動物救護活動の強化に充てることとした。

具体的には、義援金の残額の使途計画において、緊急災害時に動物の救護施設となる動物管理センター等の個体識別能力を強化するため、ゲート型リーダーを寄贈することとした。そのため、地方獣医師会からゲート型リーダー未設置の都道府県、政令都市等に設置計画の有無等を確認し、未対応の自治体に設置の要請を行った上で、早期設置を希望する地方事情等に配慮しつつ対応する等の手順を整理して寄贈を行った。

平成 28 年 3 月 31 日現在における寄贈状況は、28 都道府県 28 台であり（奈良県については平成 28 年 7 月までに寄贈予定）、これにより同義援金は計画どおり全額執行された。

イ 一般財団法人ペット災害対策推進協会の取組み

任意団体であった緊急災害時動物救援本部は、平成 26 年 6 月に「一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部」として設立されたが、平成 28 年 3 月 8 日に次のとおり組織名称等の改正を行った。

(ア) 新たな組織名称

一般財団法人ペット災害対策推進協会（代表理事：青木貢一。所在地：東京都新宿区信濃町 8-1）従前より、ペット（家庭動物）を対象として、平時における予防対策や同行避難等の普及啓発、発災時における現地動物救護本部に対する後方支援を主たる業務として活動を続けてきたが、このことが分かりやすくかつ明確に伝えることができる名称として「ペット災害対策推進協会」に改名した。

(イ) 事業内容

減災・防災のためには、普段からの予防対策を講じておくことが重要であることから、平時における予防対策や同行避難等に関する普及教育事業のより一層の展開を進めていくこととした。

また、発災時には、現地救護本部等に対して、資金、人員、物資及び保護預かりの 4 点の支援事業を実施するが、義援金代行募集（本協会の予算・財産とはせず、義援金は全額を現地救護本部等に寄附する形態）や斡旋活動を主な業務内容とした。

本会は、平成 27 年度、旧一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部及び新一般財団法人ペット災害対策推進協会の連携・協力団体として参加するとともに、本会関係者も評議員及び理事として、評議員会及び理事会に出席した。

(2) 地方獣医師会における対応

動物の被災地域が広範に及ぶとともに、原発事故という未経験の被災の様態の中で、被災地の多くの地方獣医師会及び被災地の動物救護を支援してきた地方獣医師会、さらに獣医師会関係者により取り組まれてきた、被災動物の救護施設での飼育管理、飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡等、長きにわたる動物救護活動は、地方獣医師会をはじめ、関係者の献身的な努力により平成 27 年 12 月をもって無事終了に至った。

3 会員組織基盤の強化対策

(1) 日本獣医師会全国会員組織

本会会員組織については、全国の 47 都道府県獣医師会及び 8 政令市獣医師会を会員とする全国組織として、すべての都道府県において活動を行った。

賛助会員組織についても、獣医事に関連する団体・企業、本会の事務事業に関連する団体・企業及び本会の目的に賛同する個人等に呼びかけ、加入拡充を図った。

(2) 地方獣医師会会員組織

ア 平成 21 年度第 3 回理事会及び全国獣医師会会長会議の協議を踏まえ、「新公益法人制度の移行に当たり獣医師会活動の基盤となる会員組織の充実・強化について」（平成 21 年 10 月 27 日付け 21 日獣発第 185 号）により、各地方獣医師会に会員組織の充実・強化を図りたいことを要請したが、平成 27 年度においても引き続き、獣医師専門職による公益活動の発展・整備に資するとの観点に立ち会員組織基盤の強化に努めた。

イ また、平成 27 年度各大学獣医学科優秀卒業生を表彰し、日本獣医師会会長メッセージ、日本獣医師会パンフレット及び日本獣医師会雑誌（平成 28 年 1 月号）を全卒業生に配布した。

表彰に当たっては、本会会長の他、大学の所在する地域の地方獣医師会代表者が賞状及び記念品を授与し、獣医師会の活動を紹介して、卒業生への入会の勧誘を行った。また、動物感謝デー等の場を介しての日本獣医学生協会との連携・支援協力を行った。

第2 事業報告

A 政策提言活動等

獣医療政策提言等の要請活動等

- (1) 平成 27 年 8 月 31 日付け 27 日獣発第 147 号【別記 1】
動物収容・譲渡対策施設整備事業予算の拡充について
要請先：環境省自然環境局長
- (2) 平成 27 年 9 月 30 日付け 27 日獣発第 190 号
獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について【別記 2】
要請先：農林水産省消費・安全局長、同経営局長
- (3) 平成 27 年 9 月 30 日付け 27 日獣発第 191 号
動物愛護・管理施策等の整備・充実について【別記 3】
要請先：環境省自然環境局長
- (4) 平成 27 年 10 月 1 日付け 27 日獣発第 192 号
人と動物の共通感染症対策の整備・充実について【別記 4】
要請先：厚生労働省健康局長、同医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
- (5) 平成 27 年 9 月 30 日付け 27 日獣発第 193 号
獣医学教育の改善（整備・充実）について【別記 5】
要請先：文部科学省高等教育局長

(6) 平成 27 年 10 月 9 日付け 27 日獣発第 196 号
都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための処遇改善対策について【別記 6】
要請先：都道府県知事

(7) その他
「公務員獣医師の処遇改善について」、「獣医学教育環境の整備・充実について」等の要請は、
逐次、日本獣医師政治連盟委員長から関係国会議員及び関係省庁等に要請

【別記 1】

《 動物収容・譲渡対策施設整備事業予算の拡充に係る要請 》

27 日獣発第 147 号
平成 27 年 8 月 31 日

環境省自然環境局長
奥 主 喜 美 様

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫

動物収容・譲渡対策施設整備事業予算の拡充について

貴職におかれましては、動物愛護・管理等に係る施策をはじめ、本会の業務運営に種々ご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、都道府県等が行う犬及び猫の引取り事業につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）等の規定に基づき、国は、都道府県等に対し、収容施設等の設置に要する費用の 2 分の 1 以内の額を補助することができることとされています。これらの規定を受け、貴省においては平成 21 年度以降、環境保全施設整備費補助金の中で動物収容・譲渡対策施設整備事業を措置し、平成 27 年度予算においては 95,468 千円の補助金を確保していただいているところで

す。一方、都道府県、指定都市及び中核市においては、法の規定に則り、動物愛護センター等の整備に努めているところですが、予算等の制約もあり未だ多数の都道府県等において当該施設が設置されていない状況となっています。また、近年動物愛護センター等を設置し、又は設置を計画している都道府県等では、当該設置費用は十数億円に上り、標記の事業予算では到底費用を賄えず、事業を活用できないのが実態です。

つきましては、このような都道府県等の実情等を勘案の上、法の趣旨に沿った犬等の引取り事業が円滑かつ効果的に実施されますよう、標記の事業予算の大幅な拡充及び事業運用の改善につきご配慮いただきたく要請いたします。

(参考)

1 関連法令

- 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 35 条第 8 項
「国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第 1 項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。」
- 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 107 号）第 3 条
「法第 35 条第 8 項の規定による国の補助は、収容施設、殺処分施設又は焼却施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の 2 分の 1 以内の額について行うものとする。」

2 動物愛護センター等未設置の都道府県、指定都市及び中核市の数
(推計)

- 都道府県：11 / 47
- 指定都市：2 / 20
- 中核市：26 / 45

これらのほか、既にセンター等を設置している都道府県等においても、当該施設が耐用年数を経過し、建替えが必要となっているものもある。

3 動物愛護センター等を設置し又は設置計画を有する都道府県等の設置費用

- 横浜市：平成23年完成 約14億円
- 群馬県：平成27年7月1日開設 1億4千万円

(既存センターも管理保護棟として活用)

- 大阪府：平成28年完成予定 約14億円
- 川崎市：平成31年3月供用開始 9億9千万円
- 神奈川県：平成31年完成予定 約14億円

【別記2】

《 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に係る要請 》

27日獣発第190号
平成27年9月30日

農林水産省消費・安全局長
小風 茂 様
農林水産省経営局長
奥原正明 様

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏内勇夫

獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実にについて

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、我が国や周辺諸国では高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする重篤な家畜伝染病が発生し、清浄国である我が国にも再び侵入する危険性が高まっています。

また、昨年来、西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行が国際的な問題となるとともに、我が国においても昨年夏にデング熱の国内感染症例が発生し、国民の関心を集めました。さらに、平成25年には、半世紀以上も清浄国であった台湾で野生動物を中心に狂犬病が発生するなど、人と動物の共通感染症（以下「共通感染症」という。）は我が国にとって大きな脅威となっています。

このような状況の中で、国民の食生活に直結した安全な畜産物の安定供給への貢献が求められている産業動物診療分野、「家族の一員・生活の伴侶」として定着してきた犬や猫等に対する高度な獣医療の提供が求められている家庭飼育動物診療分野、家畜伝染病・共通感染症の防疫及び食品の安全性の確保等に従事する家畜衛生・公衆衛生等の公務員分野のほか、動物愛護・福祉、野生動物対策等、獣医師は幅広い職域において国民生活を支えています。

本会は、獣医師が質の高い獣医療の提供に努め、社会の期待に応えていくことが求められる中で、獣医療に係る制度的課題を含め今後の施策推進の方向等について、獣医師が携わる各職域部会で検討を行うとともに、特に重要な課題については特別委員会を設置して検討を行ってまいりまし

た。

検討の結果、各職域部会及び各特別委員会において、別紙1～8【略】のとおり、それぞれ現状と課題、対応の方向等について報告書として取りまとめたところです。

つきましては、当該報告書の内容をご参照の上、獣医師及び獣医療関連施策の推進につき下記の事項にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 口蹄疫等の家畜伝染病及び共通感染症に対する防疫体制の充実・強化並びに食品の安全性の確保
 - (1) 人及び物の移動のグローバル化やボーダレス化、さらに地球環境の温暖化等に伴い家畜伝染病や共通感染症の海外からの侵入、発生リスクが高まっている。これらに対する的確な輸入検疫及び国内防疫の実施体制の整備並びに食品の安全性の確保を図るため、①家畜衛生関係公務員獣医師確保のための処遇及び職場環境の改善、②国及び都道府県の家畜衛生関係部署におけるバイオハザードに配慮した施設・機器整備のための予算措置、③共通感染症及び食品の安全性の確保に対応する家畜衛生公務員と公衆衛生公務員の情報共有による連携強化、④生産段階において食中毒菌による汚染を減少させる方策としての農場HACCP認証と農場管理獣医師の活用の推進等について引き続き一層の支援をお願いしたい。
 - (2) 共通感染症の予防においては、獣医師と医師が緊密な連携を保つことが重要である。本会は平成25年に日本医師会と学術協力の推進に関わる協定書を締結し、ワンヘルスを推進する考え方にに基づき、人と動物の共通感染症についての情報交換及び両者が連携した防疫体制の整備についての意見交換を行っている。

また本会では、国際的に活躍する獣医師団体と医師団体との連携及び国内の各地域における獣医師と医師の連携の構築についても積極的に取り組んでいる。このような両者の広範かつ効果的な連携を図るための体制整備に対して支援をお願いしたい。
- 2 獣医師需給対策の推進と処遇の改善
 - (1) 産業動物診療分野、地方自治体の家畜衛生・公衆衛生等の公務員分野等、獣医師不足職域への獣医師誘導対策については、当該分野の獣医師の処遇改善、大学教育における産業動物臨床及び獣医行政に係る教育の充実、修学資金給付制度の拡充等の施策の一層の整備・充実に努めたい。
 - (2) 獣医師の職域・地域偏在の問題解決のため、貴省の助成に係る女性獣医師就業支援事業について、一層の充実・強化をお願いしたい。
 - (3) 各都道府県においては、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第3次）」に基づき都道府県計画が策定されているが、当該計画の実現に向けて現状を把握のうえ、十分なフォローアップを図られたい。
 - (4) また、産業動物診療獣医師の処遇改善を図るため、産業動物診療の基盤となる家畜共済事業の運営の改善（「家畜共済診療点数表」の改善）及び獣医師職員の雇用の確保を図られたい。
- 3 獣医学教育の改善（整備・充実）
 - (1) 獣医学の教育年限が6年に延長され30年を経過したが、要となる専任教員の確保は進展せず、特に獣医師の責務の根幹をなす動物診療、家畜衛生・獣医公衆衛生等の実務教育の不備が指摘されている。
 - (2) このような状況下において、コアカリキュラムの策定と普及、共用試験の導入、分野別第三者評価の試行などへの取り組み、さらに、一部の獣医学系大学においては、共同獣医学部・獣医学科の設置等自助努力による獣医学教育の改善が図られてきた。これらは、文部科学省に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」（以下、「協力者会議」という。）において取りまとめられた「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」における積極的な提言に基づくものである。貴省におかれても、獣医事を所管する省庁として、協力者会議において取りまとめられた提言が実現するよう支援を図られたい。

- (3) 文部科学省では、平成 28 年度を目途に各大学の獣医師養成課程において共用試験を実施し、合格者に対して参加型実習を実施することとしているが、実習を実効性あるものにするため、農業共済組合・連合会等の家畜診療施設、家畜保健衛生所等の行政関係機関及び小動物診療施設等の実習受入外部機関と獣医学系大学との協力体制の構築に対して支援を図られたい。
- (4) 特区提案による獣医学部新設については、前記(2)の獣医学教育の国際水準に向けた改善の動きに反するものである。また、獣医師の養成は、全国的観点から質の確保及び需給政策と一体的に推進すべきであり、「特区」による新設は適当ではない。このため、本会としては従来どおり一貫してこれに反対するとともに、獣医学教育の国際水準に向けた改善・充実を強く要望する。

4 獣医療提供の質の確保

- (1) 現在、「家族の一員・生活の伴侶」として家庭飼育動物が増加・定着し動物の診療機会が増加する中、診療提供に対する飼育者からの要請は高度化かつ多様化してきており、獣医師と診療業務を補助する専門職とによる機能分担体制の整備が求められている。このような社会的要請に応え、獣医師と動物看護師などの獣医療補助職との連携によるチーム獣医療の整備を推進するため、獣医師の補助職として就業する動物看護師の技術・知識の高位平準化対策と公的資格制度化に向けての法整備等を図られたい。
- (2) 獣医診療現場においては、抗生物質の効能等がない、いわゆる適応外使用を選択せざるを得ないケースがある。このため、獣医療の実態及び畜産農家のニーズに沿った適正な獣医療の実施が可能となるよう農業共済制度における保険診療上の取扱いについて、早急に改善を図られたい。
- (3) 獣医師法に努力義務として定められている卒後臨床研修については、臨床研修を行う施設を農林水産大臣が指定する際の基準として小動物診療に関する基準が定められているが、当該基準に適合する小動物診療施設は極めて限られている。そのため、今後は、地域の獣医師会と十分に連携の上、民間施設の臨床研修施設指定に向けた支援策等、研修体制整備のための施策を講じられたい。
また、産業動物診療においては、畜産業の規模拡大に伴い、生産サイドからは衛生面から生産を支える幅広くかつ高度な獣医療サービスが求められており、群管理衛生技術、農場 HACCP の普及等に関する知識、技術を備えた農場管理獣医師の養成について一層の支援を図られたい。
- (4) 一部の飼育者からの獣医師の職業倫理の欠如を指摘する声を踏まえ、地域の獣医師会と十分に連携の上、獣医師倫理及び関係法令に関する普及啓発を行うとともに、取り締まりの強化を図られたい。特に、獣医療法における広告制限、医薬品医療機器等法における要指示医薬品の適正流通等について指導の徹底を推進されたい。

5 家畜衛生、公衆衛生所管部署及び動物愛護・野生動物所管部署に勤務する獣医師の連携強化と人事交流の活発化

家畜衛生、公衆衛生に係る幅広い分野においては、多数の公務員獣医師が様々な施策の実施を通じて国民生活を支えている。

一方、動物愛護管理法の一部を改正する法律においては、動物取扱業者の業務運営や多頭飼育の適正化等種々の規制が整備されるとともに、法令に基づく様々な施策を効率的に実施するために、獣医師の関与の強化が明文化されたところである。

また、野生動物による被害が各地で発生して国民の関心事となる中で、これらの動物に対してはバランスのとれた保護・管理に係る施策が求められている。このため、公務員獣医師について、家畜衛生、公衆衛生部門及び動物愛護・野生動物管理部門の人事交流をより活発に行うこと等により、関連施策の円滑な実施のための体制整備を図られたい。

(獣医学系大学及び関係職域団体にも同様の要請を行った。)

《 動物愛護・管理施策等の整備・充実に係る要請 》

27日獣発第191号
平成27年9月30日

環境省自然環境局長
奥主喜美様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

動物愛護・管理施策等の整備・充実について

日頃より、動物愛護・管理等に係る施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成25年度に「動物愛護管理法の一部を改正する法律」が施行され、動物の修正しよう、動物虐待等を発見した場合の獣医師による通報の努力義務、マイクロチップの装着等の推進及びその装着を義務付けることに向けての検討等について規定されたことを受け、本会としても改正法の円滑な施行に尽力してまいりました。

また、本会は、獣医師が質の高い獣医療の提供に努め、社会の期待に応えていくことが求められる中で、獣医療に係る制度的課題を含め今後の施策推進の方向等について、獣医師が携わる各職域部会で検討を行うとともに、特に重要な課題について特別委員会を設置して検討を行ったところです。

検討の結果、各職域部会及び各特別委員会において、別紙1～8【略】のとおり、それぞれ現状と課題、対応の方向等について報告書として取りまとめたところです。

つきましては、当該報告書の内容をご参照の上、動物愛護・管理施策等の整備・充実につき下記の事項にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 動物愛護行政と獣医師・獣医師会の連携について

平成25年度に施行された動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律においては、動物取扱業者の業務運営や多頭飼育の適正化等種々の規制の整備とともに、動物虐待等を発見した場合の獣医師による通報の努力義務等獣医師の関与の強化が明文化されたところである。法の目的の達成及びその円滑な施行を期する上において、地域の動物愛護関係行政機関と獣医師・獣医師会が一層連携を強めて施策を推進できるよう、体制の構築について特段の配慮をお願いしたい。

2 マイクロチップ（MC）の普及推進について

平成25年度の改正法の施行に当たっては、法の目的を達成する上において動物の所有者責任を強化することが重要であるとの観点に立ち、所有の明示措置に有効であるとされるMC装着の義務化に向けて必要な措置を講じる旨が明文化されている。MCの義務化に向けては、データベースの一元化、MCリーダーの普及等の環境整備を図るとともに、狂犬病予防法の犬の登録制度における個体識別をMCに一元化する等、両法における犬の個体識別方式の合理化と飼育者の利便性向上に努められたい。

また、法改正後に貴省が策定された「災害時におけるペットの救護ガイドライン」においては、災害時の飼育者とペットとの同行避難が推奨されるとともに、緊急災害の迷子対策としてMCの装着を勧めており、その趣旨からMC装着の推進を図られたい。

3 家畜衛生、公衆衛生所管部署及び動物愛護・野生動物所管部署に勤務する獣医師の連携強化と人事交流の活発化

家畜衛生、公衆衛生に係る幅広い分野においては、多数の公務員獣医師が様々な施策の実施を通じて国民生活を支えている。

一方、動物愛護管理法の一部を改正する法律においては、動物取扱業者の業務運営や多頭飼育の適正化等種々の規制が整備されるとともに、法令に基づく様々な施策を効率的に実施するために、獣医師の関与の強化が明文化されたところである。

また、野生動物による被害が各地で発生して国民の関心事となる中で、これらの動物に対してはバランスのとれた保護・管理に係る施策が求められている。このため、公務員獣医師について、家畜衛生、公衆衛生部門及び動物愛護・野生動物管理部門の人事交流をより活発に行うこと等により、関連施策の円滑な実施のための体制整備を図りたい。

4 ワンヘルスの推進に係る関係者の連携を図るための体制整備の支援

近年、世界の医療及び獣医療並びに環境保全に関する学識経験者の間で、人の健康、動物の健康及び環境の保全を一体として考える「ワンヘルス」の理念が普及してきた。

2012年、世界獣医師会と世界医師会は、ワンヘルスの理念に基づいて獣医師と医師が連携し、国際的な保健衛生であるグローバル・ヘルスの向上に貢献することとして覚書を取り交わした。これを受け、本会は、平成25年に日本医師会と学術協力の推進に関する協定書を締結し、ワンヘルスの考え方にに基づき、人と動物の共通感染症の予防に関する情報交換及び両者が連携した防疫体制の整備についての意見交換を行っている。また本会では、国際的な獣医師と医師の連携及び国内の各地域における獣医師と医師の連携の構築についても積極的に取り組んでいる。

今後は獣医療、医療に環境保全も含めた総合的な取り組みに発展することが期待されることから、関係者間の効果的な連携を図るための体制整備について支援をお願いしたい。

5 動物収容・譲渡対策施設整備事業予算の拡充について

都道府県等が行う犬及び猫の引取り事業については、動物の愛護及び管理に関する法律等の規定に基づき、国は、都道府県等に対し、収容施設等の設置に要する費用を補助することができることとされており、貴省においては、環境保全施設整備費補助金の中で動物収容・譲渡対策施設整備事業を措置し、補助金を確保していただいているところである。

一方、都道府県、指定都市及び中核市においては、法の規定に則り、動物愛護センター等の整備に努めているが、予算等の制約もあり未だ多数の都道府県等において当該施設が設置されていない状況となっている。また、近年動物愛護センター等を設置し、又は設置を計画している都道府県等では、当該設置費が多額なため標記の事業予算では到底費用を賄えず、事業を活用できないのが実態である。

このような都道府県等の実情等を勘案の上、法の趣旨に沿った犬等の引取り事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、当該事業予算の大幅な拡充及び事業運用の改善について特段のご配慮をお願いしたい。

(一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部及び全国動物管理関係事業所協議会にも同様の要請を行った。)

【別記4】

《 人と動物の共通感染症対策の整備・充実に係る要請 》

27日獣発第192号
平成27年10月1日

厚生労働省健康局長
福島靖正様
厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
福田祐典様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

人と動物の共通感染症対策の整備・充実について

日頃より、人と動物の共通感染症対策、食品衛生対策等に係る施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年の鳥インフルエンザの発生、昨年の韓国におけるMERSの流行及び西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行等により、人と動物の共通感染症に対する国民の関心が高まる中で、これらの感染症のわが国への侵入・まん延等社会的リスクに的確に対処する上で、獣医師及び獣医療の果たすべき役割は一層増大しています。

また、一昨年台湾の野生動物における狂犬病の発生にかんがみ、台湾と同様に島国という地勢に恵まれ、50年以上にわたる狂犬病清浄国である我が国としては、今後も関係者が一体となって一層の防疫体制の強化に努める必要があります。

本会は、獣医師が質の高い獣医療の提供に努め、社会の期待にこたえていくことが求められる中で、獣医療に係る制度的課題を含め今後の施策推進の方向等について、獣医師が携わる各職域部会で検討を行うとともに、特に重要な課題については特別委員会を設置して検討を行ってまいりました。検討の結果、各職域部会及び各特別委員会において、別紙1～8【略】のとおり、それぞれ現状と課題、対応の方向等について報告書として取りまとめたところです。

つきましては、当該報告書の内容をご参照の上、人と動物の共通感染症対策の整備・充実につき下記の事項にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 人と動物の共通感染症に対する防疫体制の整備・充実

(1) 近年の鳥インフルエンザ、MERS、エボラ出血熱等の人と動物の共通感染症の発生・流行をみるまでもなく、人及び物の移動のグローバル化や地球環境の温暖化等に伴い、人と動物の共通感染症の発生リスクが高まっている。これらの疾病に対する迅速・的確な防疫の実施体制について、以下の点に留意して対応されたい。

- ① 家畜衛生行政、公衆衛生行政と地域の獣医師・獣医師会が連携した人と動物の共通感染症への防疫対応のためのネットワークの構築
- ② 野生動物及び飼育動物における人と動物の共通感染症に係るサーベイランス体制の整備

(2) 特に狂犬病については、台湾での野生動物における発生のみならず、中国、東南アジア諸国等でも問題となっており、万一我が国への侵入を許せば国民生活への影響が甚大であることから、以下の点に留意して対応されたい。

- ① 検疫対象動物が密輸入等により検疫措置を逃れて国内に持ち込まれることを防止するための国境検疫措置の強化
- ② 犬の飼育実態及び狂犬病予防注射率の把握と、マイクロチップを活用した効率的な登録制度の導入
- ③ 狂犬病ワクチンの在庫数量の把握と、発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保

- ④ 野生動物における狂犬病サーベイランス体制の整備・充実
- ⑤ 獣医師への狂犬病診断技術研修の実施と、迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備
- ⑥ 狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発

(3) 本会は、平成25年に日本医師会と学術協力の推進に関する協定書を締結し、ワンヘルスの考え方にに基づき、人と動物の共通感染症の情報交換及び両者が連携した防疫体制の整備についての意見交換を行っている。また本会では、国際的な獣医師と医師の連携及び国内の各地域における獣医師と医師の連携の推進についても積極的に取り組んでいるところであり、両者の効果的な連携を図るための体制整備について支援をお願いしたい。

2 人と動物の共通感染症の的確な防疫及び食品の安全性の確保のための獣医師の確保と家畜衛生・公衆衛生公務員獣医師の連携

(1) 新規獣医師の多くが小動物診療分野に就業する一方、産業動物診療獣医師及び地方公共団体の家畜衛生・公衆衛生部門に勤務する公務員獣医師が不足する等、獣医師の職域偏在が顕在化している。

国民の関心事である人と動物の共通感染症の的確な防疫及びフードチェーン全般を俯瞰した食品の安全性の確保のためには、家畜衛生分野と公衆衛生分野が連携した衛生管理等の体制整備が必要であり、公衆衛生公務員獣医師を確保するための処遇改善、家畜衛生分野・公衆衛生分野間の情報共有の推進等を図られたい。

(2) 文部科学省では、平成28年度を目途に各大学の獣医師養成課程において共用試験を実施し、合格者に対して参加型実習を実施することとしているが、実習を実効性あるものとし、獣医学生が公衆衛生公務員獣医師に対する理解を深める機会となるよう、食肉衛生検査所、動物愛護管理センター等の公衆衛生行政関係場所と獣医学系大学との協力体制の構築に対して支援を図られたい。

(3) 現在、20～30歳代の獣医師及び獣医学系大学の学生のほぼ半数を女性が占めている一方で、女性獣医師の約7%が無職となっている。このため、本会では女性獣医師支援特別委員会を設置し、「女性獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて」をテーマに、女性が獣医師の就業継続と復職を支援し、女性獣医師の就業率の向上とキャリアアップを図る方策について調査・検討を行ってきた。今後はその結果に基づき、課題解決のために実効性ある施策を講じていく予定であり、貴省においてもご理解とご支援をいただき、公衆衛生公務員獣医師の確保に努められたい。

3 家畜衛生、公衆衛生所管部署及び動物愛護・野生動物所管部署に勤務する獣医師の連携強化と人事交流の活発化

家畜衛生、公衆衛生に係る幅広い分野においては、多数の公務員獣医師が様々な施策の実施を通じて国民生活を支えている。

一方、動物愛護管理法の一部を改正する法律においては、動物取扱業者の業務運営や多頭飼育の適正化等種々の規制が整備されるとともに、法令に基づく様々な施策を効率的に実施するために、獣医師の関与の強化が明文化されたところである。

また、野生動物による被害が各地で発生して国民の関心事となる中で、これらの動物に対してはバランスのとれた保護・管理に係る施策が求められている。このため、公務員獣医師について、家畜衛生、公衆衛生部門及び動物愛護・野生動物管理部門の人事交流をより活発に行うこと等により、関連施策の円滑な実施のための体制整備を図られたい。

(全国公衆衛生獣医師協議会にも同様の要請を行った。)

《 獣医学教育の改善（整備・充実）に係る要請 》

27日獣発第193号
平成27年9月30日

文部科学省高等教育局長
常盤 豊 様

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏内 勇夫

獣医学教育の改善（整備・充実）について

日頃より、獣医学教育の整備・充実に係る施策の推進につきご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、獣医師は、家庭動物や家畜の診療をはじめ、食品の安全性の確保、鳥インフルエンザや狂犬病などの人と動物の共通感染症の防疫、畜産の振興、動物の福祉・愛護、野生動物に係る自然環境保全など、広範な分野において重要な役割を担っており、産業の発展及び国民生活の向上に貢献しています。

獣医師がこのような社会的要請に的確に答えていくためには、獣医師自らが知識及び技術の研鑽に努めるとともに、大学教育において高い能力を持った新規獣医師を養成すること等により、質の高い獣医療の提供体制を確保する必要があります。

本会は、獣医療に係る制度的課題を含め今後の施策推進の方向等について、獣医師が携わる各職域部会で検討を行うとともに、特に重要な課題については特別委員会を設置して検討を行ってまいりました。

検討の結果、各職域部会及び各特別委員会において、別紙1～8【略】のとおり、それぞれ現状と課題、対応の方向等について報告書として取りまとめたところです。

つきましては、当該報告書の内容をご参照の上、獣医学教育の整備・充実の推進につき下記の事項にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」報告の総合的なフォローアップ

我が国の獣医学教育は、6年制への教育年限の延長後30年が経過したが、教育環境の整備・充実は十分といえない状況で推移してきた。

このような状況の中で、貴省に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）からは、①教育研究体制の充実、②モデル・コア・カリキュラムの策定・実施、③分野別第三者評価の導入・実施、④共用試験の導入・実施、⑤付属家畜病院・実習環境の改善の導入を柱とする報告が提出された。

これを受けて、一部の獣医学系大学においては、共同獣医学部・獣医学科の設置等自助努力による獣医学教育の改善が図られているところであり、貴省におかれては、協力者会議からの報告の内容が実現されるよう、今後も総合的なフォローアップに努められたい。

2 モデル・コア・カリキュラムの実施に伴う教員の配置の適切化

協力者会議において提案されたモデル・コア・カリキュラムについてはすでに策定が終了し、各獣医学系大学において実施に入ることとされているが、カリキュラムに基づいて適切な教育を行うための教員数が不足している。適切な数の、質が確保された教員が獣医学教育現場に配置さ

れるよう支援を図られたい。

3 分野別第三者評価の実現

本会の学術・教育・研究委員会では、獣医学教育の質を保証するため、獣医学系大学の分野別第三者評価の実施に関する方策について検討を行ったところである。その結果を踏まえ、全国大学獣医学系代表者協議会は大学基準協会と連携して第三者評価の実施のための具体的な検討を行っている。貴省におかれては、当該評価の実現に向けて関係者の指導に努められたい。

4 参加型実習の実施における外部機関と獣医学系大学の連携推進

協力者会議の報告では、平成28年度を目途に各大学の獣医師養成課程において共用試験を実施し、合格者に対して参加型実習を実施することとしている。本実習を実効性あるものにするため、農業共済組合・連合会等の家畜診療施設、民間の小動物診療施設、家畜保健衛生所等の行政関係機関等の実習受入外部機関と獣医学系大学との協力体制の構築に対して支援を図られたい。

5 特区提案による獣医学部新設の阻止のための規制継続

獣医師の養成は、全国的観点から、国際水準が保たれた獣医学教育の質の確保及び獣医師の需給政策と一体的に推進すべきものであり、「特区提案」による獣医学部新設については、今後ともその阻止に向け適切な規制を図られたい。

(獣医学系大学にも同様の要請を行った。)

【別記6】

《 都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための処遇改善対策に係る要請 》

27日獣発第196号
平成27年10月9日

都道府県知事各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫

都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための処遇改善対策について

近年、経済活動のグローバル化、国民生活の高度化・多様化の進展等に伴い、各就業分野で活動する公務員獣医師の果たすべき役割は、一層広範かつ高度なものとなっています。

家畜衛生分野においては、一昨年に再発した豚流行性下痢(PED)の全国的な大発生への防疫対応のほか、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザをはじめとする重篤な家畜伝染病が周辺諸国で蔓延しており、常時嚴重なる侵入・再発防止策を講じる必要があります。

公衆衛生分野においては、食品の安全性確保に対する国民の要請が高まる中、家畜衛生分野とも密接に連携したフードチェーン全般にわたる細菌性食中毒予防を含む食品衛生対策の強化が求められています。

また、昨年夏に国内感染症例が相次いだデング熱、西アフリカで大流行しているエボラ出血熱、半世紀以上も清浄国であった台湾における野生動物を中心とした狂犬病等、人と動物の共通感染症についても医師と密接に連携した確実な侵入防止対策等が喫緊の課題となっています。

さらに、平成25年度に「動物愛護管理法の一部を改正する法律」が施行され、動物の終生飼養の責務、動物取扱業者に係る規制の強化、動物虐待等の通報義務等への業務対応等が求められてい

ます。また、東日本大震災を契機に各自治体で作成された防災マニュアルにおいて、家庭動物の同行避難についても明記されています。

このように、公務員獣医師に対しては、広範な就業分野において高度な専門知識と技術に基づく迅速かつ的確な行政対応が求められています。また、口蹄疫終息後に改正された家畜伝染病予防法においても、都道府県知事は「獣医師を職員として採用し、法に規定する事務を行うために必要な家畜防疫員を確保するよう務めなければならない」と規定されています。しかしながら、公務員獣医師の処遇と労働環境の改善はなお不十分であり、そのことが多くの都道府県で公務員獣医師が不足している状況を招いています。

公務員獣医師不足の最大の要因は、医師・歯科医師と同様に6年間の獣医学教育課程を修めた高度専門技術職であるにもかかわらず、長年にわたり放置されてきた処遇改善の不備にあります。このため、都道府県の家畜衛生職域に在籍する公務員獣医師により組織されている家畜衛生職員会からも、別紙写しのとおり都道府県における獣医師職員の人材確保のための処遇改善について要請を受けたところです。

つきましては、貴県（都道府）におかれましては、公務員獣医師の処遇等について医師等に見合った改善が早急に行われますよう、強く要請いたします。

（全国知事会及び全国家畜衛生職員会にも同様の要請を行った。）

B 個別事業報告

I 公益目的事業

公益1 獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策の推進に関する事業

1 部会委員会等運営事業（獣医事及び動物福祉適正管理対策関係）

（1）職域別の部会委員会の運営

各職域に係る諸課題については次のとおり対応した。

①平成25年度に定められた検討課題について、協議検討結果を報告書として整理取りまとめの上、各部会長が理事会において報告した。報告内容については、理事会において協議の上、日本獣医師会及び地方獣医師会の事務・事業活動に反映させるとともに、情報媒体を通じ提言等を行ったほか、獣医事等の政策課題については、関係省庁・団体・機関に対し要請活動を行った。

②平成27年度については、前期委員会の任期満了に伴い、三役及び7つの部会を統括する職域理事である部会長が委員会の検討課題を別記のとおり決定した（課題によっては、他の部会等の委員会で検討、または他の部会等の委員会と共同で検討）。今期の部会委員会の委員については、日本獣医師会職域別部会運営規程に基づき、職域理事候補者の推薦母体である地区獣医師会連合会及び特定団体から推薦された委員候補者及び学識経験を有する者の中から、各委員会の検討課題に相応しい人材を会長と部会長で選考の上、委嘱した。

なお、平成27年8月21日、第5回職域別部会関係部会長会議を開催し、今期における特別委員会及び職域別部会の活動計画及び検討課題・委員候補者（案）等について説明を受けた後、意見交換を行い、部会間で共通する検討課題等への役割分担等を検討した。

部会委員会の運営に当たっては、引き続き地方獣医師会の部会組織とも連携を確保しながら協議・検討を行った。また、各部会委員会の会議概要は、委員会開催後、逐次、日本獣医師会ホームページに掲載した。

さらに平成 28 年 2 月 3 日、第 6 回職域別部会関係部会長会議を開催し、本会の平成 28 年度事業計画書(案)について説明を受けた後、意見交換を行い、各部会長が事業計画を踏まえた、部会での取り組みの推進を確認した。各職域に係る諸課題について、平成 27 年度に引き続き各部会の委員会ごとに定めた別記検討課題について地方獣医師会の部会組織とも連携を確保しながら委員会において協議・検討を行った。その対処方針等については、日本獣医師会及び地方獣医師会の事務・事業の推進に逐次反映させるとともに、獣医療の質の向上をはじめとする獣医療提供体制の整備について関係機関・団体等に対する施策推進の提言活動に努めた。

【別 記】

部会委員会（常設委員会・個別委員会）の構成と検討課題

1 常設委員会

部 会	委 員 会	検 討 課 題
獣医学術部会	学術・教育・研究委員会	①参加型臨床実習及び衛生実習の環境整備と実施体制の確保（産業動物臨床・家畜共済委員会、小動物臨床委員会、家畜衛生委員会、公衆衛生委員会と連携） ②日本獣医師会における国際交流の在り方と推進（総務委員会と連携） ③生命倫理ガイドラインの策定
産業動物臨床部会	産業動物臨床・家畜共済委員会 管理獣医師ガイドライン策定小委員会	①管理獣医師ガイドラインの策定 ②医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱い ③獣医師の地域偏在是正及び代替獣医師の確保への取組み
小動物臨床部会	小動物臨床委員会	①家庭動物飼育による社会生活の充実・健全化への取組み ②チーム獣医療提供体制推進における獣医師と認定動物看護師の役割
家畜衛生部会	家畜衛生委員会	①共通感染症、特に越境感染症への対応における家畜衛生及び公衆衛生公務員獣医師の協働 ②公務員獣医師の確保と処遇改善
公衆衛生部会	公衆衛生委員会	①共通感染症、特に越境感染症への対応における家畜衛生及び公衆衛生公務員獣医師の協働 ②公務員獣医師の確保と処遇改善
動物福祉・愛護部会	動物福祉・適正管理対策委員会 災害時動物救護に係るガイドライン改定検討委員会 学校動物飼育支援対策検討委員会	①緊急災害時動物救護ガイドラインの整備と実働演習の取組みについて ②学校動物飼育支援策の確立と推進
職域総合部会	総務委員会	① 野生動物対策検討報告書「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方」の取りまとめと公表 ②日本獣医師会における国際交流の在り方と推進（学術・教育・研究委員会と連携） ③地方獣医師会における会員増と組織強化（獣医学系大学生の就業実態と就業意識の調査を含む。） ④女性獣医師支援対策の推進

2 個別委員会

部 会	委 員 会	検 討 課 題
獣 医 学 術 部 会	獣医師生涯研修事業運営委員会	獣医師生涯研修事業の企画・運営
	獣医師国際交流推進検討委員会	日本獣医師会における国際交流の在り方と推進
動物福祉・愛護部会	日本動物児童文学賞審査委員会	日本獣医師会日本動物児童文学賞の選考及び審査など
職 域 総 合 部 会	野生動物対策検討委員会	野生動物対策のあり方について
	野生動物救護対策の在り方 検討小委員会	
	日本獣医師会雑誌編集委員会	日本獣医師会雑誌(日獣会誌)の企画及び編集
	女性獣医師支援対策検討委員会	女性獣医師支援対策の推進

ア 関係する各部会の委員会の開催と検討状況

(ア) 産業動物臨床部会

産業動物臨床・家畜共済委員会

- a 産業動物臨床・家畜共済委員会〔委員長：麻生 哲(日本獣医師会理事)、副委員長：横尾 彰(日本獣医師会理事)〕は、第 19 回委員会を平成 27 年 4 月 28 日に開催し、まず、報告書の執筆担当委員から、素案が説明された後、意見交換を行った。次に農林水産省担当官から牛白血病の取扱いについて説明を受けた。さらに横尾副委員長から、医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて説明がなされ、今期の報告書に盛り込むこととされた後、今委員会の議論を踏まえ、最終案を取りまとめ、委員の確認を経て完成することとされた。

報告書については、平成 25 年度から議論した今期検討課題「①地域獣医療提供体制整備計画推進のための協力体制の確立について、②社会ニーズに対応した産業動物診療獣医師の育成支援のあり方について、③農場 HACCP 等に基づく農場管理獣医師制度の取組みについて、④畜種(牛、馬、豚、鶏)別獣医療への取組みについて、⑤獣医学教育課程における「参加型臨床実習」への協力の方向」について、平成 27 年 6 月付けで「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて」として取りまとめ、関係省庁、全国獣医学系大学、関係職域団体等へ要請活動を行った。

- b 平成 27 年度の産業動物臨床・家畜共済委員会〔委員長：麻生 哲(日本獣医師会理事)、副委員長：横尾 彰(日本獣医師会理事)〕は、新たな検討課題「①管理獣医師ガイドラインの策定、②医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱い、③獣医師の地域偏在是正及び代替獣医師の確保への取組み」について、新たに委嘱された委員により検討することとされた。

第 20 回委員会を平成 27 年 11 月 17 日に開催し、前期委員会での報告書等について関係省庁等へ要請活動を実施した旨が説明された後、今期の検討課題に関して意見交換を行った。

なお、管理獣医師ガイドラインの策定については、小委員会を設置して検討することとされ、人選等詳細については、委員長、副委員長に一任することとされた。

管理獣医師ガイドラインについては、まず、小委員会(鶏)を平成 28 年 3 月 25 日に開催し、ガイドラインの骨子(案)について意見交換され、次回以降さらに議論を深めることとされた。

(イ) 小動物臨床部会

小動物臨床委員会

小動物臨床委員会〔委員長：細井戸 大成(日本獣医師会理事)〕においては、平成 25 年度から検討してきた 4 つの課題「①卒後臨床研修制度の在り方と新卒獣医師の就業地の偏在解決に向けた対応、②家庭飼育動物の飼い主の意識調査と診療料金の検証、③認定動物看護師の国家資格化に向けた対応、④小動物獣医療開業ガイドラインの策定」について小委員会として設置されたワーキンググループにおいて検討した。

各ワーキンググループにおいては、①卒後臨床研修・新卒獣医師就業ワーキンググループ〔座長：西間 久高（北九州市獣医師会会長）〕報告書「卒後臨床研修の推進に向けた対応」、②小動物診療実態調査ワーキンググループ〔座長：佐伯 潤（大阪府獣医師会会長）〕報告書「家庭飼育動物（犬・猫）の診療料金実態調査及び飼育者意識調査 調査結果」、③認定動物看護師制度ワーキンググループ〔座長：藤井 康一（横浜市獣医師会）〕報告書「家庭動物診療における認定動物看護師のあり方」、④小動物獣医療開業ガイドラインワーキンググループ〔座長：川田 睦（大阪市獣医師会）〕報告書「小動物獣医療開業ガイドライン基本事項」をそれぞれ取りまとめた。このうち、小動物診療実態調査ワーキンググループ報告書「家庭飼育動物（犬・猫）の診療料金実態調査及び飼育者意識調査 調査結果」については、印刷・製本し、地方獣医師会等関係機関に送付するとともに日本獣医師会ホームページに掲載した。

さらに、小動物臨床委員会において、これら全体に関する報告書「小動物獣医療体制の整備に向けて」を取りまとめ、公表するとともに、関係省庁、全国獣医学系大学、関係職域団体等に要請活動を行った。

平成 27 年度の小動物臨床委員会〔委員長：細井戸 大成（日本獣医師会理事）〕は、①家庭動物飼育による社会生活の充実・健全化への取組み、②チーム獣医療提供体制推進における獣医師と認定動物看護師の役割、を検討テーマとし、新たに委嘱された委員により検討した。今期の初回委員会として、第 17 回委員会を平成 27 年 10 月 20 日に開催し、前期報告書に関する内容及び経過の説明と今期の検討テーマに関する意見交換が行われた。

(ウ) 家畜衛生部会・公衆衛生部会

家畜衛生委員会・公衆衛生委員会

家畜衛生委員会〔委員長：平井清司（日本獣医師会理事）〕及び公衆衛生委員会〔委員長：森田邦雄（日本獣医師会理事）〕においては、平成 25 年度から合同で議論した検討課題「家畜衛生と公衆衛生の協働に向けて—家畜衛生から公衆衛生への意見及び公衆衛生から家畜衛生への意見—」について、平成 27 年 6 月付けで「家畜衛生と公衆衛生の協働に向けて—家畜衛生から公衆衛生へ、公衆衛生から家畜衛生への連携—」として取りまとめ、関係省庁、全国獣医学系大学、関係職域団体等へ要請活動を行った。

平成 27 年度の家畜衛生委員会〔委員長：鎌田健義（日本獣医師会理事）〕及び公衆衛生委員会〔委員長：加地祥文（日本獣医師会理事）〕は、「①共通感染症、特に越境感染症への対応における家畜衛生及び公衆衛生公務員獣医師の協働、②公務員獣医師の確保と処遇改善」を検討課題とし、新たに委嘱された委員により検討することとされた。

今期の初回委員会として、第 18 回委員会を平成 27 年 12 月 1 日に合同で開催し、前期委員会での報告書等について関係省庁等へ要請活動を実施した旨が説明された後、今期の検討課題に関して意見交換を行った。次回は、公務員獣医師の採用の課題を中心に議論を進めることとされた。

(エ) 動物福祉・愛護部会

a 動物福祉・適正管理対策委員会

動物福祉・適正管理対策委員会〔委員長：木村芳之（日本獣医師会理事）〕は、①緊急災害時動物救護ガイドラインの整備と実働演習の取組みについて、②学校動物飼育支援策の確立と推進についての 2 つの検討テーマを掲げ、平成 27 年 10 月 27 日に第 7 回委員会を開催し、今期の検討テーマの確認と小委員会の設置及び小委員会で検討する内容についての協議を行った。

b 災害時動物救護に係るガイドライン改定委員会（小委員会）

小委員会としての災害時動物救護に係るガイドライン改定委員会〔委員長：木村芳之（日本獣医師会理事）〕は、第 1 回委員会を平成 28 年 3 月 22 日に開催し、緊急災害時動物救護ガイドラインの整備と実働演習の取組みについて検討を行い、アンケート等により現状を把握した上で、地方会の活動の指針となるようなガイドラインとして策定する方向とした。

c 学校動物飼育支援対策検討委員会（小委員会）

学校動物飼育支援対策検討委員会〔委員長：桑原保光（群馬県獣医師会）〕は、第6回委員会を平成27年10月22日に本委員会に先行して開催し、学校動物飼育支援策の確立と推進に係る学会年次大会における拡大会議と市民公開シンポジウムに向けた協議・検討を行った。平成28年2月28日、秋田県において開催された獣医学術学会年次大会において、第7回委員会を公開型拡大会議（意見交換会）として開催し、各地方獣医師会の学校飼育動物関係活動担当者等の参加の下、アンケートの集計報告、全国の取組みと対策の報告の後、委員と参加者との意見交換を行った。また、拡大会議に引き続き、文科省から演者を招いて、市民公開シンポジウム「学校教育と動物飼育」を開催した。

また、昨年に引き続き、学校における適正な動物飼育活動の推進のため、本会と一般社団法人日本小動物獣医師会が共同で、「がっこう動物新聞」として、小学校等への掲示を目的とした壁新聞を発行した。

d 日本動物児童文学賞審査委員会（個別委員会）

日本動物児童文学賞審査委員会〔委員長：木村芳之（日本獣医師会理事）〕は、第27回の応募作品93点について、一次審査で選出された12作品を対象に二次審査として、平成27年7月28日に第27回日本動物児童文学賞審査委員会を開催し、日本動物児童文学大賞1点及び同賞優秀賞2点並びに同賞奨励賞5点を決定した。

(オ) 職域総合部会

a 総務委員会

総務委員会〔委員長：矢ヶ崎忠夫（日本獣医師会専務理事）〕においては、平成25年度から検討してきた課題「日本獣医師会の運営の在り方」について個別課題ごとにとりまとめ、平成27年度第1回理事会において報告を行った。

平成27年度の総務委員会〔委員長：境 政人（日本獣医師会専務理事）〕は、新たに委嘱された委員により第19回委員会を平成27年11月16日に開催し、「今期総務委員会の検討事項等について」説明がなされ、フリートーキング形式で本委員会における検討事項等について検討を行い、地方獣医師会における会員増と組織強化の課題について、地方獣医師会における入会金、会費の額、退会時の対応等々に関する実態調査を行うこととされた。

b 野生動物対策検討委員会

野生動物対策検討委員会〔委員長：鈴木正嗣（岐阜大学教授）〕は、野生動物対策検討委員会報告書「保全医学の観点から踏まえた野生動物対策の在り方」の取りまとめと公表をテーマに、小委員会として設置された野生動物救護対策の在り方検討小委員会〔座長：赤木智香子（ラプターフォレスト代表）〕と連携しつつ検討を行った。

今期第1回目の会議として、第13回野生動物対策検討委員会・第6回野生動物救護対策の在り方検討小委員会合同委員会を平成27年11月30日に開催し、委員会報告の取りまとめと公表に向けた調整を行った。

平成28年2月26日、中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会において関係者ヒアリングが行われ、鈴木委員長が本会における取組みについて説明した。

C 女性獣医師支援対策検討委員会

女性獣医師支援対策検討委員会〔委員長：栗本まさ子（日本乳業技術協会代表理事）〕は、平成25年に設置した女性獣医師支援特別委員会の報告で明らかになった課題や必要と思われる施策等を踏まえ、支援対策を今後具体的に事業として進めていくこととし、平成27年度に職域総合部会の個別委員会として設置された。その事業推進に当たっては、農林水産省補助事業「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」と連携・調整を図りながら、女性獣医師支援対策を検討・実施することにより、女性獣医師の就業支援に資するとともに、全国の産業動物獣医師等の育成・確保と、良質な獣医療を提供する体制の整備を図ることとした。

また、本委員会は、農林水産省補助事業「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」のうち「獣医師等就業支援対策事業」における女性獣医師等の就労環境等に関する専門家による委員会としても位置付けられている。

第1回委員会を平成27年11月24日に開催し、女性獣医師等の活躍促進のための幅広い情報を一元的に提供する総合的な情報プラットフォーム、女性獣医師等就業支援研修、ロールモデル、eラーニング教材、学生向けセミナー等、獣医師就業支援対策について検討した。

(2) 個別課題への対応

ア 特別委員会の運営

本会の課題のうち、重要かつ今後の活動推進において特別に考慮すべき3つの課題を検討するために設置された3つの特別委員会（狂犬病予防体制整備特別委員会、女性獣医師支援特別委員会、医師会との連携推進特別委員会）においては、

①平成25年度に定められた検討課題に関する協議検討結果を報告書として整理取りまとめの上、酒井副会長が平成27年5月29日に開催された平成27年度第1回理事会において報告した。報告内容については、理事会において協議の上、日本獣医師会及び地方獣医師会の事務・事業活動に反映させるとともに、情報媒体を通じ提言等を行ったほか、獣医師等の政策課題については、関係省庁・団体・機関に対し要請活動を行った。

②平成27年度については、本委員会の任期満了に伴い、3つの委員会を、人と動物の共通感染症対策特別委員会とマイクロチップ普及推進特別委員会の2つの委員会に再編した。前者では、引き続き狂犬病の体制整備及び医師との連携推進を検討することし、狂犬病予防体制整備委員会、医師会との連携推進委員会から構成することとした。また、後者については、改正動物愛護管理法の趣旨を踏まえ、マイクロチップによる登録情報管理体制の一層の強化・適正化、動物の個体識別・所有明示措置の国民への普及等の推進を検討するために設置した。

なお、女性獣医師支援については、職域総合部会個別委員会として女性獣医師支援対策検討委員会を設置し、検討を行った。

各委員会には、本分野に相応しい人材を会長が委嘱し、引き続き地方獣医師会の関係組織とも連携を確保しながら協議・検討を行った。

(ア) 狂犬病予防体制整備特別委員会

平成25年に設置された狂犬病予防体制整備特別委員会〔委員長：中島克元（神戸市獣医師会会長）〕は、平成27年5月に報告書「狂犬病予防事業に対する日本獣医師会の基本姿勢」を取りまとめ、地方獣医師会ほか、関係機関・団体等に送付した。

(イ) 女性獣医師支援特別委員会

女性獣医師支援特別委員会〔委員長：栗本まさ子（日本乳業技術協会業務執行理事）〕は、第5回委員会を平成27年5月12日に開催し、①平成27年2月13日、岡山コンベンションセンターにて、平成26年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（岡山）の会期中、平成26年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業（農林水産省補助事業）の補助を受けて開催したシンポジウム「すべての獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて—女性獣医師の就業現場から—」の報告を行うとともに、②特別委員会報告書の取りまとめについて検討した。

平成25年の発足からこれまで実施してきた、「獣医師の就業環境等に関する現況調査」、中間報告、現況調査結果の追加分析、シンポジウムの開催、5回にわたる委員会での検討等を踏まえ、最終報告書「女性獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて—獣医師全体のワーク・ライフ・バランス改善のために—」を取りまとめた。

(ウ) 人と動物の共通感染症対策特別委員会

a 狂犬病予防体制整備委員会

人と動物の共通感染症対策特別委員会の小委員会として狂犬病予防体制整備委員会〔委員長：中島克元（神戸市獣医師会会長）〕が新たな委員構成の元に設置され、第1回委員会を平成27年12月1日に開催し、農林水産省による関係情報の提供、狂犬病ワクチン製造メーカー担当者とのワクチンの製造・流通等に関する意見交換、今後の検討課題に関する意見交換を行った。第2回委員会を平成28年3月28日に開催し、国や地方自治体における取組に関する情報交換を行った。

b 医師会との連携推進委員会

第1回医師会との連携推進委員会〔委員長：酒井健夫(日本獣医師会副会長)〕を平成27年11月4日に開催し、検討テーマである「①地域における医師会と獣医師会の連携の推進、②One Healthの理念に基づく活動の推進、③今後の連携シンポジウムの開催、④第2回WVA/WMA-GCOHの開催」について意見交換を行った。

委員会では、①各地の医師会と獣医師会の連携推進を図るため、協定書の締結・未締結に関わらず各地方獣医師会に対して現状に関するアンケート調査を行うこと、②今後の連携シンポジウムの開催については今後も開催に向けて検討・推進していくこととされたほか、③第2回WVA/WMA-GCOHの開催は委員会開催時点で開催日程は未定であるが、引き続き開催準備を進めていくこととされた。

(エ) マイクロチップ普及推進特別委員会

マイクロチップ普及推進特別委員会〔委員長：酒井健夫(日本獣医師会副会長)〕は、平成27年12月21日に第1回委員会を開催した。環境省におけるマイクロチップに係る取組み及び本会における取組みを確認後、検討すべき課題と対応方向の洗い出しがなされた。特にデータの一元化、動物ID普及推進会議の活動強化、関係協議会の設置などが当面の課題として取り上げられ、事務局における事業実施と連動しながら検討を進めていくこととされた。

イ 地区獣医師大会における決議要望事項と決議要望事項に対する対応

平成27年度地区獣医師大会において採択された決議要望事項等は、別記1のとおりであるが、これら決議・要望事項への対応については平成27年度第10回業務運営幹部会（平成28年1月21日）において協議の上、別記2のとおり対応方針等が了承され、第6回職域別部会関係部長会議（平成28年2月3日）における検討を経て平成27年度第6回理事会（平成28年3月24日）に報告された。

【別記1】

《平成27年度地区獣医師大会における決議要望事項等》

【北海道地区】

- 1 狂犬病予防対策の強化について
- 2 女性獣医師がより活躍できる環境の整備に向けて

【東北地区】

- 1 狂犬病対策の強化「狂犬病手帳の創設」
- 2 行政・関係機関との連携による実効性のある“人と動物の共生の推進”

【関東・東京地区】

- 1 高齢者の伴侶動物の飼育率向上と飼育支援の推進を図る
- 2 動物を介した児童等の情操教育の拡充・強化を図る
- 3 災害時の動物救護対応の充実・強化及び飼い主への周知を図る
- 4 社会的ニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」の確立を図る
- 5 卒後教育のための研修病院の充実を推進する
- 6 女性獣医師が生涯、活躍できる環境づくりを進める

【中部地区】

- 1 学校動物飼育関連での医師会との連携について
- 2 学校動物の飼育支援等について
- 3 狂犬病予防対策の推進について

- 4 適正に使用された動物用医薬品による副作用への救済について
- 5 動物診療施設の名称について
- 6 指定獣医師（家畜共済制度）の診療費請求の改善について
- 7 産業動物臨床獣医師の処遇改善について
- 8 ジビエの生食等による人の健康被害の啓発
- 9 「産休・育休中の獣医師の会費賦課基準数からの除外規程」の制定について

【近畿地区】

- 1 大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部および獣医学研究科の設置について
- 2 動物看護師の公的資格化の早期実現について

【中国地区】

- 1 学校獣医師の設置と法制化について
- 2 狂犬病予防法に基づく「犬の登録」に係るマイクロチップ装着の法制化
- 3 「獣医療法」第 17 条（広告の制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直しについて

【四国地区】

- 1 家畜伝染病防疫体制の強化について
- 2 地方自治体勤務獣医師の待遇改善について
- 3 狂犬病等の人と動物の共通感染症対策の推進について
- 4 災害時における被災動物救護と支援体制の構築について

【九州地区】

- 1 産業動物診療獣医師及び勤務獣医師の処遇改善と人材確保対策を図ること。
- 2 狂犬病予防対策の強化・推進を図ること。
- 3 生産性を阻害する届出伝染病（PED・BL等）の防疫対策の強化を図ること。

【全国家畜衛生職員会】

- 1 家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した処遇改善のための家畜保健衛生費の拡充
- 2 家畜伝染病や人獣共通感染症対策に的確に対応できる人員確保のための予算支援
- 3 バイオハザードに配慮した施設・機器整備への助成の拡大
- 4 獣医系大学における家畜衛生分野の教育の充実

【別記 2】

《平成 27 年度 地区獣医師大会決議要望事項等に対する対応》

1 獣医界をめぐる情勢と日本獣医師会の対応

(1) 環太平洋経済連携協定（TPP）の大筋合意を受け、国際間の人の移動や物流が活発化する中で、我が国農業は一層厳しい国際競争にさらされることが予想されている。これに対して政府は、「攻めの農業」を掲げ、「和牛」ブランドにより海外市場への肉牛の販路拡大を図る等、我が国の畜産を巡る生産・消費環境は大きく変化しつつある。

一方、近年、周辺諸国では高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする重篤な家畜伝染病が継続的に発生しており、清浄国である我が国においても再び侵入する可能性が高まっている。また、台湾の野生動物における狂犬病の発生、MERS、エボラ出血熱等の流行が国際的な問題となるとともに、我が国においてもデング熱が発生する等、人と動物の共通感染症（以下

「共通感染症」は我が国にとって脅威となっている。

国民生活の安全と安心を守り、畜産の振興とその持続的発展を図る上で、我々獣医師には共通感染症への対応、家畜の保健衛生の向上、食の安全性の確保に対する不断の備えが一層強く求められている。

さらに、犬や猫等の家庭飼育動物が家族の一員としての役割を果たす中、人と同様にこれらの動物の高齢化に対する高度できめ細やかな獣医療が求められ、また野生動物対応や動物介在活動等にも国民の関心が寄せられている。

本会と地方獣医師会は一体となって、これら国民の要請に応えるため、幅広い分野で活躍する獣医師を確保し、獣医師が十分に活躍できる環境を整備する必要がある。

(2) これまでの本会の獣医師・獣医療並びに動物の福祉及び適正管理に関する政策提言は、①国際水準を目指す獣医学教育環境の整備・充実の推進、②犬及び猫へのマイクロチップ装着の義務付け、③チーム獣医療提供体制を整備・充実するための動物看護師の公的資格化、④狂犬病予防対策の整備・充実、⑤ワンヘルスの考え方に基づく共通感染症対策及び環境保全等の推進のための医師、獣医師等関係者の連携体制の構築への支援、⑥産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の処遇改善並びに獣医学生への就業誘導対策の充実、⑦女性獣医師の継続的就業及び復職支援の7課題を挙げ、関係方面に要請してきたところである。

(3) また、平成27年度からは、①人と動物の共通感染症、②マイクロチップ普及推進の2つの重点課題を掲げ、会長の下に特別委員会を設置して検討を行い、対応を講じる予定である。

医師会との連携強化については、平成28年度中に全国のすべての地域における協定締結を地方獣医師会に働きかけ、公務員獣医師の処遇改善については、日本獣医師会と地方獣医師会が一体となってさらなる取り組みを推進している。

なお、「特区制度」を利用した獣医学部新設に対しては、これまでと同様に断固反対の姿勢を貫くこととし、活動を強化している。

(4) このような状況の中で、平成27年度に開催された地区獣医師大会等での決議要望事項等が提出された。提出された課題は、すでに実施している政策提言活動と重複しているものもあるが、いずれも今日の獣医師及び獣医療が担う社会的役割を果たすため積極的に取り組むべきものであり、個々の課題については以下のとおり対処することとしたい。

2 平成27年度地区獣医師大会における決議要望事項等への対応の考え方

(1) 口蹄疫等の家畜伝染病及び人と動物の共通感染症（共通感染症）に対する防疫体制の充実・強化、食の安全の確保、畜産振興等

ア 口蹄疫等の家畜伝染病及び共通感染症に対する防疫体制の整備・充実

- ・ ①家畜伝染病対策のための獣医師の養成・確保、②輸入検疫の強化、③安全安心な畜産物の供給体制及び共通感染症対策の強化、④家畜伝染病に関する情報網の整備、⑤共通感染症の発生状況の把握と予防対策の周知（四国地区）
- ・ ①生産性を阻害する届出伝染病（豚流行性下痢、牛白血病等）の防疫強化、②家畜伝染病に対する診断・検査・予防体制の強化、③侵入防止体制強化のための関係機関団体との連携、④家畜伝染病に対する検査・淘汰に関する手当の増額（九州地区）
- ・ ①家畜衛生関係獣医職員の社会的重要性に配慮した処遇改善のための家畜保健衛生費の拡充、②家畜伝染病や共通感染症対策に的確に対応できる人員確保のための予算支援、③バイオハザードに配慮した施設・機器整備への助成の拡大、④獣医学系大学における家畜衛生分野の教育の充実（家畜衛生職員会）

イ 食の安全の確保

- ・ ジビエの生食等による人の健康被害の啓発（中部地区）

〔 考え方・対応等 〕

ア 口蹄疫等の家畜伝染病及び共通感染症に対する防疫体制の整備・充実については、本会として、①家畜衛生関係公務員獣医師確保のための処遇及び職場環境の改善、②国及び都道府県の家畜衛生関係部署におけるバイオハザードに配慮した施設・機器整備のための予算措置、③共通感染症及び食品の安全性の確保に対応する家畜衛生公務員と公衆衛生公務員の情報共有による連携強化、④生産段階において食中毒菌による汚染を減少させる方策としての農場HACCP認証と農場管理獣医師の活用の推進等について要請活動を行ってきた。

あわせて、共通感染症への対応については、①家畜衛生行政、公衆衛生行政と地域の獣医師・獣医師会が連携した共通感染症への防疫対応のためのネットワークの構築、②野生動物及び飼育動物における人と動物の共通感染症に係るサーベイランス体制の整備に加え、③日本獣医師会と日本医師会、地方獣医師会と地方医師会の間での連携強化の進展を受けて医師と獣医師の広範かつ効果的な連携を図るための体制整備に対しても支援を要請した。

イ 医師会との連携については、「人と動物の共通感染症対策特別委員会」に設置された「医師会との連携推進委員会」において、具体的な施策について検討し、今後一層、本会と日本医師会の連携を強化していくこととしている。

地方獣医師会においても、地域の医師会との連携協定の締結に向けて及び協定に基づく活動の実施に向けての対応に尽力願いたい。

ウ また、本会を含む獣医療関係団体で組織する獣医療提供体制整備推進協議会は、平成22年度以降、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進事業を実施し、農場から食卓までの食の安全に関わる高度な技術を有する獣医師及び管理獣医師の確保に努めているところである。今後は、本件に関連する部会委員会において各地区からの要請も踏まえて検討を行い、適宜、要請活動を行っていく予定である。

(2) 狂犬病対策の充実・強化

- ・ ①未登録犬の登録指導強化とマイクロチップを活用した登録制度への移行、②狂犬病の重要性の普及啓発、③輸入動物検疫の強化、④医療用ワクチンの安定的な供給の確保（北海道地区）
- ・ 狂犬病対策の強化のための「狂犬病手帳」の創設（東北地区）
- ・ ①狂犬病予防注射の重要性に関する国民への普及啓発、②予防対策における医師、獣医師、行政の連携、③狂犬病対応ガイドラインに基づく実地訓練の実施、④医療用・動物用ワクチンの備蓄、⑤狂犬病予防注射による副作用への補償等対応の整備（中部地区）
- ・ 犬の登録制度に係るマイクロチップ装着の法制化（中国地区）
- ・ ①狂犬病予防対策の重要性の周知による登録予防注射の徹底、②不妊去勢手術の推進（四国地区）
- ・ ①狂犬病予防法に基づく国と自治体との連携強化と広報活動の実施、②犬の登録、予防注射を確実にを行うためのマイクロチップの装着の義務化と飼育頭数の把握、③関係業界に対する狂犬病予防対策の普及啓発活動の実施（九州地区）

〔 考え方・対応等 〕

ア 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については、台湾における野生動物での狂犬病の発生を受け、本会として①国境検疫措置の強化、②犬の飼育実態及び狂犬病予防注射率の把握と、マイクロチップを活用した効率的な登録制度の導入、③狂犬病ワクチンの在庫数量の把握と、発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保、④野生動物における狂犬病サーベイランス体制の整備・充実、⑤獣医師への狂犬病診断技術研修の実施と、迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備、⑥狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発について要請活動を行ってきたところである。

イ 本件については本会の最重要課題の一つに位置付け、「狂犬病予防体制整備特別委員会」を設置して検討を実施し基本的な考え方を示したところである。

今後はこの基本的考え方に基づいて、「人と動物の共通感染症対策特別委員会」に設置された「狂犬病予防体制整備委員会」において、各地区からの要請も踏まえて具体的な対応に関する検討を行い、本会の施策に反映していく予定である。

ウ 地方獣医師会にあつては、狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実効確保など）が獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるとともに、新しい公益法人制度に対応するためにも、狂犬病予防事業が獣医師会の実施する公益事業として社会的理解の下で実施されるよう尽力いただきたい。

（3）獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

ア 産業動物診療獣医師の確保対策

- ・①家畜共済点数表の適正な見直し、②獣医師雇上げ時の手当支給の充実（診療着、交通費等の支給を含む）（中国地区）
- ・①家畜共済制度の充実、②獣医学系大学における産業動物臨床教育の充実及び積極的就业支援の実施（九州地区）

イ 公務員獣医師の確保対策

- ・①医師と同等の給料表の制定、②食の安全の確保、人と動物の共通感染症対策を図るための地方自治体等の関係施設・設備の充実及び職員の増員、③保健所所長を「医師又は獣医師」とする地域保健法の改正（四国地区）
- ・①公務員獣医師の職責に見合った俸給表の適用及び諸手当の充実並びに管理職ポストへの積極的登用等の処遇改善の実施、②獣医学系大学における家畜衛生・公衆衛生分野の教育の充実及び積極的就业支援の実施、③県独自の処遇改善への取り組みのための国の支援（九州地区）

ウ 女性獣医師の支援対策

- ・①女性獣医師の活躍促進のための理解醸成、②獣医師人材バンクの充実等による出産・育児休暇時の代替獣医師の確保、③ワークシェアリング等の勤務形態の多様化の促進、④女性獣医師の復職時における研修、情報提供体制の整備（北海道地区）
- ・女性獣医師が生涯活躍できる環境の整備（関東・東京地区）
- ・非就労女性獣医師の活用促進のための国の具体的な支援（九州地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医師の需給対策については、本会として、①獣医師不足職域の獣医師の処遇改善、②大学教育における産業動物臨床及び獣医行政に係る教育の充実、③修学資金給付制度の拡充等の施策の一層の整備・充実、④産業動物診療の基盤となる家畜共済事業の運営の改善（「家畜共済診療点数表」の改善等）及び獣医師職員の雇用の確保等について、関係各所に要請活動を行ってきたところである。

イ 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業においては、①卒後間もない産業動物獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習を実施して、産業動物獣医師、公務員獣医師の職域への定着を促している。

ウ また、獣医師の職域・地域偏在の問題解決のための一方策としての女性獣医師就業支援事業については、職域総合部会に「女性獣医師支援対策検討委員会」を設置して対応を検討するとともに

に、獣医療提供体制整備推進事業において、各種の研修会、インターネットによる情報提供等具体的な施策を実施しているところである。

エ 公務員獣医師の処遇改善については、本会と地方獣医師会が連携しての関係各所への働きかけを行った結果、各地域で成果が見られる。

本会としては、今後とも活動の強化に努める所存であり、地方獣医師会においても関係各所への要請活動に一層尽力いただきたい。

(4) 動物福祉・管理対策、動物飼育環境の改善

ア 動物福祉・管理対策の推進

- ・不妊去勢手術の推進のための施策の具体的取り組み（東北地区）

イ マイクロチップの普及推進

- ・災害時の迷子防止のためのマイクロチップの装着の推進（四国地区）

ウ 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・災害時の同行避難のための理解醸成と啓発（東北地区）
- ・災害時の動物救護対応の充実・強化と飼い主への周知（関東・東京地区）
- ・①自治体による同行避難を前提とした避難所の設置、②自治体等の避難訓練における同行避難訓練の実施、③同行避難の際に必要なしつけ及び健康管理に関する飼い主への普及啓発、④自治体間で広域的に災害時の動物救護に対応するための体制の整備（四国地区）

エ 学校動物飼育支援対策の推進

- ・動物を介した児童の情操教育の拡充強化（関東・東京地区）
- ・①学校動物飼育支援のための獣医師会と医師会との連携、②教員養成課程における動物飼育に関するカリキュラムの導入、③動物を活用した徳育・情操教育の導入のための施策の推進（中部地区）
- ・①教員養成課程における動物介在教育カリキュラムの整備、②学校獣医師の設置と制度化（中国地区）

[考え方・対応等]

ア 動物福祉管理対策・野生動物対策については、これまで、①動物愛護行政と獣医師・獣医師会の連携の強化、②マイクロチップの普及推進、③家畜衛生、公衆衛生所管部署及び動物愛護・野生動物所管部署に勤務する獣医師の連携強化と人事交流の活発化、④ワンヘルスの推進に係る関係者の連携を図るための体制整備の支援等について要請を行ってきたところである。

イ マイクロチップの普及対応については、本会の重点項目に掲げ、法施行後5年目に当たる平成30年における義務化検討に向けて、「マイクロチップ普及推進特別委員会」を設置して検討を行い、その結果に基づいて要請活動等を行うこととしている。

ウ 被災動物救護活動については、動物福祉・愛護部会の「動物福祉・適正管理対策委員会」において、各地区からの要望も踏まえて、新たな体制整備のためのガイドラインの策定に向けての検討を進めることとしている。

エ 学校動物飼育支援活動については、動物福祉・愛護部会の「学校動物飼育支援検討委員会」において各地区からの要望を踏まえて検討を進めるとともに、獣医学術学会年次大会の場での拡大委員会・シンポジウムの開催等を通じて対応を図ることとしている。

オ 今後、実効性ある動物福祉・愛護活動、野生動物対策を円滑に展開するためには国民の理解・

支援を得ることが重要であり、動物感謝デーin JAPAN等の機会を活用して、本会・地方獣医師会の活動等に関する普及・広報活動を行っていくこととしている。地方獣医師会においても、普及啓発活動の意義を十分にご理解いただき、地域ごとに独自の活動を実施されたい。

(5) 獣医学教育体制の整備・充実

- ・大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部及び獣医学研究科設置（近畿地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の考え方は、国際水準を目指した獣医学教育の改善と充実であり、これまで、大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げた上で、現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を、学部体制に整備するよう要請活動を実施してきたところであり、大阪府立大学における獣医学部及び獣医学研究科の設置についても支援する立場にある。

イ 一方、本会の要請を受け、文部科学省においては同省高等教育局長の私的諮問機関である「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の意見を「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」として公表するとともに、その提言事項の進捗状況等のフォローアップを実施するなど獣医学系大学関係者への支援を強めている。本会としても国際水準のコアカリキュラム、第三者評価、共用試験と参加型実習の導入等の提言内容が実現するために文部科学省の支援を要請してきた。

ウ なお、「特区提案」による獣医学部新設については、「反対」の立場を鮮明にしつつ、獣医学系大学、日本獣医学会、日本獣医師政治連盟等とともに、本会と地方獣医師会が連携を強めながら活動を推進していくこととしており、今後も規制官庁の適切な対応を求めていく。

(6) 獣医療提供の質の確保及び動物飼育環境の向上等

ア 獣医療提供の質の確保

- ・①社会的ニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療提供体制」の確立、②卒後教育のための小動物獣医療研修病院の充実（関東・東京地区）
- ・動物看護師の公的資格化の早期実現（近畿地区）
- ・①動物診療施設の名称に関する基準の明確化、②指定獣医師の診療費請求方法の改善（中部地区）
- ・獣医療法第17条（広告制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直し（中国地区）

イ 動物飼育環境の向上等

- ・安心して動物と暮らし続けられる社会基盤の構築（東北地区）
- ・高齢者の伴侶動物の飼育率向上と飼育支援の推進（関東・東京地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医療提供の質の確保対策については、①チーム獣医療の整備を推進するための動物看護師の技術・知識の高位平準化対策と公的資格制度化に向けての法整備、②獣医療の実態及び畜産農家のニーズに沿った適正な獣医療の実施が可能となるような農業共済制度における保険診療上の取り扱いの改善、③民間小動物診療施設の臨床研修施設指定に向けた支援策等、研修体制整備のための施策の実施、④群管理衛生技術、農場HACCPの普及等に関する知識、技術を備えた農場管理獣医師の養成、⑤獣医師倫理及び関係法令に関する普及啓発を行うとともに、取り締まりの強化等について、要請を行ってきたところである。

イ 農林水産省の補助を得て実施する獣医療提供体制整備推進事業においては、新規獣医師に対す

る職業倫理及び関係法令並びに管理獣医師の養成等に係る講習会等を開催している。また、地方獣医師会が実施する研修会・講習会においても職業倫理等に関する話題を取り上げていただくよう働きかけてきたところである。

ウ 獣医療広告違反等については、すでに農林水産省に要請済みであるが、関係委員会等で協議の上、必要に応じて要請活動等を実施することとしたい。

エ 本件に関しては、今後小動物臨床部会、産業動物臨床部会等の関係部会委員会で検討を行うとともに、その結果に基づいて要請活動等を行うこととしている。

オ 動物飼育環境の向上については、犬猫等の伴侶動物の飼育頭数の減少が指摘される中で、ペット関連業界を中心にその対策が協議されている。本会としても関連企業、団体と連携を図り、安心して動物と暮らし続けられる環境整備のための対策を検討するとともに、動物とともに暮らす効果・効能について動物感謝デー in JAPAN 等を通じて普及啓発を行っていくこととしている。

(7) 日本獣医師会の組織体制及び運営

- ・「産休・育休中」の獣医師の会費賦課基準数からの除外規定の制定（中部地区）

〔考え方・対応等〕

女性獣医師支援対策の一環としても、産休・育休中の会費徴収のあり方は検討すべき課題であるとして総務委員会で検討を行った結果、日本獣医師会で統一的な減免措置等の制度を整備すべきとの方向が示された。具体的な内容については、現在総務委員会において検討中である。

ウ 狂犬病等共通感染症対策

(ア) 狂犬病予防対策

a 普及・啓発対策

- (a) 福岡県から寄贈された報告書「平成 26 年度福岡県犬の飼養実態調査報告書」に関し、平成 27 年 4 月 3 日付け 27 日獣発第 8 号「平成 26 年度福岡県犬の飼養実態調査報告書の送付について」により地方獣医師会会長あてに通知し、関係者の参考に供した。
- (b) 厚生労働省主催のシンポジウム「人と動物の一つの衛生を目指すシンポジウム—人獣共通感染症と薬剤耐性菌—」（平成 28 年 3 月 20 日、日本医師会館大講堂にて開催）に本会の酒井副会長が講演者として参加し、狂犬病をはじめとする共通感染症に係る発表を行った。
- (c) 平成 28 年 3 月、平成 28 年度の狂犬病予防注射期間に備え、厚生労働省の施策推進に協力するため、同省と本会の連名表記による狂犬病予防注射普及・啓発ポスターを作製し、地方獣医師会を通じて小動物診療施設を介しての広報活動を実施した。

(イ) 共通感染症対策

a 鳥インフルエンザ対策

環境省自然環境局野生生物課長からの通知を受け、平成 27 年 9 月 25 日付け 27 日獣発第 176 号「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について」を地方獣医師会会長あてに通知し、会員への周知とともに、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施に向けて協力を依頼した。

また、農林水産省消費・安全局長からの通知を受けて、平成 27 年 9 月 29 日付け 27 日獣発第 185 号『高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について』の全部改正等について」を地方獣医師会会長あてに通知し、本会関係者への周知と都道府県の家畜防疫員による飼養衛生管理の確認のための立入検査、定点モニタリング及び強化モニタリングの検査対象農場の選定等、円滑な防疫対策の実施への協力を依頼した。

エ 勤務獣医師の処遇改善対策

各般にわたる処遇改善に向けた取組みの結果、獣医師職員の初任給、初任給調整手当、調整額等の処遇や獣医師職員の職場環境改善が図られる一方、獣医学教育6年制を修了した獣医師職員と他の6年制教育専門職との処遇面の格差は依然として大きいことから、その改善に向けた要請活動等を行った。

平成27年9月1日付け27日獣発第148号により、福岡県獣医師会の要請活動を参考に、地方獣医師会あて地元人事委員会へ要請活動の実施を依頼した。

平成25年度から職域別部会及び特別委員会で検討された結果等を踏まえ、平成27年9月30日付け日獣発第192号により農林水産省消費・安全局長及び経営局長あて実施した「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実」の要請の中に、産業動物診療分野、地方自治体の家畜衛生・公衆衛生等の公務員分野等、獣医師不足職域への獣医師誘導対策としての処遇改善について、平成27年10月1日付け日獣発第190号により、厚生労働省健康局長及び医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長あてに実施した「人と動物の共通感染症対策の整備・充実」に関する要請の中に、人と動物の共通感染症の的確な防疫及び食品の安全性の確保のため、公衆衛生公務員獣医師を確保するための処遇改善について、それぞれ依頼した。

平成27年10月9日付け日獣発第196号により、全国家畜衛生職員会からの依頼を受け都道府県勤務獣医師の人材確保のための処遇改善対策の充実を各都道府県知事あて要請した。

オ 獣医学教育の整備・充実

(ア) 本会における獣医学教育の整備・充実に向けた取り組み支援のあり方について、学術・教育・研究委員会に設置された獣医学教育の整備・充実検討小委員会において取りまとめを行うとともに、今期の新たな検討テーマとして、参加型臨床実習及び衛生実習の環境整備と実施体制の確保について検討を行った。

(イ) 平成27年9月6日に開催された第103回全国大学獣医学関係代表者協議会に酒井副会長が出席した。

(ウ) 平成28年3月29日に開催された第104回全国大学獣医学関係代表者協議会に境専務理事が出席した。

(エ) 獣医学教育における分野別第三者評価の実施に向けて公益財団法人大学基準協会が設置した獣医学教育評価検討委員会に酒井副会長が委員として参加した。

(3) 事業の推進に係る諸会議の開催

本会の公益目的事業の運営に関する連絡及び調整並びに情報交換、意見交換を行い、もって事業の円滑な運営を図ることを目的に、以下の関係会議を開催した。

ア 全国獣医師会会長会議

(ア) 日時・場所：平成27年10月2日(金)・14:00～、明治記念館・「鳳凰」

(イ) 議長：高橋三男(日本獣医師会関東地区理事・埼玉県獣医師会会長)

副議長：宮澤宏(日本獣医師会中部地区理事・長野県獣医師会前会長)

(ウ) 議事：

[説明・報告事項]

a 特別委員会及び部会委員会に関する件

b 当面の課題への対応方針(ロードマップの策定)に関する件

c 日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催に関する件

d 2015動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件

e 世界獣医師会－世界医師会 “One Health”に関する国際会議の開催に関する件

f 日本医師会・日本獣医師会による連携シンポジウム「越境性感染症の現状と課題」の開催に関する件

[その他の報告・連絡事項]

a 当面の主要会議等の開催計画に関する件

- b 日本獣医師政治連盟の活動報告
- c その他

イ 全国獣医師会事務・事業推進会議

(ア) 日時・場所：平成 27 年 7 月 10 日(金)・13:30～、明治記念館・「鳳凰」

(イ) 議 事：

[日本獣医師会説明事項]

- a 平成 27 年度事業計画
- b 獣医学術学会事業関係
 - (a) 学会組織と事業運営の状況
 - (b) 獣医学術学会年次大会・同地区学会の開催
- c 獣医学術講習会研修会事業
- d 日本獣医師会獣医師生涯研修事業
- e 獣医事対策等普及啓発事業
 - (a) 2015 動物感謝デー in JAPAN
 - (b) 日本獣医師会動物愛護週間行事褒賞事業
- f 動物福祉適正管理施策支援事業
動物適正管理個体識別登録等普及推進事業
- g 東日本大震災義援金に係わる対応
ゲート型リーダーの寄贈
- h 部会委員会等運営事業
- i 日本獣医師会獣医師福祉共済事業
 - (a) 生命共済保険事業
 - (b) 獣医師賠償共済事業

[決議要望事項]

- a 平成 26 年度地区大会決議・要望事項等に対する対応
- b 地方獣医師会照会事項
- c 地方獣医師会との連携強化

[日本獣医師政治連盟活動報告]

日本獣医師政治連盟 委員長 北村直人

[研修会]

「マイナンバー制度対応」

講 師 一般社団法人日本個人情報管理協会 専務理事 内山和久

2 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

(1) 獣医師職業倫理の向上対策

ア 高度専門職業人である獣医師として、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの確保等職業倫理対策の推進に資することとして定めた「獣医師倫理綱領」に加え、獣医師が獣医師会活動を推進するに当たり、その指標とする理念等と獣医療に係る国際動向等を併せ踏まえて平成 22 年に定めた「獣医師会活動指針」の普及・啓発に努めた。また、獣医師道委員会の議論を経て集大成した獣医師倫理関係規程集を獣医学系大学等に配布し、獣医師倫理教育における活用を推進した。

イ 獣医師法、獣医療法、薬事法等の関係法令に係る情報等について、地方獣医師会会長あて通知、日本獣医師会雑誌やインターネットホームページへの掲載等を行い、情報の逐次提供と法令順守の徹底を要請した。

ウ 獣医療提供体制整備推進協議会（以下「協議会」という。）が農林水産省の補助を受けて実施した獣医療提供体制整備推進総合対策事業の中で、本会が協議会会員として分担実施した新規

獣医師臨床研修促進事業において、新規獣医師を対象として、臨床現場で十分な力を発揮するための生産農家とのコミュニケーションスキル、社会の信頼に応え、専門職としての倫理観を養成するための職業倫理、関係法令等に関する技術研修を開催した。

- エ 平成 27 年度においては、5 名の獣医師が窃盗、傷害、自動車運転過失致死、改正前薬事法違反等で罰金以上の刑罰に処せられ、獣医師法第 8 条第 2 項の規定に基づく行政処分が行われたことを受け、平成 27 年 7 月 7 日付け 27 日獣発第 91 号及び平成 27 年 12 月 16 日付け 27 日獣発第 272 号により日本獣医師会会長から地方獣医師会会長に対して関係法令の順守と獣医師倫理の高揚を図り、獣医師の社会的信頼を失うことのないよう要請を行った。
- オ 平成 27 年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（秋田）会期中の平成 28 年 2 月 28 日に、本会主催の教育講演「職業倫理の醸成—社会的信頼を得るために—」を開催し、砂原和文日本獣医師会副会長・秋田県獣医師会会長及び市川陽一郎千葉県獣医師会副会長を座長とし、多数の参加者を得て講演が行われ、職業倫理意識の高揚に資した。講演の内容は次のとおり。

No.	テ ー マ	講 師 名	所 属
1	〔基調講演〕我が国における獣医師倫理の現状及び課題	大 石 明 子	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
2	大学における獣医師倫理教育の実践—日本大学の場合—	杉 谷 博 士	日本大学生物資源科学部教授
3	獣医療における職業倫理	牧 野 ゆ き	日本獣医生命科学大学准教授
4	臨床獣医師から見た職業倫理の在り方	小 林 元 郎	東京都獣医師会副会長
5	法律専門家から見た獣医師倫理と獣医師への期待	渋 谷 寛	弁護士

（2）適正獣医療提供の確保対策

適正獣医療の提供を確保するため、獣医師法等の関係法令に基づく法定事項証明様式（予防接種証明書（A様式・B様式）、動物用医薬品指示書及び出荷制限期間指示書）を作成し提供した。

3 動物福祉適正管理施策支援事業

（1）動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

動物愛護管理法の趣旨を踏まえ、動物の所有者の意識向上等を通じての動物の適正な飼育管理や、飼育動物の逃走・盗難、災害被災時の飼育者復帰の容易化を図ることを目的に、所有明示のための個体識別措置としてのマイクロチップの装着の普及と、装着したマイクロチップの動物個体情報の登録やその情報照会対応としての動物適正管理個体識別登録等普及推進事業を実施した。

平成 27 年度における動物個体識別登録システムへの登録数は 202,542 件（前年度 179,653 件）であり、累計登録数は 1,288,962 件となった。

装着したマイクロチップを飼い主の代理で本会に登録するペットショップ等は、平成 27 年度に新たに 1 社と個体識別データの登録に関する覚書を締結し、合計で 12 社となった。

緊急災害時における動物救護活動強化のため、希望する 28 自治体等に地方会を通じてゲート型リーダーの寄贈を行った。東日本大震災の被災地等における動物救護活動支援及び地域獣医療復旧活動支援が終了したため、購入費用は東北関東大震災動物救護活動等支援義援金から拠出した。

また、製薬会社等の寄付金により、50 台のマイクロチップリーダーを購入し、環境省の協力を得て、自治体等に配布した。

さらに、本会と動物愛護公益団体で構成する動物 ID 普及推進会議（A I P O）と連携して動物個体識別の円滑な推進に努め、動物愛護管理法が求める「所有明示措置」の普及・啓発を図つ

た。また、国内における ISO 規格コード体系の適正な運用について、ISO 規格動物用電子タグ協議会の構成員として協議を行った。

(2) 日本動物児童文学賞事業

動物愛護管理法の目的及び基本原則等の趣旨に則り、次代を担う子供たちが文学を通して正しい動物愛護の思想を身につけることができるよう、動物の福祉・愛護に関するより良い文学作品を広く募集し、選考・審査の上、入賞作品を日本動物児童文学賞として決定し表彰・公表するとともに特に優れた作品を普及させることにより、児童の健全な育成と豊かな人間性を涵養することを目的として実施した。

本年度は、第 27 回としての作品募集を行った結果 93 作品の応募があり、一次審査を経て、二次審査として、平成 27 年 7 月 28 日開催の第 27 回日本動物児童文学賞審査委員会(委員長：日本獣医師会理事・木村芳之動物福祉・愛護部会長)において、日本動物児童文学大賞 1 点及び同賞優秀賞 2 点並びに同賞奨励賞 5 点を決定し、平成 27 年 9 月 6 日開催の平成 27 年度動物愛護週間中央行事屋内行事の場において大賞及び優秀賞受賞者に対する表彰式を行った。また、受賞者氏名等を本会ホームページ上で公表するとともに、日本獣医師会雑誌 68 巻 11 号で掲載のうえ、「第 27 回日本動物児童文学賞受賞作品集」を作成し、地方獣医師会を通じ小学校、児童図書館等に無償配布した。

【日本動物児童文学賞大賞】

「アザラシ物語」 矢 代 稔 (神奈川県)

【日本動物児童文学賞優秀賞】

「家族になってくれてありがとう」 山 岡 ヒロミ (愛媛県)

「よわむしくんの決意」 江 馬 則 子 (奈良県)

【日本動物児童文学賞奨励賞】

「いのち ひきついで」 金 井 つね子 (長野県)

「ユーカリの森」 さいとう まどか (愛知県)

「おばあちゃんの手押し車」 森 溪 介 (群馬県)

「ひよこさんの願い」 福 永 智 彦 (広島県)

「リョウダンス・ペラヘラ」 柳 澤 み の 里 (東京都)

4 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

(1) 普及啓発活動事業

ア 動物感謝デー in JAPAN の開催

平成 27 年度に開催した 2015 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催状況は次のとおり。

《 2015 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催概要 》

1 趣 旨

人と動物の共生社会の構築がクローズアップされる中、動物の保健衛生の向上、動物関連産業の発展、公衆衛生の向上を任務とする獣医師が、今後も社会的要請に応え、動物医療の質の向上を確保していくためには、国民的理解が不可欠であるため、獣医師の果たすべき役割の一層の社会的理解の情勢に資することとして、平成19年から毎年秋に開催している市民参加イベント「動物感謝デー」について、9回目となる本年度は、昨年に引き続き駒沢オリンピック記念公園(東京都)を開催場所として、地方獣医師会の参加協力、関係省庁・獣医師関係団体の後援、動物関連企業の協賛、関係団体・獣医学系大学の協力の下、「2015 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」として開催した。

なお、本催事は、世界獣医学協会が提唱する国際的イベントである“The World Veterinary Day”と趣旨を同じくするものとして実施した。

2 開催テーマ

— 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。—

3 開催主体等

(1) 主 催：公益社団法人 日本獣医師会

(2) 後 援：農林水産省 環境省 厚生労働省 文部科学省 外務省 観光庁

内閣府食品安全委員会 東京都 世田谷区 目黒区

公益社団法人日本動物病院協会 公益社団法人日本獣医学会

一般社団法人日本動物看護職協会 World Veterinary Association

ヒトと動物の関係学会 AIPO（動物 ID 普及推進会議）

(3) 特別協賛：共立製薬株式会社、日本全薬工業株式会社、ロイヤルカナンジャパン合同会社、

メリアル・ジャパン株式会社、アニコム損害保険株式会社、

株式会社ペットオフィス

(4) 協 賛：イオンペット株式会社、株式会社インターズー、株式会社インターペット、環境

プラント工業株式会社、絹株式会社、株式会社クレディセゾン、株式会社三幸、

株式会社誠文堂新光社、千寿製薬株式会社、総合住宅展示場駒沢公園ハウジング

ギャラリー、株式会社ズームワン、DS ファーマアニマルヘルス株式会社、デビフ

ペット株式会社、Dog Life Design、日生研株式会社、富士フィルムグローバルグ

ラフィックシステムズ株式会社、株式会社プライズコミュニケーション、平和会

ペットメモリアル、有限会社ビッグブリッジ、株式会社緑書房、森久保薬品株式

会社、ユニ・チャーム株式会社、ライオン商事株式会社、ルノー・ジャパン株式

会社、株式会社レティシアン、株式会社安田システムサービス、損害保険ジャパ

ン日本興亜株式会社

(5) 協 力：全国 55 地方獣医師会、日本中央競馬会、公益社団法人全国農業共済協会、公益社

団法人畜産技術協会、公益社団法人中央畜産会、公益社団法人日本愛玩動物協

会、公益社団法人日本装削蹄協会、公益社団法人 Knots、一般社団法人家庭動物愛

護協会、一般社団法人ジャパンケネルクラブ、一般財団法人全国緊急災害時動物

救援本部、一般社団法人全国ペット協会、一般社団法人日本小動物獣医師会、一

般社団法人日本聴導犬推進協会、一般社団法人日本養豚開業獣医師協会、一般社

団法人ペットフード協会、特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会、狂犬病

臨床研究会、農場管理獣医師協会、農場どないすんねん研究会（NDK）、放鷹義

塾、学校法人シモゾノ学園／国際動物専門学校・大宮国際動物専門学校、学校法

人ヤマザキ学園／ヤマザキ学園大学、東京都立園芸高等学校、日本獣医学生協

会、北海道大学、帯広畜産大学、岩手大学、東京大学、東京農工大学、岐阜大

学、鳥取大学、山口大学、宮崎大学、鹿児島大学、大阪府立大学、酪農学園大

学、北里大学、日本獣医生命科学大学、日本大学、麻布大学

4 開催日時及び場所

平成 27 年 10 月 3 日（土） 10～17時

東京都立駒沢オリンピック公園中央広場（東京都世田谷区、目黒区）

5 参加人員

イベント運営委託会社発表 約 2 万 9 千人

6 開催内容

開会式では、藏内勇夫会長挨拶、来賓の林芳正農林水産大臣、高市早苗総務大臣、自民党獣医

師問題議員連盟幹事長森英介衆議院議員、公明党獣医師問題議員懇話会会長斉藤鉄夫衆議院議員の挨拶、自由民主党獣医師問題議員連盟事務局長北村誠吾衆議院議員、公明党獣医師問題議員懇話会幹事長高木美智代衆議院議員、自由民主党山際大志郎衆議院議員、自由民主党福山守衆議院議員、自由民主党片山さつき参議院議員、自由民主党大家敏志参議院議員、東京都獣医師会顧問の自由民主党越智隆雄衆議院議員の紹介、関係省庁幹部、特別協賛者等来賓の紹介、祝電披露、村中志朗副会長、酒井健夫副会長から特別ゲストの垣内りかさんに対する一日動物親善大使任命、日本全薬工業株式会社及びメリアル・ジャパン株式会社から本会に200万円が贈呈されたセーブペットプロジェクト寄付金贈呈式、開会宣言メッセージの鷹による登壇演出(協力:放鷹義塾)、砂原和文副会長による開会宣言、鳩の一斉飛翔演出(協力:東京都立園芸高等学校)が行われた。

メインステージでは、自由民主党三原じゅん子参議院議員からの激励挨拶、東京都獣医師会の協力による自由民主党越智隆雄衆議院議員を迎えてのトークショー「ペットと生きて健康そして元気に長寿」、日本獣医師会による「マイクロチップを知っていますか?」、テレビ新潟放送網による日本獣医師会推薦の映画「夢は牛のお医者さん」監督の時田美昭氏を迎えたトークショー、特別協賛社であるロイヤルカナンジャパンがサポートする活動である Team Hope によるステージ「ペットの予防ははじめませんか?」、中央畜産会ステージ「農場 HACCP って何?」、農場どないすんねん研究会の協力により獣医師の仕事と役割を紹介する「知っていますか? 獣医師の仕事」、島根県獣医師会及び島根県の協力による人気ご当地キャラクター「しまねっこ」のダンスステージが開催された。

イベントステージでは、東京都獣医師会及び東京都獣医師会霊園協会による「動物感謝祭～命への感謝～」が行われ、公明党獣医師問題議員懇話会幹事長高木美智代衆議院議員、自由民主党片山さつき参議院議員から挨拶された。さらに、家庭動物愛護協会によるドッグダンス、埼玉県獣医師会の協力によるチンドン歌謡ショー、日本獣医学生協会による全国の獣医学系大学の魅力を獣医学生が学園祭の雰囲気さながらに紹介する「あにまる学園祭」、環境省動物愛護管理室の協力による「愛犬まると飼い主の小野慎二郎さんによる～愛犬と楽しく暮らすためのヒント～」、ジャパンケネルクラブによるアジリティ教室PR、おしゃれドッグファッションタウンによる「ペットファッションショー」が開催された。

展示コーナーでは、本会が獣医学生協会及び家庭動物愛護協会の協力を得て実施した「1日獣医師体験コーナー」に整理券待ちの列が絶えず、体験した子供たちは獣医学生の指導を受けながらの聴診体験に瞳を輝かせていたほか、全国の獣医学系大学がブース出展した「獣医学系大学コーナー」では、東京農工大学のミニホースとシバヤギのふれあいコーナー、農場どないすんねん研究会による全国大学クイズラリーが行われた。この他、パネル等を用いた各企業・団体の活動紹介、さらに「各都道府縣市獣医師会コーナー」では北海道獣医師会、東北獣医師会連合会、栃木県獣医師会、群馬県獣医師会、埼玉県獣医師会、千葉県獣医師会、神奈川県獣医師会、東京都獣医師会、長野県獣医師会、岐阜県獣医師会、中国地区獣医師会連合会、宮崎県獣医師会が出展し、各地の取組みがや畜産物等の飲食物が提供された。また、東京都獣医師会の協力により動物救護所が設置され、万に備えた。

アトラクションとしては、子供たちを対象とした「乗馬体験」(日本中央競馬会)、ウサギ、モルモット、ミニブタ等とふれあう、「動物ふれあいコーナー」(東京都立園芸高等学校)、馬の蹄鉄投げで点数を競う「蹄鉄輪投げゲーム」(日本装削蹄協会)、警察犬、災害救助犬の実演が行われた「働く動物たち」(ジャパンケネルクラブ)、「聴導犬のデモンストレーション」(聴導犬普及協会)、鷹匠による伝統技術デモンストレーション(放鷹義塾)、アジリティ教室(ジャパンケネルクラブ)等が開催された。

プログラムの最後にメインステージで行われた閉会式では、高橋三男動物感謝デー企画検討委員会委員長・関東地区理事から、閉会挨拶として、本年のイベントが盛会裏に終了することへの御礼と来年の開催成功への願いが述べられた。続いて北村直人日本獣医師会顧問・日本獣医師政治連盟委員長から閉会が宣言された。

イ 動物愛護週間中央行事の開催

動物愛護週間は、広く国民の間に、命ある動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めるために設けられているもので、国及び地方公共団体は週間にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならないこと、また、その実施期間は毎年9月20日から9月26日までとすることが「動物の愛護及び管理に関する法律」第4条に定められている。

本年度も、国及び東京都、台東区並びに動物愛護団体等で構成する中央行事実行委員会に構成団体として参画し、東京都内で開催された「動物愛護週間中央行事」を実施した。

《平成27年度動物愛護週間中央行事の開催状況》

1 開催テーマ

〔スローガン〕 「いのち輝け人と動物の愛の輪で」
〔キーワード〕 “飼う前も、飼ってからも考えよう”

2 開催概要

- (1) 屋内行事：9月6日(日) 午後1時～午後4時30分 東京・国立博物館 平成館講堂
実行委員会各構成団体による表彰式では、本会は「第27回日本動物児童文学賞表彰式」を実施した。その後、青森県立三本木農業高校卒業生及び元担当教諭による講演「命の花プロジェクトが教えてくれたこと」が行われた。(参加者：236名)

ア 第27回日本動物児童文学賞表彰式

本年度の大賞及び優秀賞受賞者に対して、環境省から環境大臣賞を、本会から大賞・優秀賞を、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及びアニコム損害保険株式会社から副賞を授与した。

イ 講演

「命の花プロジェクトが教えてくれたこと」
ゲストスピーカー：駒井樹里称氏、竹ヶ原春乃氏、安田 凜氏
(青森県立三本木農業高校「命の花プロジェクト」一期生)

赤坂圭一氏
(元青森県立三本木農業高校「いのちの花プロジェクト」担当教諭、
現青森県立名久井農業高等学校 農業クラブ顧問)

滝川クリステル氏
(フリーキャスター、一般財団法人「クリステル・ヴィ・アンサンブル」代表)

進行：瀧 晴巳氏 (フリーライター、『世界でいちばんかなしい花』著者)

- (2) 屋外行事：9月12日(土) 午前11時～午後4時 東京・上野恩賜公園噴水池前広場ほか
大テントでは、動物愛護セレモニーを始め、犬のしつけ方教室、どうぶつのふれあい方教室、写真教室、〇×クイズ大会、犬の五感体験が行われ、各展示ブース・広場等では、野生化したペット対策、東京都動物愛護相談センターのお仕事紹介、こども広場、ペット写真展、スタンプラリー、葛西臨海水族園の移動水族館車等、各種の催しが行われた。(来場者：約8,000名)

本会は、実行委員会構成団体として、事前の各種会議に参画するとともに、インフォメーションブース、動物お絵かきコーナー、マイクロチップによる個体識別措置事業の展示を担当した。

ウ インターペットへの参加

平成 27 年 4 月 2 日から 5 日までの 4 日間、東京ビッグサイトにおいて、一般社団法人ペットフード協会及びメサゴ・メッセフランクフルト株式会社主催により開催された「インターペット～人とペットの豊かな暮らしフェア～」に参加した。

ブース出展のほか、本会主催ステージ企画及びアリーナにおけるキッズ獣医師体験を実施した。

なお、平成 28 年 3 月 31 日から 4 月 3 日までの 4 日間、開催予定である同イベントへの参加が決定し、出展ブースでは、平成 28 年 11 月 10・11 日に北九州市において開催予定の第 2 回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議（2nd GCOH）、関連行事として 11 月 12 日に同市で開催される「2016 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」、平成 29 年 2 月 24 日～26 日に石川県において開催予定の「平成 28 年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（石川）」、及び平成 28 年 2 月から運用を開始した「女性獣医師応援ポータルサイト」に関する展示のほか、日本獣医師会の活動紹介、関連グッズの配布を予定している。

(2) 助言相談対応事業

市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの電話、Eメール等で寄せられる獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する質問に対し、内容に応じて、専門家による助言、回答、地方獣医師会、大学、他団体、関係省庁等の紹介を行った。

平成 27 年度の記録件数の内訳は、相談・照会 111 件、苦情 9 件、その他（情報提供等）2 件の合計 122 件であった。

(3) 情報提供対応事業等

ア インターネットを活用した情報提供

日本獣医師会ホームページについて、内容の充実を図りつつ情報公開を進めた。

トップページでは「トピックス」、「新着情報」、「学会・セミナー」「人材募集」を中心に、各種情報提供に努めた。特に、「人材募集」については、ページデザインの変更のほか、検索機能を強化するなど、利便性を向上させる改修を行った。また、平成27年10月に開催した「2015 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」関連の広報のため、新たに別サイトを開設・公開した。

平成 27 年度農林水産省補助事業においては、女性獣医師の就業支援のため、就労環境や診療に関わる知識・技術等に関する幅広い情報を一元的に提供する総合的な情報プラットフォームとして「女性獣医師応援ポータルサイト」を開設し、ロールモデルの紹介やeラーニングコンテンツの提供等を行った。

さらに、平成 16 年 5 月に発刊した日本獣医師会メールマガジン（略称：メルマ日獣）は、平成 27 年度末までに 142 号を発刊した。メルマ日獣では、日本獣医師会雑誌の掲載記事の紹介やホームページに掲載した情報等、会員に有用と思われるものをコンパクトに紹介し、一部の地方獣医師会ではインターネット経由で構成獣医師に配信した。平成 25 年 8 月からは、会長短信「春夏秋冬」を掲載し、毎月購読者に対する会長からのメッセージを配信するとともに、同内容を本会ホームページに掲載した。また、会員・構成獣医師に対する配信申込の呼び掛けを継続し、メルマ日獣の配信登録数は増加している。

イ 獣医事等に係る関係情報の提供

平成 27 年度における獣医事等に係る関係通知の発出状況は、次のとおり。

《 平成 27 年度 獣医事関係通知の発出状況 》

通 知 件 名	文 書 番 号 等
「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正について (「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正について)	平成 27 年 4 月 8 日付け 27 日獣発第 15 号 (平成 27 年 3 月 26 日付け 26 消安第 6580 号)
農業技術の基本指針 (平成 27 年改定) について (農業技術の基本指針 (平成 27 年改定) について)	平成 27 年 4 月 8 日付け 27 日獣発第 16 号 (平成 27 年 3 月 30 日付け 26 政第 181 号)
獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の一部改正について (獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の一部改正について)	平成 27 年 4 月 8 日付け 27 日獣発第 18 号 (平成 27 年 4 月 1 日付け 26 消安第 6372 号)
牛白血病に関する衛生対策ガイドラインの策定について (牛白血病に関する衛生対策ガイドラインの策定について)	平成 27 年 4 月 10 日付け 27 日獣発第 19 号 (平成 27 年 4 月 2 日付け 26 消安第 6117 号)
消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について (消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について)	平成 27 年 4 月 13 日付け 27 日獣発第 20 号 (平成 27 年 4 月 2 日付け通知)
「伝達性海綿状脳症 (T S E) 検査対応マニュアル」の一部改正について (「伝達性海綿状脳症 (T S E) 検査対応マニュアル」の一部改正について)	平成 27 年 4 月 13 日付け 27 日獣発第 21 号 (平成 27 年 4 月 1 日付け 26 消安第 6670 号)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)	平成 27 年 5 月 12 日付け 事務連絡 (平成 27 年 4 月 28 日付け 事務連絡)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)	平成 27 年 5 月 15 日付け 事務連絡 (平成 27 年 5 月 11 日付け 事務連絡)
台湾における口蹄疫の発生について (台湾における口蹄疫の発生について)	平成 27 年 5 月 21 日付け 27 日獣発第 54 号 (平成 27 年 5 月 8 日付け 27 消安第 1007 号)
食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について)	平成 27 年 5 月 27 日付け 事務連絡 (平成 27 年 5 月 20 日付け 事務連絡)
飼料の公定規格の一部改正について (飼料の公定規格の一部改正について)	平成 27 年 5 月 28 日付け 27 日獣発第 58 号 (平成 27 年 5 月 15 日付け 27 消安第 269 号)

<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令の施行について</p> <p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令の施行について)</p>	<p>平成 27 年 6 月 2 日付け 27 日獣発第 68 号 (平成 27 年 5 月 27 日付け 27 消安第 972 号)</p>
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について</p> <p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)</p>	<p>平成 27 年 6 月 2 日付け 事務連絡 (平成 27 年 5 月 26 日付け 事務連絡)</p>
<p>平成 27 年産米穀の飼料利用について</p> <p>(平成 27 年産米穀の飼料利用について)</p>	<p>平成 27 年 6 月 12 日付け 27 日獣発第 73 号 (平成 27 年 6 月 3 日付け 27 生畜第 370 号 27 生産第 798 号)</p>
<p>「平成 24 年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」の一部改正について</p> <p>(「平成 24 年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」の一部改正について)</p>	<p>平成 27 年 7 月 1 日付け 27 日獣発第 88 号 (平成 27 年 6 月 15 日付け 27 生産第 892 号)</p>
<p>動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について</p> <p>(動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)</p>	<p>平成 27 年 7 月 1 日付け 事務連絡 (平成 27 年 6 月 16 日付け 事務連絡)</p>
<p>飼料の適正製造規範 (GMP) ガイドラインの制定について</p> <p>(飼料の適正製造規範 (GMP) ガイドラインの制定について)</p>	<p>平成 27 年 7 月 1 日付け 27 日獣発第 89 号 (平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号平)</p>
<p>飼料の有害物質の指導基準の一部改正について</p> <p>(飼料の有害物質の指導基準の一部改正について)</p>	<p>平成 27 年 7 月 7 日付け 27 日獣発第 90 号 (平成 27 年 6 月 25 日付け 27 消安第 1935 号)</p>
<p>獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について</p> <p>(獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について)</p>	<p>平成 27 年 7 月 7 日付け 27 日獣発第 91 号 (平成 27 年 6 月 26 日付け 27 消安第 325 号-1)</p>
<p>「鶏卵の生産衛生管理ハンドブック (参考資料) -指導者編-」の改訂について</p> <p>(「鶏卵の生産衛生管理ハンドブック (参考資料) -指導者編-」の改訂について)</p>	<p>平成 27 年 7 月 14 日付け 27 日獣発第 97 号 (平成 27 年 7 月 3 日付け 27 消安第 1615 号)</p>
<p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について</p> <p>(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について)</p>	<p>平成 27 年 7 月 21 日付け 27 日獣発第 104 号 (平成 27 年 7 月 6 日付け 26 消安第 2015 号)</p>

<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について</p> <p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)</p>	<p>平成27年7月28日付け 事務連絡 (平成27年6月29日付け 事務連絡)</p>
<p>動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について</p> <p>(動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)</p>	<p>平成27年7月28日付け 事務連絡 (平成27年7月13日付け 事務連絡)</p>
<p>夏季休暇期間中における口蹄疫の防疫対策の徹底について</p> <p>(夏季休暇期間中における口蹄疫の防疫対策の徹底について)</p>	<p>平成27年7月30日付け 27日獣発第113号 (平成27年7月17日付け 27消安第2445号)</p>
<p>農林水産分野における個人情報保護に関するガイドラインの全部改正及び農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応要領の一部改正について</p> <p>(農林水産分野における個人情報保護に関するガイドラインの全部改正について)</p> <p>(農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応要領の一部改正について)</p>	<p>平成27年8月4日付け 27日獣発第120号 (平成27年7月17日付け 27消安第2242号)</p> <p>(平成27年7月17日付け 27消安第2245号)</p>
<p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について</p> <p>(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について)</p>	<p>平成27年8月13日付け 27日獣発第128号 (平成27年7月27日付け 27消安第2140号)</p>
<p>麻薬卸売業者の麻薬貯蔵設備について</p> <p>(麻薬卸売業者の麻薬貯蔵設備について)</p>	<p>平成27年8月13日付け 27日獣発第129号 (平成27年7月31日付け 薬食監麻発0731第4号)</p>
<p>乳に含まれるアフラトキシンM1の取扱いについて</p> <p>(乳に含まれるアフラトキシンM1の取扱いについて)</p>	<p>平成27年8月13日付け 27日獣発第130号 (平成27年7月31日付け 27消安第2626号)</p>
<p>牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき管理者が行う届出等の適切な実施のための協力依頼</p> <p>(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき管理者が行う届出等の適切な実施のための協力依頼)</p>	<p>平成27年8月13日付け 27日獣発第131号 (平成27年8月3日付け 27消安第2680号)</p>
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について</p> <p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)</p>	<p>平成27年8月13日付け 事務連絡 (平成27年7月29日付け 事務連絡)</p>
<p>動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の施行等について</p> <p>(動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の施行等について)</p>	<p>平成27年8月25日付け 27日獣発第141号 (平成27年8月14日付け 27消安第2642号)</p>

<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について</p> <p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)</p>	<p>平成27年9月1日付け 事務連発 (平成27年8月19日付け 事務連絡)</p>
<p>野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について</p> <p>(野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について)</p>	<p>平成27年9月25日付け 27日獣発第176号 (平成27年9月9日付け 環自野発第1509091号)</p>
<p>新たな育種技術を用いて作出された生物へのカルタヘナ法の適用に係る相談の受付等について</p> <p>(新たな育種技術を用いて作出された生物へのカルタヘナ法の適用に係る相談の受付等について)</p>	<p>平成27年9月29日付け 27日獣発第184号 (平成27年9月11日付け 27消安第3177号)</p>
<p>「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正等について</p> <p>(「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正等について)</p> <p>(平成27年度高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について)</p>	<p>平成27年9月29日付け 27日獣発第185号 (平成27年9月9日付け 27消安第3069号) (平成27年9月9日付け 27消安第3111号)</p>
<p>獣医療法第5条に規定される管理者の考え方</p> <p>(獣医療法第5条に規定される管理者の考え方)</p>	<p>平成27年9月29日付け 27日獣発第186号 (平成27年9月18日付け 27消安第3454号)</p>
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について</p> <p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)</p>	<p>平成27年9月29日付け 事務連発 (平成27年9月18日付け 事務連絡)</p>
<p>動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について</p> <p>(動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)</p>	<p>平成27年9月29日付け 事務連発 (平成27年9月18日付け 事務連絡)</p>
<p>食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について</p> <p>(食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について)</p>	<p>平成27年10月7日付け 事務連発 (平成27年9月24日付け 事務連絡)</p>
<p>飼料の管理基準を超過した場合の対応について</p> <p>(飼料の管理基準を超過した場合の対応について)</p>	<p>平成27年10月14日付け 27日獣発第200号 (平成27年9月28日付け 27消安第3362号)</p>
<p>牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき管理者が行う届出等の適切な実施に関する協力依頼</p> <p>(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき管理者が行う届出等の適切な実施に関する協力依頼)</p>	<p>平成27年10月14日付け 27日獣発第201号 (平成27年9月28日付け 27消安第3539号)</p>

厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う医薬食品局食品安全部の組織再編について (厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う医薬食品局食品安全部の組織再編について)	平成 27 年 10 月 20 日付け 27 日獣発第 210 号 (平成 27 年 9 月 30 日付け 食安発第 0930 第 2 号)
飼料品質表示基準の一部改正について (飼料品質表示基準の一部改正について)	平成 27 年 10 月 20 日付け 27 日獣発第 211 号 (平成 27 年 10 月 1 日付け 27 消安第 2693 号)
「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」の一部改正について (「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」の一部改正について)	平成 27 年 10 月 21 日付け 27 日獣発第 217 号 (平成 27 年 10 月 2 日付け 薬生監麻発 1002 第 4 号)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)	平成 27 年 10 月 21 日付け 事務連絡 (平成 27 年 10 月 9 日付け 事務連絡)
事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について (事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について)	平成 27 年 10 月 28 日付け 27 日獣発第 227 号 (平成 27 年 10 月 7 日付け 27 消安第 3662 号)
犬及び猫に使用実績のある人用医薬品を愛玩動物用医薬品として特例で承認申請する場合の取扱い等について (犬及び猫に使用実績のある人用医薬品を愛玩動物用医薬品として特例で承認申請する場合の取扱い等について(依頼))	平成 27 年 11 月 26 日付け 27 日獣発第 252 号 (平成 27 年 11 月 12 日付け 事務連絡)
食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について (食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について)	平成 27 年 11 月 26 日付け 事務連絡 (平成 27 年 11 月 11 日付け 事務連絡)
農林水産省の薬剤耐性に関するホームページの更新のお知らせ(世界抗菌剤認識週間(World Antibiotic Awareness Week)等について) (農林水産省の薬剤耐性に関するホームページの更新のお知らせ(世界抗菌剤認識週間(World Antibiotic Awareness Week)等について))	平成 27 年 11 月 26 日付け 事務連絡 (平成 27 年 11 月 17 日付け 事務連絡)
「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正等について (「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正等について)	平成 27 年 12 月 8 日付け 27 日獣発第 263 号 (平成 27 年 11 月 20 日付け 27 消安第 4279 号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)	平成 27 年 12 月 8 日付け 事務連絡 (平成 27 年 11 月 27 日付け 事務連絡)
獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方の公表等について (獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方の公表について) (獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について)	平成 27 年 12 月 16 日付け 27 日獣発第 272 号 (平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4575 号) (平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 3110 号 - 1)

<p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について)</p>	<p>平成 27 年 12 月 18 日付け 27 日獣発第 273 号 (平成 27 年 12 月 7 日付け 27 消安第 4445 号)</p>
<p>一般財団法人化学及血清療法研究所が承認内容とは異なる方法でワクチン等を製造していたことについて 一般財団法人化学及血清療法研究所が承認内容とは異なる方法でワクチン等を製造していたことについて</p>	<p>平成 27 年 12 月 18 日付け 27 日獣発第 274 号 (平成 27 年 12 月 10 日付け 27 消安第 4746 号)</p>
<p>平成 27 年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について (平成 27 年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について)</p>	<p>平成 27 年 12 月 18 日付け 27 日獣発第 275 号 (平成 27 年 12 月 11 日付け 27 消安第 4581 号)</p>
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)</p>	<p>平成 27 年 12 月 24 日付け 事務連絡 (平成 27 年 11 月 17 日付け 事務連絡)</p>
<p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について)</p>	<p>平成 28 年 1 月 6 日付け 27 日獣発第 289 号 (平成 27 年 12 月 18 日付け 27 消安第 4253 号)</p>
<p>韓国における口蹄疫疑い事例の確認について (韓国における口蹄疫疑い事例の確認について)</p>	<p>平成 28 年 1 月 20 日付け 27 日獣発第 305 号 (平成 27 年 1 月 12 日付け 27 消安第 5076 号)</p>
<p>高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について (高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について)</p>	<p>平成 27 年 1 月 26 日付け 26 日獣発第 292 号 (平成 27 年 1 月 15 日付け 26 消安第 5048 号 26 食産第 3629 号 26 生畜第 1545 号)</p>
<p>一般財団法人化学及血清療法研究所に対する行政処分とワクチン等の供給等について (一般財団法人化学及血清療法研究所に対する行政処分とワクチン等の供給等について)</p>	<p>平成 28 年 1 月 28 日付け 27 日獣発第 312 号 (平成 28 年 1 月 20 日付け 事務連絡)</p>
<p>動物用抗生物質医薬品基準を廃止する件について (動物用抗生物質医薬品基準を廃止する件について)</p>	<p>平成 28 年 1 月 28 日付け 事務連絡 (平成 28 年 1 月 20 日付け 事務連絡)</p>
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令の施行について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令の施行について)</p>	<p>平成 28 年 2 月 1 日付け 27 日獣発第 315 号 (平成 28 年 1 月 25 日付け 27 消安第 4772 号)</p>

<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について</p> <p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)</p>	<p>平成28年2月1日付け 事務連絡 (平成28年1月22日付け 事務連絡)</p>
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について</p> <p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)</p>	<p>平成28年2月24日付け 事務連絡 (平成28年2月15日付け 事務連絡)</p>
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正等について</p> <p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)</p> <p>(指定薬物である「一酸化二窒素を含有する製品」を医療等の用途に供するために販売等を扱う際の取扱いについて)</p>	<p>平成28年3月1日付け 27日獣発第333号 (平成28年2月18日付け 薬生発0218第3号) (平成28年2月18日付け 薬生監麻発0218第5号)</p>
<p>牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき管理者が行う耳標の装着等の適切な実施に関する協力依頼</p> <p>(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき管理者が行う耳標の装着等の適切な実施に関する協力依頼)</p>	<p>平成28年3月3日付け 27日獣発第339号 (平成28年2月25日付け 27消安第5751号)</p>
<p>「病性鑑定指針」の制定について</p> <p>(「病性鑑定指針」の制定について)</p>	<p>平成27年3月24日付け 26日獣発第329号 (平成27年3月13日付け 26消安第4686号)</p>
<p>平成28年以降の飼料作物等の流通・利用の自粛及びその解除等の取扱いについて</p> <p>(平成28年以降の飼料作物等の流通・利用の自粛及びその解除等の取扱いについて)</p>	<p>平成28年3月31日付け27 日獣発第354号 (平成28年3月25日付け 27生畜第1974号 27政統第874号)</p>
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について</p> <p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)</p>	<p>平成28年3月31日付け 事務連絡 (平成28年3月14日付け 事務連絡)</p>
<p>動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について</p> <p>(動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)</p>	<p>平成28年3月31日付け 事務連絡 (平成28年3月18日付け 事務連絡)</p>

注：()内は省庁・団体・機関からの通知の件名、文書番号等

ウ 研修用教材等の作成・提供

保健所、市町村及び動物病院等で動物愛護管理の普及教育に用いる教材として、動物適正飼育教材「犬のしつけテキスト」、「猫のテキスト」、「今から考えよう高齢犬のケア」の提供を行った。

なお、本教材の頒布事業は平成 12 年度から開始し現在に至っているが、近年は本教材以外に適切なものが多く市販されるなど一般に容易に入手可能な状況となっていることを踏まえ、平成 27 年度末をもって販売を終了することとした。

また、農林水産省の補助を受けて実施した平成 27 年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業における研修教材として、「新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための技術研修テキスト」、「管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会テキスト」、「家畜伝染病予防法関係法令集」及び「獣医療とコミュニケーション」を作成し、研修で活用した。

5 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

(1) 国内関係団体との交流（医師会との連携交流を含む）

公益社団法人日本医師会との学術連携協力として、平成 27 年 11 月 6 日、日本医師会・日本獣医師会共同主催による連携シンポジウム「越境性感染症の現状と課題」を、日本医師会館大講堂（東京都文京区）において医師・獣医師等 481 名の参加者を得て開催した。シンポジウムでは、日本医師会小森 貴常任理事、日本獣医師会藏内勇夫会長から挨拶が行われた後、基調講演として日本医師会の小森 貴常任理事から「国際的に脅威となる感染症対策について」が行われ、新興・再興感染症は国際的な連携のもとに包括的な戦略が必要である旨の講演が行われた。続いて国立感染症研究所第三部の松山州徳第四室長から、「中東呼吸器症候群（MERS）の現状と対策」として韓国の感染拡大事例と日本への侵入と検査体制の在り方等の講演が行われた。次に山口大学共同獣医学部の前田 健教授から「獣医学領域からの SFTS（重症熱性血小板減少症候群）の解明」として、SFTS の国内における発生動向と獣医学領域からの解明等の内容の講演が行われた。最後に国立感染症研究所の西條政幸ウイルス第一部長による「西アフリカにおけるエボラ出血熱と日本における SFTS の流行：求められる対策」が講演され、西アフリカでのエボラ出血熱の発生と西日本における SFTS の流行の背景を比較して解説がなされ、本シンポジウムは盛会のうちに終了した。

また、平成 28 年 2 月 27 日、平成 27 年度獣医学術学会年次大会（秋田）の会場（秋田キャッスルホテル）において日本医師会の協力を得てシンポジウム「One Health を考える」を開催した。シンポジウムでは、日本獣医師会藏内勇夫会長挨拶の後、世界獣医師会の Johnson Chiang 副会長から「世界獣医師会の One Health 戦略」として、近年の世界獣医師会の戦略、政策要綱等について報告された。続いてアジア獣医師会連合の Achariya Sailasuta 事務局長から、「アジア獣医師会連合の One Health 戦略」としてアジア諸国及び国際レベルにおける獣医師の One Health における役割と、アジアと ASEAN における One Health ネットワークの推進のサポートの継続が重要である旨が提言された。次に日本医師会の小森 貴常任理事から「日本医師会の活動と対応」として近年の感染症の動向が述べられ、感染症への取組みと今後の対応について医師と獣医師とが One Health のための課題、問題意識を共有することが前提であり、その機会を全国各地で設けていくことが肝要である旨講演された。最後に日本獣医師会の藏内勇夫会長から「日本獣医師会の One Health の取組み」として、今後も医師会をはじめ国内外の関係機関と連携し獣医師の活動基盤の整備と充実を図り、それに基づく人と動物の健康を増進させるため「One Health」の推進に力を注ぐ決意である旨講演された。シンポジウムの最後には講演者 4 人をパネラーとしてディスカッションがなされ、各組織がともに連携し情報を交換しながら「One Health」の推進に取り組むこととして取りまとめが行われ、盛会のうちに終了した。

(2) 連携推進会議等の開催

- ア 関係省庁、大学等教育機関、会員、関係団体・企業等との連携・調整
- (ア) 平成 27 年 9 月 6 日及び平成 28 年 3 月 29 日に開催された全国大学獣医学関係代表者協議会に本会役職員が出席し、協議・意見交換を行った。
 - (イ) 各地区を構成する地方獣医師会が開催する関係会議等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った。
 - (ウ) その他、関係機関・団体・企業等が開催する会議・行事等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った。

(3) 獣医事・獣医学術国際交流

- ア 世界獣医師会 (WVA) 等の国際団体
- (ア) 平成 27 年 5 月 13 日、中国獣医師会から才学鵬副会長他 4 名を招聘して、本会会議室にて意見交換会を、明治記念館丹頂の間にて交流会を行った。
 - (イ) 平成 27 年 5 月 21 日～22 日、WVA と世界医師会 (WMA) による第 1 回ワンヘルスに関する国際会議 (GCOH) がマドリード (スペイン) にて開催され、本会からは藏内会長、酒井副会長が出席した。22 日には、セッション「自然災害のマネジメント、備えと医師・獣医師の連携」において、「日本における 2011 年大震災と福島原発事故、経験と復興に向けての医師と獣医師の連携」と題する横倉義武日本医師会会長の講演が行われ、次いで、藏内勇夫日本獣医師会会長の講演「東日本大震災からの復興と期待、獣医師の役割とその展望」が行われ、好評を博した。
 - (ウ) 平成 27 年 9 月 13 日～17 日、第 32 回世界獣医学大会 (WVC) がイスタンブール (トルコ) にて開催され、本会からは酒井副会長が出席した。
 - (エ) 平成 27 年 9 月 24 日～26 日、第 37 回 FAVA 代表者会議がウランバートル (モンゴル) で開催され、本会からは藏内会長、古賀事務局長が出席した。24 日には、会員報告の中で、藏内会長から、先の GCOH における講演について報告がなされた。
 - (オ) WVA が提唱するワールドベテリナリデー「World Veterinary Day」に協力することとして、WVA の後援名義を使用し、平成 27 年 10 月 3 日に「2015 動物感謝デー in JAPAN」を、獣医師職域の広報のためのイベントとして開催した。
 - (カ) 平成 28 年 2 月 27 日、日本獣医師会獣医学術学会年次大会 (秋田) において「ワンヘルスに関するシンポジウム」を開催し、海外演者として WVA 次期会長 Dr. Johnson Chiang から “WVA’s Strategy on One Health”、FAVA 事務局長 Dr. Achariya Sailasuta から “FAVA’s Strategy on One Health” を、それぞれ講演いただいた。
 - (キ) 第 1 回 GCOH の成功を受け、WVA と WMA から日本獣医師会と日本医師会に対し、第 2 回 GCOH の日本における開催が打診され、本会と日本医師会との間で調整を行った結果、平成 28 年 11 月 10、11 日、北九州市小倉北区リーガロイヤルホテル小倉において開催することが決定された。

イ 学術振興資金獣医学術振興対策

獣医学術の振興・普及をはじめ、獣医療の提供等を通じての獣医事の向上等に資するため、平成 27 年度における中村寛獣医学術振興資金は、中村寛獣医学術振興資金運営規程に基づき、次の 2 件の対象事業を後援の上、協賛した。

	対 象 事 業	事業の後援先	実施期間(期日)
1	希少野生動物保護活動支援事業	九 獣 連 希 少 野 生 動 物 保 護 支 援 協 議 会	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日
2	平成 27 年度動物感謝デー in KYOTO	公益社団法人京都府獣医師会	平成27年10月18日

(4) その他の後援・協賛・賛助等支援活動

獣医事対策等を推進するに当たって、関係団体等から申請のあった以下の公益目的事業等に対し、本会の後援名義の使用及び協賛・賛助等を行った。

ア 後援名義等

本会の後援名義等の使用について、団体等からの申請があった以下の行事について後援名義等の使用を許可した。

(ア) 後援名義

- ・ W J V F 第 6 回大会（一般社団法人 J V F）
- ・ 第25回獣医師テニス大会（全日本獣医師テニス大会）
- ・ 第17回日本臨床獣医学フォーラム年次大会 2015（一般社団法人日本臨床獣医学フォーラム）
- ・ 第69回全関東医歯薬獣医科大学対抗陸上競技大会（略称：MD P V）（第69回全関東医歯薬獣医科大学対抗陸上競技大会実行委員会）
- ・ 希少野生動物保護支援活動事業（九獣連希少野生動物保護支援協議会）
- ・ 第15回りぶ・らぶ・あにまるずフェスティバル 2015（公益社団法人 Knots）
- ・ 一般社団法人札幌市小動物獣医師会主催「児童動物画コンクール」（公益社団法人北海道獣医師会）
- ・ 2015 しが動物フェスティバル（公益社団法人滋賀県獣医師会）
- ・ 第3回シェルターメディスンセミナー「より良い譲渡に向けて」（公益社団法人日本動物福祉協会）
- ・ 第72回全日本医歯薬獣医科大学対抗陸上競技選手権大会（国立大学法人富山大学）
- ・ 福島応援プロジェクト 野生動物画家 岡田宗徳 Wildlife Art 展日本の自然と動物たちのために・・・企画展（アトリエ マンセル）
- ・ 第36回動物臨床医学会年次大会（公益財団法人動物臨床医学研究所内動物臨床医学会）
- ・ 動物愛護フェスティバル 2015 伊小諸（動物愛護フェスティバル 2015 伊小諸実行委員会）
- ・ 第36回「どうぶつ愛護のつどい」（公益社団法人広島県獣医師会）
- ・ 第10回全国獣医学生交流会「夏大会 Start with Why～あの日の君にかえる夏～」（日本獣医学生協会（JAVS））
- ・ 第17回全国学校飼育動物研究大会（全国学校飼育動物研究会）
- ・ 第68回全国装蹄競技大会（公益社団法人日本装削蹄協会）
- ・ 日本身体障害者補助犬学会第8回学術大会（日本身体障害者補助犬学会）
- ・ ジャパンドッグフェスティバル 2015（一般社団法人ジャパンケネルクラブ）
- ・ 第57回全国牛削蹄競技大会（公益社団法人日本装削蹄協会）
- ・ 第8回日本動物大賞（公益財団法人日本動物愛護協会）
- ・ 第7回京都市獣医師会「京都動物フォーラム 2016」（公益社団法人京都市獣医師会）
- ・ 第一回認定 VMA T 講習会（災害動物医療研究会）
- ・ 第4回シェルターメディスンセミナー「より良い譲渡に向けて」（公益社団法人日本動物福祉協会）
- ・ PRION2016TOKYO（PRION2016TOKYO）
- ・ 第17回 Dogs Walk For Keep Clean 全国一斉！クリーン作戦（特定非営利活動法人ワンワンパーティークラブ）
- ・ ちよだ猫まつり 2016（ちよだ猫まつり実行委員会）
- ・ シンポジウム「生きものの記録」福島の再生と未来に向けて（特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会）
- ・ 第12回日本獣医内科学アカデミー学術大会（JCVIM2016）（日本獣医内科学アカデミー）
- ・ 第二回認定 VMA T 講習会（災害動物医療研究会）
- ・ 希少種を脅かしているネコたち～シンポジウム：希少種生息地のネコ問題～（環境省）

イ 協賛・賛助等

本会への協賛、賛助等の依頼があった団体に対して以下のとおり支援を行った。

(ア) 賛助会員等

- ・日本獣医史学会
- ・全国家畜保健衛生業績発表会協賛会
- ・一般社団法人日本動物看護職協会
- ・公益社団法人全国和牛登録協会
- ・公益社団法人日本動物用医薬品協会
- ・日本獣医学生協会（JAVS）
- ・鶏病研究会
- ・一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部
- ・特定非営利活動法人獣医系大学間獣医学教育支援機構

(イ) 行事等への賛助

- ・平成27年度「ヒナを拾わないで！」キャンペーンポスター制作
- ・平成27年度農林水産祭実施経費
- ・第69回全関東医歯薬獣医科大学対抗陸上競技大会
- ・第72回全日本医歯薬獣医科大学対抗陸上競技選手権大会
- ・あにまる学園祭
- ・第14回全日本ホルスタイン共進会

6 獣医事対策等調査研究事業

(1) 犬猫幼齢個体調査検討事業

環境省請負事業として「平成 27 年度犬猫幼齢個体を親兄弟から引き離す理想的な時期に関する調査手法等検討業務」を実施した。

ア 事業の概要

犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するために、幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期についての調査手法等を検討するために、専門家等による検討会を開催し、今後の調査計画等について検討を行ったほか、一般飼い主への調査協力を依頼するための広報資料の作成、及び調査サンプルの収集等を実施した。

イ 事業の実施期間 平成 27 年 4 月 17 日から平成 28 年 3 月 31 日

公益 2 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成対策の推進に関する事業

1 獣医学術学会事業

(1) 獣医学術学会年次大会の開催

ア 獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、日本獣医師会の主催、秋田県獣医師会の共催、東北獣医師会連合会の協力、日本獣医学会の企画協力、中央畜産会、全国農業共済協会、日本装蹄協会、日本小動物獣医師会、日本動物病院協会、日本ウマ科学会、日本獣医画像診断学会の開催協力により、平成 28 年 2 月 26 日(金)から 28 日(日)の 3 日間、秋田市の秋田キャッスルホテル、秋田アトリオン、にぎわい交流館 A U (あう)において、農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省、日本学術会議、秋田県、秋田市の後援のもとに学会年次大会(秋田)を開催した。

《平成27年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会(秋田) 開催状況》

開催場所	開催期日	発表区分	産業動物	小動物	公衆衛生	その他	計	参加登録者数
秋田キャッスルホテル、 秋田アトリオン、 にぎわい交流館 AU (秋田県秋田市)	平成28年 2月26～ 28日	特別講演等※1	58題※2	29題	18題	71題	176題	1,381名
		地区学会長賞受賞講演	20題	22題	13題	0題	55題	
		一般口演	33題	17題	6題	0題	56題	
		研究報告	20題	7題	6題	0題	33題	
合計			131題	75題	43題	71題	320題	

※1 平成27年度日本獣医師会獣医学術賞「獣医学術奨励賞」受賞者記念講演を含む。

※2 科学研究費国際シンポジウムにおける講演を含む。

(2) 獣医学術賞の選考・審査

ア 本会では、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として「日本獣医師会獣医学術賞」を設置し、毎年、獣医学術の振興・普及並びに調査研究に著しく貢献した者に授与することとしている。

平成27年度は、獣医学術功績者選考委員会による選考・審査の結果、次により受賞業績を選考し、獣医学術学会年次大会(秋田)の場において日本獣医師会会長から本賞(賞状)を、動物関連産業界等協賛会社から副賞(研究奨励費)をそれぞれ授与して表彰した。

(ア) 獣医学術功績者選考委員会〔委員長：酒井健夫(日本獣医師会副会長)〕は平成27年11月11日及び平成28年2月27日の2回開催した。

(イ) 第1回委員会では、学会学術誌(日本獣医師会雑誌：平成25年8月号～平成27年7月号の原著・短報)に掲載された研究論文の中から「獣医学術奨励賞」を、また「獣医学術功労賞」については所定の手続きを経て推薦のあった業績の中からそれぞれ審査・選考を行った。

また、第2回委員会では、平成27年度獣医学術学会年次大会(秋田)において発表された地区学会長賞受賞講演の中から「獣医学術学会賞」を選考した。

《平成27年度 日本獣医師会獣医学術賞受賞研究業績及び受賞者氏名》

〔産業動物部門〕

獣医学術奨励賞： 北海道における牛マイコプラズマ性乳房炎の発生とその疫学的考察(第67巻第1号掲載) 草場信之(北海道農業共済組合連合会)、他

獣医学術学会賞： 大腸菌群による甚急性乳房炎に対する乳房内冷却ならびに抗菌性物質・消炎鎮痛剤の乳房内局所投与療法を検討 佐々木恒弥(いわて総合動物病院)、他

獣医学術功労賞： 家畜の繁殖効率向上に関する応用的研究 中尾敏彦(元山口大学・教授)

〔小動物部門〕

獣医学術奨励賞： 犬の卵巣子宮摘出術におけるマロピタントによるイソフルラン要求量の減少及び嘔吐抑制効果(第66巻第11号掲載) 岡野公禎(おかの動物病院・横浜市)、他

獣医学術学会賞： 臨床現場における犬のTAT測定の有用性の検討 福岡 玲(安田動物病院・兵庫県)、他

獣医学術功労賞： 小型犬およびトイ犬の開心術ならびに僧帽弁形成術 金本 勇(茶屋ヶ坂動物病院・院長)

〔公衆衛生部門〕

獣医学術奨励賞： 山口県内で飼養される子牛の口腔内における志賀毒素産生性大腸菌の保有状況(第67巻第1号掲載)

亀山光博(山口県環境保健センター保健科学部)

獣医学術学会賞： リケッチア感染症（つつが虫病、紅斑熱）の迅速検査法体系の構築
川森文彦（静岡県環境衛生科学研究所）、他
獣医学術功労賞： 環境・食品汚染化学物質の毒性発現機序解明と毒性評価に関する研究
諏佐信行（北里大学・名誉教授）

（3）獣医学術地区学会との連携

平成 27 年度に地区単位で開催された獣医学術地区学会と相互連携を行い、平成 27 年度獣医学術学会年次大会（秋田）において、各地区学会で優秀演題として選出された地区学会長賞受賞演題を対象に地区学会長賞受賞講演として発表が行われた。

《平成 27 年度 獣医学術地区学会開催状況》

開催地区 (担当地方会)	開催場所	開催期日	地区学会発表演題数				参加者数
			産業動物	小動物	公衆衛生	計	
北海道 (北海道)	酪農学園大学	9月11日 12日	104(5)	48(3)	18(1)	170(9)	672名
東北 (岩手県)	ホテル東日本	10月9日	29(1)	42(2)	26(1)	97(4)	332名
関東・東京 (横浜市)	パシフィコ横浜	9月13日	28(2)	34(2)	18(1)	80(5)	636名
中部 (新潟県)	ANAクラウンプラザ ホテル新潟	8月30日	23(2)	34(2)	18(2)	75(6)	566名
近畿 (大阪府)	大阪府立大学 (中百舌鳥校舎)	10月 11日	22(1)	37(4)	11(2)	70(7)	310名
中国 (岡山県)	岡山コンベンションセンター	10月 10,11日	37(4)	65(4)	31(3)	133(11)	366名
四国 (高知県)	高知城ホール	9月6日	17(1)	14(1)	7(1)	38(3)	197名
九州 (熊本県)	メルパルク熊本	10月 16日	50(4)	53(4)	32(2)	135(10)	584名
計(8カ所)			310(20)	327(22)	161(13)	798(55)	3,663名

注：演題数の（ ）内数字は、地区学会長賞受賞研究業績数。

2 部会委員会等運営事業（獣医学術振興対策関係）

（1）職域別の部会委員会の運営（獣医学術部会関係）

ア 関係する各部会の委員会の開催と検討状況

（ア）学術・教育・研究委員会

平成 27 年 4 月 22 日に開催した第 15 回学術・教育・研究委員会〔委員長：酒井健夫(日本獣医師会副会長)〕では、検討テーマである「①獣医学術の振興について、②獣医師人材の育成について、③獣医師生涯研修事業の整備・充実について、④獣医学教育の改善に向けた支援活動について、⑤獣医臨床研究のあり方について、特に生命倫理ガイドライン策定について」に沿って、各検討テーマ別の小委員会における検討内容の取りまとめを行った。

また、平成 27 年 11 月 9 日に開催した第 16 回学術・教育・研究委員会〔委員長：酒井健夫(日本獣医師会副会長)〕では、新たな任期の検討テーマである「①参加型臨床実習及び衛生実習の環境整備と実施体制の確保、②日本獣医師会における国際交流の在り方と推進、③生命倫理ガイドラインの策定」に沿ってそれぞれ検討が行われ、検討内容に応じて関係する部会・団体と連携を取って対応を進めることとされた。また、国際交流への対応については、

獣医学術部会個別委員会である獣医師国際交流推進検討委員会において検討することとされた。

(イ) 獣医師生涯研修事業運営委員会

獣医学術部会個別委員会である「獣医師生涯研修事業運営委員会」〔委員長：酒井健夫（日本獣医師会副会長）〕は、第9回委員会を平成28年1月7日に開催した。新システムの導入状況について報告が行われたほか、日本獣医師会雑誌に掲載の「生涯研修事業のページ Q&A」の冊子教材化を進めるとともに、他団体が実施する生涯教育事業を参考にしながら本事業の推進に向けた検討を行うこととされたほか、「生涯研修事業のページ Q&A」の執筆交渉者を決定した。

(ウ) 獣医師国際交流推進検討委員会

獣医学術部会個別委員会である「獣医師国際交流推進検討委員会」〔委員長：酒井健夫（日本獣医師会副会長）〕は、第1回委員会を平成28年2月17日に開催した。本委員会は、検討テーマである「日本獣医師会における国際交流の在り方と推進」について検討された結果、①国際交流については各分野が様々な立場で対応しているが All Japan で対応することが重要であるので、日本獣医師会は日本獣医学会をはじめとする関連学協会と連携の上で対応を推進していくこと、②「第2回 世界獣医師会-世界医師会 “One Health” に関する国際会議」のセッション内容の候補案があれば委員から提出をいただき、本会議当日も委員の先生方のご協力をいただきたいこと、③「World Veterinary Association」の和文の名称は、今後、「世界獣医師会」として統一することとされた。

3 獣医学術振興・人材育成事業

(1) 日本獣医師会雑誌編集・提供事業

ア 日獣会誌の編集・発刊（イの日獣会誌学会学術誌部分を除く。）

(ア) 獣医学術の振興・普及とともに獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、さらには獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材養成を担う獣医学術情報媒体として、獣医師専門職をはじめ、国内外関係者への獣医学術・獣医事情提供活動として日獣会誌を毎月定期に発行した。

また、現在、本誌（学会学術誌部分を含め）を従来の印刷媒体と並行して（独）科学技術振興機構が運用する学術誌電子化サービス「J-STAGE3」に電子ジャーナルとして掲載した。

(イ) 平成27年度は、昨年に引き続き、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所職員から各家畜疾病の最新の知見を紹介した、「最新の家畜疾病情報」を新たに連載する一方、「論説」、「診療室」等、動物医療各分野で活躍する構成獣医師に原稿の執筆を依頼し、動物医療関係分野に関連する諸問題の論評や動物医療関係制度等の最新情報等を掲載して情報提供に努めた。

(ウ) 「平成27年度獣医師生涯研修事業のページ」においては、「生涯研修のページ Q&A」及び生涯研修事業ポイント取得対象プログラムの案内を毎号掲載の他、第68巻第10号（平成27年10月号）では、申告システムの変更について広報し、第69巻第2号（平成28年2月号）に平成26年度「証明書（獣医師生涯研修実績証明書）」「修了証（獣医師生涯研修プログラム修了証）」、認定証（獣医師生涯研修継続参加認定証）」、取得者一覧を掲載して、同事業の広報並びに円滑な推進に努めた。

(エ) 平成27年度の各号（第68巻第4号～第69巻第3号）における記事の掲載状況は、次のとおり。

《 日本獣医師会雑誌の編集区分別掲載状況 》

巻頭言（会長挨拶等）	2	診 療 室	5
論 説	8	紀 行・見 聞	0
総 説	0	行事等案内（報告）	20
提言・要請（指針等）	22	募 集	39
会 議 報 告	12	紹 介	42
解 説・報 告	13	行事等（事務局日誌）	12
学 術・教 育	0	獣医師生涯研修事業のページ	29
行 政・獣 医 事	21	馬 耳 東 風	12
資 料	1	そ の 他	2
意 見	0	合 計	240

イ 日獣会誌学会学術誌部分の編集

（ア）昨年に引き続き広く獣医師等から投稿された学術論文を獣医学術部門ごとに編集し、「学会関係情報」において、「日本獣医師会学会学術誌投稿規程」を継続して掲載、周知し、獣医学術の振興・普及と獣医学術の業績評価等を通じ獣医師専門職の人材育成に資するとともに、獣医学術情報の構成獣医師、国内外関係者への情報提供活動として、毎月発行した。

また、平成 27 年度（平成 27 年 4 月号～平成 28 年 3 月号）における日本獣医師会学会学術誌の学術論文掲載状況は、次のとおり。

部 門 名	総 説	原 著	短 報	資 料	技術講座	合 計
産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 衛 生 関 連 部 門	2	12	5	1	0	20
小 動 物 臨 床 関 連 部 門	1	2	9	0	0	12
獣 医 公 衆 衛 生 ・ 野 生 動 物 ・ 環 境 保 全 関 連 部 門	0	7	1	2	0	10
計	3	21	15	3	0	42

（イ）日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会（平成28年2月26日開催）において、前回委員会における意見等への対応（日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会生命倫理小委員会の発足、地区学会発表者等への投稿の依頼、総説依頼原稿の掲載）、医学中央雑誌（医学論文情報インターネット検索サービス）への掲載、編集及び審査状況等の報告、電子投稿・審査システムの導入、今後の編集企画等、獣医学術部会学術・教育・研究委員会における小委員会の開催、編集及び審査状況等についての協議に続き、日本獣医師会学会学術誌投稿規程等の一部改正について諮られた後、了承された。

なお、平成 27 年度（平成 27 年 4 月号～平成 28 年 3 月号）における投稿原稿の審査状況は、次のとおり。

部 門 名	審 査 原 稿 数			処 理 原 稿 数			次年度 への 繰 越 原稿数
	新規 受付	前年度 からの 繰 越	合計	採用	不採用	合計	
産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 衛 生 関 連 部 門	26	11	37	15	9	24	13
小 動 物 臨 床 関 連 部 門	24	7	31	11	7	18	13
獣 医 公 衆 衛 生 ・ 野 生 動 物 ・ 環 境 保 全 関 連 部 門	8	9	17	10	2	12	5
計	58	27	85	36	18	54	31

(2) 獣医師生涯研修事業

獣医師専門職の人材育成及び質の確保に資するため、獣医療関係団体・大学等関係機関と連携し、地方獣医師会の協力の下で次のとおり実施した。

ア 獣医師生涯研修事業の実施状況

獣医師生涯研修事業運営委員会は、獣医学術部会個別委員会として平成 28 年 1 月 7 日に開催され、獣医師生涯研修事業の企画・運営について協議・検討を行った。

イ 平成 27 年度の「認定プログラム件数」及び平成 27 年度内に申告が行われた「平成 26 年度の取得ポイント申告者数、実績証明書・修了証・認定証交付者数」は、次のとおり。

(ア) 認定プログラム件数

獣医師会関係 227 件・その他 84 件 合計 311 件

(イ) 「取得ポイント申告者数」、「実績証明書交付者数」、「修了証交付者数」及び「認定証交付者数」

	産業動物	小動物	公衆衛生	計
取得ポイント申告者数	11 人	146 人	3 人	160 人
実績証明書交付者数	8 人	104 人	3 人	115 人
修了証交付者数	3 人	46 人	0 人	49 人
認定証交付者数	0 人	6 人	0 人	6 人

ウ 獣医師生涯研修事業の広報

(ア) 獣医師生涯研修事業の新システム導入に関するリーフレットを日本獣医師会雑誌第 68 巻第 9 号（平成 27 年 9 月号）に同封し、全国の構成獣医師全員に配布して、本事業を広報するとともに参加を奨励した。

(イ) 獣医師生涯研修事業の対象として認定したプログラムについては、順次、日本獣医師会雑誌と日本獣医師会ホームページに掲載して、事業の広報に努めた。

(3) 獣医学術講習会・研修会事業

ア 講習会・研修会事業

平成 27 年度の獣医学術講習会研修会事業は、産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生の 3 部門の講習会を担当地方獣医師会の運営協力を得て、次のとおり実施した。なお、本事業においては、開催地区ごとに 3 部門の中から最大 2 部門を選択して開催している。

《平成 27 年度 獣医学術講習会・研修会事業の実施状況》

地区	担当 獣医師会	区分	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容及び講師(所属)	受講 者数
北海道	北海道	小動物	北海道大学学術交流 会館(札幌市)	12月6日(日) 13:30~18:20	猫の臨床：これから増える猫の来院に備 えて 石田卓夫(赤坂動物病院)	115
	北海道	公衆衛生	北海道獣医師会館 (札幌市)	3月1日(火) 14:00~17:10	魚介類から感染する寄生 虫 巖城 隆(目黒寄生虫館) 北海道のローカル?な寄生 虫 -エキノコックスやア ニサキスなどのさいきん の話 八木欣平(北海道立 衛生研究所)	47
東北	福島県	小動物	陽日の郷 あづま館 (二本松市)	7月26日(日) 13:00~16:15	現代の獣医放射線学 柿崎竹彦(北里大学)	54
関東	千葉県	小動物	京葉銀行文化プラザ (千葉市)	12月13日(日) 13:20~16:30	知って得する「最新の消化 器外科」 浅野和之(日本 大学)	105
	神奈川県	公衆衛生	藤沢商工会館 (藤沢市)	2月14日(日) 13:30~16:45	生物多様性と動物園 福田 豊(多摩動物公園) 小笠原および御蔵島にお ける自然環境保護事業 中川清志(中川動物病院 ・東京都)	44

東京	東京都	小動物	新宿 NS ビル (東京都新宿区)	2月7日(日) 14:00~16:00	狂犬病の診断について 佐藤 克 (東京都獣医師会) 狂犬病予防推進に関する法的側面 岩本百合子 (東京都福祉保健局)	90
中部	福井県	小動物	福井県立大学 (吉田郡)	6月21日(日) 10:00~16:00	開業医が知っておきたい免疫介在疾患の 診断と治療 湯木正史 (湯木どうぶつ病院)	34
	長野県	産業動物	ホテルモンターニュ 松本 (松本市)	12月9日(水) 12:45~17:30	乳牛群の健康管理のためのハードヘルス 学 及川 伸 (酪農学園大学)	36
近畿	大阪市	小動物	新日本カレンダー(株) (大阪市)	8月30日(日) 13:00~17:00	曖昧なところを基本から見直す免疫介在 性疾患の診断と治療 水野拓也 (山口大学)	71
中国	山口県	産業動物	山口県獣医師会館 (山口市)	11月7日(土) 13:30~16:30	口蹄疫発生からの教訓 ~これからの家畜 防疫戦略 末吉益雄 (宮崎大学)	43
	島根県	公衆衛生	サンラポーむらくも (松江市)	12月1日(火) 13:30~16:00	野生動物を中心とした動物由来感染症 (ウイルス中心) の疫学 前田 健 (山口大学)	49
四国	愛媛県	公衆衛生	にぎたつ会館 (松山市)	11月21日(土) 13:00~17:00	専門家の立場からできる学校動物飼育支 援とは ~動物との共生を基本に考える~増 日本および四国におけるマダニ媒介性感 染症の発生状況と対策 四宮博人 (愛媛県立衛生環境研究所)	40
九州	福岡県	産業動物	福岡県獣医畜産会館 (福岡市)	9月25日(金) 14:00~17:10	産業動物におけるアニマルウェルフェア伊 BVD・MD とその予防対策について 武隈俊和 (共立製薬(株))	36
	鹿児島県	小動物	かごしま県民交流セ ンター (鹿児島市)	1月10日(日) 10:00~16:00	小動物における眼科疾患のピットホール 西 賢 (おなが動物病院・福岡県)	48
全国9地区 14箇所 受講者合計: 812名						

イ 女性獣医師就業支援対策事業

女性獣医師の就業支援については、平成 25 年度から特別委員会を設置して検討を行い取りまとめた報告書「女性獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて—獣医師全体のワーク・ライフ・バランス改善のために—」を踏まえ、職域総合部会の「女性獣医師支援対策検討委員会」における検討を経て、獣医学術振興調査研究事業の獣医療提供体制整備推進総合対策事業の一環として、①女性獣医師等の就労環境等に関する幅広い情報を一元的に提供する総合的な情報プラットフォームとしてのホームページ及び関連コンテンツ (e-ラーニング、ロールモデル等) を作成し、インターネット上に公開するとともに、②就業支援のためのセミナー (「女性獣医師等就業支援研修」、「女性獣医師等の就業支援環境に対する理解を醸成するための講習会」及び「女性獣医師の就業を支援するための獣医学生向けセミナー」) の開催等を実施した。

4 獣医学術振興調査研究事業

(1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業

獣医療提供体制整備推進協議会 (以下「協議会」という。) が農林水産省の補助を受けて実施した平成27年度食の安全・消費者の信頼確保対策事業のうち獣医療提供体制整備推進総合対策事業 (新規獣医師臨床研修促進事業及び管理獣医師等育成支援事業・獣医師就業支援対策事業) については、協議会の事務を行うとともに、本事業の一部を、協議会会員として分担実施した。

なお、事業の運営については、事業推進検討会を開催し、検討の上、円滑な実施に努めた。

ア 事業の実施状況

(ア) 新規獣医師臨床研修促進事業

生産農家に信頼され、社会から必要とされる専門職としての獣医師の育成に資するため、現場経験豊かな獣医師や獣医関係法令に関する学識経験者を講師として、地方獣医師会、関係機関・団体等の協力を得て、新規獣医師を主に対象とした実践的な診断技術や臨床現場における基本的知識の修得、飼育者等とのコミュニケーション能力の養成、職業倫理意識の向上を目指した技術研修を実施した。さらに、映像素材を用いたeラーニング教材を作成し、研修に供した。

(イ) 管理獣医師等育成支援事業・獣医師就業支援対策事業

地方獣医師会、関係機関・団体等の協力を得て、臨床獣医師が管理獣医師としての知識・技術を修得するための講習会及び実習、管理獣医師の業務とその重要性を広く普及・啓発するシンポジウム、臨床獣医師が高度獣医療に係わる知識を身に付けるための技術研修、講習会を実施した。

さらに、女性獣医師の就業支援促進の在り方について検討し、女性獣医師等の就労環境等に関する幅広い情報を一元的に提供する総合的な情報プラットフォームとしてのホームページ及び関連コンテンツを作成し、インターネット上に公開するとともに、就業支援のためのセミナーを開催した。

また、獣医師と獣医療補助者の連携・協力の在り方について検討をするため、チーム獣医療に関する飼育者の意識調査を行った。

イ 事業の実施機関：平成27年5月13日～平成28年3月31日

ウ 事業の結果

「平成27年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業実績報告書」としてとりまとめ、協議会に提出した。

《平成27年度「新規獣医師が基礎的な臨床技術を修得するための技術研修」開催状況》

協力機関	開催場所 (開催地)	開催期日	研修内容(指導者・所属)	参加者数
北海道農業共済組合連合会	北海道農業共済組合 連合会研修所 (江別市新栄台92番地)	11月6日(金) 13:00～16:30	無線式センサーによるphのリアルタイム測定 (佐藤 繁：岩手大学)	19
岩手県農業共済組合	岩手大学農学部 附属動物病院 (盛岡市上田3-18-8)	9月3日(木) 9:00～17:30	①大動物外科手術の基礎と応用 (高橋正弘：岩手大学) ②乳牛の牛群管理～飼料設計～ (村山勇雄：宮城県農業共済組合) ③肥育牛の牛群管理～飼料設計～ (矢野 啓：山形県農業共済組合連合会) ④抗生物質の基礎から応用 (加藤敏英：山形県農業共済組合連合会)	13
千葉県農業共済組合連合会	メイプルイン幕張 (千葉市花見川区 幕張本郷1-12-1)	11月6日(金) 13:00～16:30	周産期の代謝、栄養及び免疫の考察 (安井 喬：ケミン・ジャパン株式会社)	14
石川県農業共済組合	石川県勤労者福祉文化会館 (金沢市西念3-3-5)	11月27日(金) 13:00～16:00	超音波画像診断装置による卵巣機能の評価 (金子一幸：麻布大学)	28

奈良県農業共済組合連合会	やまと会議室 (奈良市登大路町 36)	11月6日(金) 13:00~17:10	コンサルという仕事とこれからの肉用牛生産 (松本大策:鹿児島大学)	23
高知県農業共済組合	オリエントホテル高知 (高知市升形 5-37)	11月11日(水) 13:30~17:10	牛のモニタリングと牛群診断の基礎 (中田 健:酪農学園大学)	37
宮崎県農業共済組合連合会	宮崎県農業共済組合連合会 家畜臨床研修センター (児湯郡新富町新田 18802-3) 宮崎大学農学部 (宮崎市学園木花台西 1-1)	9月28日(月) 15:00~ 10月2日(金) ~16:00	①養豚管理指導の基礎 (吉原啓介:みやざき農業共済組合) ②臨床検査 (山元のり子:宮崎県農業共済組合連合会) (遠矢良平:宮崎県農業共済組合連合会) ③初診時の臨床所見の取り方 ④各種検査診断のための手技 (上松瑞穂:みやざき農業共済組合) (加治屋 繁:都城地区農業共済組合) (佐藤知広:西諸県農業共済組合) ⑤抗菌性物質・ワクチンの基礎知識 (辻 厚史:宮崎県農業共済組合連合会) (野村祐資:宮崎県農業共済組合連合会) ⑥外科的手術の基礎 (今別府和成:西諸県共済組合) ⑦牛の臨床繁殖 (大澤健司:宮崎大学) (北原 豪:宮崎大学) ⑧補液の基礎 (本田直史:みやざき農業共済組合)	10
全国 7 カ所 144 名				

《平成27年度「新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキルを修得するための講習会」の開催状況》

協力機関	開催場所 (開催地)	開催期日	研修内容(指導者・所属)	参加者数
	秋田キャッスルホテル (秋田市中通 1-3-5)	2月28日(日) 13:00~16:00	①【基調講演】我が国における獣医師倫理の現状及び課題 大石明子(農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課) ②大学における獣医倫理教育の実践 - 日本大学の場合 - 杉谷博士(日本大学) ③獣医療における職業倫理 牧野ゆき(日本獣医生命科学大学) ④臨床獣医師から見た職業倫理の在り方 小林元郎(東京都獣医師会) ⑤法律専門家から見た獣医倫理と獣医師への期待 渋谷 寛(渋谷総合法律事務所)	50
全国 1 カ所 50 名				

《平成27年度「管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する実習」開催状況》

協力機関	開催場所 (開催地)	開催期日	研修内容(指導者・所属)	参加者数
香川県 獣医師会	香川県農業共済組合 管内農場 石川牧場 (木田郡三木町下高岡 3759) 赤松牧場 (高松市香南町由佐 2322-1)	11月25日(水) 9:00~14:00	代謝プロファイルテストに基づく酪農現場 における乳牛の栄養管理指導 (木田克弥:帯広畜産大学)	17
全国1カ所 17名				

《平成27年度「管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会」開催状況》

地区	実施担当	開催場所 (開催地)	開催期日	講習内容(講師・所属)	参加者数
北海道	北海道 獣医師会	北海道獣医師会館 (札幌市西区二十四軒4 5丁目9-3)	1月29日(金) 14:00~17:00	生産現場における豚の飼養管理 (飯村裕二:インターファム)	58
東北	岩手県 獣医師会	ホテル東日本 (盛岡市大通り3-3-18)	12月10日(木) 13:00~17:00	産業動物臨床における抗菌剤治療につ いて (加藤敏英:山形県農業共済組合連合会)	34
中部	三重県 獣医師会	三重県教育文化会館 (津市桜橋2-142)	7月28日(火) 15:00~18:30	①消費者の安心は農場から 農場管理 獣医師協会の活動と食肉生産情報認 証事業(FMVA 認証) (飯田 潔・農場管理獣医師協会) ①「消費者の視点から」管理獣医師の 展望(北村直人・農場管理獣医師協会)	25
四国	香川県 獣医師会	香川県獣医師会館 (高松市国分寺町福家 甲3871-3)	11月25日(水) 14:30~17:00	牛群検診のすすめ (木田克弥:帯広畜産大学)	21
九州	長崎県 獣医師会	長崎県中央家畜保健衛生所 (諫早市貝津町3118)	1月15日(金) 13:30~17:30	家畜感染症の清浄化対策 ~特に牛白 血病について~(乗峰潤三・宮崎大学)	50
全国5カ所 188名					

《平成27年度「管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム」開催状況》

実施場所 (所在地)	実施日	講演内容(講師・所属)	参加者数
秋田キャッスルホテル (秋田市中通1-3-5)	2月28日(日) 9:00~12:00	食の安全を守る獣医師—管理獣医師を知っていますか? 座長:北村直人(農場管理獣医師協会) ①【基調講演】我が国の産業動物獣医師を取り巻く情勢 大石明子(農林水産省消費・安全局畜産安全管理課) ②肉牛飼育における管理獣医師の役割—食の安全と従事者教育— 大橋邦啓(農場管理獣医師協会) ③流通から見た FMVA 認証と生産現場に望むこと 植村光一郎((株)ミート・コンパニオン) ④消費者から見た食の安全・安心 廣田美子(さいたま市消費者団体連絡会) ⑤肉食とケトジェニックダイエット ~次なる展開へ~ 斎藤糧三(日本ファンクショナルダイエット協会)	78
全国1カ所 78名			

《平成27年度「高度獣医療実習」開催状況》

実施担当	開催場所 (開催地)	開催期日	講習内容(講師・所属)	参加者数
岡山県農業共済組合連合会	岡山県農業共済組合連合会 (岡山市北区桑田町1-30) 岡山大学山陽圏フィールド科学センター津高牧場 (岡山市北区津島中1-1-1)	10月28日(水) 9:00~ 10月30日(金) ~12:30	①これからの牛群に備えた繁殖検診 - 超音波検査を極め、排卵同期化法を理解する - (大澤健司:宮崎大学) ②哺乳動物の妊娠認識・着床・妊娠維持メカニズム (木村康二:岡山大学) ③牛の脳脊髄疾患および運動器疾患の画像診断 (柄 武志:鳥取大学) ④牛の神経学的検査、脊髄・鼓室胞・牛蹄の超音波検査 (木村康二:岡山大学) (柄 武志:鳥取大学) ⑤牛蹄への超音波検査のすすめ (柄 武志:鳥取大学) ⑥子牛の中耳炎 (柄 武志:鳥取大学) ⑦家畜診療に係る総合討論 (木村康二:岡山大学)(柄 武志:鳥取大学)	15
岩手県農業共済組合	岩手大学農学部附属動物病院 (盛岡市上田3-18-8)	11月26日(木) 9:00~17:00	①高能力・高価子牛のおもいきり大増産~OPU-IVPによるアプローチ~ (平田統一:岩手大学) ②繁殖技術の理論と実践 -臨床現場における牛の採卵技術を再考する- (高橋正弘:岩手大学)	10
全国2カ所			25名	

《平成27年度「高度獣医療講習会」開催状況》

地区	実施担当	開催場所 (開催地)	開催期日	講習内容(講師・所属)	参加者数
東北	秋田県獣医師会	イヤタカ (秋田市中通6-1-13)	11月11日(水) 13:00~17:00	牛白血病の現状と対策 (小西美佐子:動物衛生研究所)	29
関東	栃木県獣医師会	ホテルニューイタヤ (宇都宮市大通り2-4-6)	1月19日(火) 14:00~16:30	畜産現場への家畜衛生経済学への応用 (蒔田浩平:酪農学園大学)	29
中国	広島県獣医師会	広島県農業共済組合連合会 (広島市東区光町1-2-23)	2月10日(水) 13:00~17:00	牛の画像診断について (萩尾光美:宮崎大学)	18
関東	農場どないすんねん研究会	パシフィコ横浜 (横浜市西区みなとみらい1-1-1)	2月20日(土) 9:00~10:45	飼い主との対話で本当のことを引き出して診療に役立てるには (松井匠作:農場どないすんねん研究会) (堀北哲也:農場どないすんねん研究会)	30
全国4カ所			106名		

《平成27年度「女性獣医師等就業支援研修」開催状況》

地区	開催場所 (開催地)	開催期日	講習内容(講師・所属)	参加者数
山梨県	山梨県西部家畜保健衛生所 (韮崎市本町3-5-24)	1月21日(木) 10:00~15:00	①獣医師のための職業倫理、関係法令 (鎌田健義:山梨県西部家畜保健衛生所) ②家畜防疫・薬事業務 (片山 努:山梨県西部家畜保健衛生所)	1
群馬県	群馬県庁 (前橋市大手町1-1-1) 群馬県中部家畜保健衛生所 (前橋市上長磯町315) 群馬県家畜衛生研究所 (前橋市富士見町木暮2425-3)	2月16日(火) 9:00~17:00	①群馬県獣医師職員の業務について (小野塚慎之輔:群馬県農政部畜産課) ②家畜保健衛生所の業務について、検査業務の見学 (木暮幸博:群馬県中部家畜保健衛生所) ③家畜衛生研究所の業務について、病性鑑定業務の見学 (渡邊知宣:群馬県家畜衛生研究所)	1
東京都	農林水産省 動物検疫所 羽田空港支所 (大田区羽田空港2-6-4)	2月19日(金) 10:00~16:00	動物検疫所の概要説明、携帯品検査業務、犬・猫の検疫業務 (町田 香:農林水産省動物検疫所羽田空港支所)	1
千葉県	農林水産省 動物検疫所 成田支所 (成田市古込字古込1-1 第2旅客ターミナルビル)	2月26日(金) 10:00~16:00	動物検疫所成田支所の概要説明 (鎌川浩之:農林水産省 動物検疫所成田支所)	1
千葉県	千葉県農業共済組合 連合会 西部家畜診療所 八千代出張所 (八千代市緑が丘2-5-12)	3月11日(金) 9:00~17:00	産業動物の診療:乳牛の視診、聴診、打診、触診、検温やその他検査等の実習及び治療方法、直腸検査手技の実習等 (池田正夫:千葉県農業共済組合連合会西部家畜診療所八千代出張所) (近藤敦子:千葉県農業共済組合連合会西部家畜診療所八千代出張所)	1
東京都	東京都家畜保健衛生所 (立川市富士見町3-19-4)	3月17日(木) 10:00~16:00	①家畜保健衛生所の事業概要説明 (塩谷 勝:東京都家畜保健衛生所) ②家畜保健衛生所施設及び技術の紹介 (寺崎敏明:東京都家畜保健衛生所)	1
全国6カ所 のべ6名				

《平成27年度「女性獣医師等の就業支援環境に対する理解を醸成するための講習会」開催状況》

実施場所 (所在地)	実施日	講演内容(講師・所属)	参加者数
秋田キャッスルホテル (秋田市中通1-3-5)	2月26日(金) 15:30~18:00	シンポジウム「女性獣医師の就業継続とキャリアアップを目指して -支援のためのプラットフォームの構築-」 1 調査報告 座 長: (栗本まさ子:日本獣医師会) (酒井健夫:日本獣医師会) ①【問題提起】女性獣医師をめぐる情勢 (大石明子:農林水産省) ②【講演】医学分野における女性医師支援の取り組み (小笠原真澄:日本医師会)	65

	<p>③【講演】行政に従事して得られた成果 (渡邊万喜子：秋田県)</p> <p>④【講演】女性獣医師がより活躍できる環境の実現に向けて － 日本獣医師会のとりくみを中心に － (栗本まさ子：日本獣医師会)</p> <p>2 総合討論 座 長： (酒井健夫：日本獣医師会) パネラー： (大石明子：農林水産省) (小笠原真澄：日本獣医師会) (渡邊万喜子：秋田県) (栗本まさ子：日本獣医師会)</p>
<p>全国 1 カ所 65 名</p>	

《 平成 27 年度「女性獣医師の就業を支援するための獣医学生向けセミナー」開催状況 》

地区	開催場所 (開催地)	開催期日	講習内容(講師・所属)	参加者数
東京都	日本獣医生命科学大学 (武蔵野市境南町 1-7-1)	11 月 7 日 (土) 10 : 15 ~ 12 : 40	<p>女性獣医師の活躍できる社会</p> <p>①獣医師の活動状況、女性獣医師就業支援の趣旨等 (日本獣医師会事務局)</p> <p>②女性獣医師の就業現場の現状と今後について 公務員女性獣医師の就業現場と今後 (前田育子：茨城県畜産センター 養豚研究所)</p> <p>③女性獣医師の就業現場の現状と今後について 小動物臨床に携わる女性獣医師の現状～ 一開業医の経験から～ (西木千絵：にしき動物病院)</p>	36
神奈川県	日本大学生物資源科学部 (藤沢市亀井野 1866)	11 月 25 日 (水) 16 : 20 ~ 18 : 05	<p>女性獣医師の活躍できる社会</p> <p>①獣医師の活動状況、女性獣医師就業支援の趣旨等 (日本獣医師会事務局)</p> <p>②女性獣医師の就業現場の現状と今後について 公務員女性獣医師の就業現場と今後 (前田育子：茨城県畜産センター 養豚研究所)</p> <p>③女性獣医師の就業現場の現状と今後について 小動物臨床に携わる女性獣医師の現状～ 一開業医の経験から～ (西木千絵：にしき動物病院)</p>	48
青森県	北里大学獣医学部 (十和田市東二十三番町 35-1)	12 月 1 日 (火) 13 : 30 ~ 15 : 00	<p>女性獣医師の活躍できる社会</p> <p>①獣医師の活動状況、女性獣医師就業支援の趣旨等 (日本獣医師会事務局)</p> <p>②女性獣医師の就業現場の現状と今後について 小動物臨床に携わる女性獣医師の現状～ 一開業医の経験から～ (西木千絵：にしき動物病院)</p>	273

			<p>③女性獣医師の就業現場の現状と今後について NOSAI オホーツクにおける現状 (荒井 桂：オホーツク農業共済組合 女満別家畜診療所)</p>	
神奈川県	麻布大学 (相模原市中央区淵野辺 1-17-71)	12月10日(木) 18:00~19:30	<p>女性獣医師の活躍できる社会 ①獣医師の活動状況、女性獣医師就業支援の趣旨等 (日本獣医師会事務局) ③女性獣医師の就業現場の現状と今後について 小動物臨床に携わる女性獣医師の現状～一開業医の経験から～ (西木千絵：にしき動物病院) ③女性獣医師の就業現場の現状と今後について NOSAI オホーツクにおける現状 (荒井 桂：オホーツク農業共済組合 女満別家畜診療所)</p>	14
北海道	酪農学園大学 (江別市文京台緑町 582)	12月11日(金) 14:00~15:30	<p>女性獣医師の活躍できる社会 ①獣医師の活動状況、女性獣医師就業支援の趣旨等 (日本獣医師会事務局) ②女性獣医師の就業現場の現状と今後について 公務員女性獣医師の就業現場と今後 (前田育子：茨城県畜産センター 養豚研究所) ③女性獣医師の就業現場の現状と今後について NOSAI オホーツクにおける現状 (荒井 桂：オホーツク農業共済組合 女満別家畜診療所)</p>	18
岩手県	岩手大学農学部 (盛岡市上田3-18-8)	1月8日(金) 13:00~14:30	<p>女性獣医師の活躍できる社会 ①獣医師の活動状況、女性獣医師就業支援の趣旨等 (日本獣医師会事務局) ②女性獣医師の就業現場の現状と今後について 公務員女性獣医師の就業現場と今後 (前田育子：茨城県畜産センター 養豚研究所) ③女性獣医師の就業現場の現状と今後について NOSAI オホーツクにおける現状 (荒井 桂：オホーツク農業共済組合 女満別家畜診療所)</p>	65
		全国7カ所	475名	

II 収益事業

収益 1 公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付に関する事業

不動産貸付事業

(1) 本会は、新青山ビル（昭和 53 年 10 月に三菱地所㈱が建設）の一部を区分所有（注：登記簿上の専有面積は 1,097.14 m²、共有面積は 204.55 m²）しており、そのうち約 736 m²については三菱地所㈱との間の賃貸借契約に基づき、第三者に貸室として賃貸した。

なお、本会が直接入居者に賃貸していた約 53 m²については、再度、三菱地所㈱との間で賃貸借契約を締結し、第三者に貸室として賃貸した。

(2) 一方、新青山ビルの維持管理については、三菱地所㈱との管理委託契約の下で対処しているが、新青山ビルの維持管理に伴う通常の営繕工事については、管理委託契約に基づき所要額の一定割合を負担した。

なお、新青山ビルは築後約 38 年を経過しており、資産価値の確保のため、三菱地所㈱との間で締結した確認書に基づく本会負担金を積立金の一部を取り崩して支払に充てた。

また、三菱地所㈱において策定した新青山ビルの新長期修繕計画の具体化に合わせ、工事負担金支払に備えて資金の積立を行った。

III その他事業（相互扶助等の公益目的事業）

その他（公益） 1 公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉の向上等に関する事業

1 獣医師福祉共済事業

(1) 共済事業の運営状況

平成 27 年度における獣医師福祉共済事業の加入実績及び保険金の支払い状況は以下のとおり。

ア 保険の加入状況

保険の種類	加入者数 (名)	加入 地方会数
生命共済保険	2,753	54
獣医師賠償責任保険	5,958	55
所得補償保険	1,411	55
新・団体医療保険	513	54
傷害総合保険	184	36
年金保険	111	35

(注) 所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。
傷害総合保険には、従業員補償が含まれる。

イ 保険金の支払状況

保険の種類	事故件数 (件)	支払保険金額 (円)
生命共済保険	20	20,036,000
獣医師賠償責任保険	96	28,341,645
所得補償保険	46	43,663,650
新・団体医療保険	44	8,843,000
傷害総合保険	14	1,295,000
年金保険	—	47,912,392

(注) 所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。
傷害総合保険には、従業員補償が含まれる。

(2) 共済事業の加入促進

未加入者への加入案内文書及びパンフレットの配布、日本獣医師会雑誌への継続的な広告掲載等引き続き加入推進に努めた。

2 褒賞・慶弔等事業等

公益目的事業の推進に資するため、獣医師その他獣医療従事者の福祉の向上並びに褒賞及び慶弔に関する事業を行った。

(1) 褒賞事業

ア 日本獣医師会会長表彰等の授与

(ア) 第 72 回通常総会の席上において、獣医師会職員永年勤続表彰規程に基づき推薦のあった者に会長表彰状を授与した。

(イ) 地区獣医師大会及び地方獣医師会の記念式典等の場において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地区及び地方獣医師会から推薦のあった者に会長表彰状を授与した。

(ウ) 各種の畜産共進会等において、畜産共進会における日本獣医師会会長表彰基準に基づき各地方獣医師会を通じて推薦のあった出展者に会長表彰状を授与した。

(エ) 地方獣医師会の動物愛護週間行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき各地方獣医師会から推薦のあった動物愛護管理功労者に会長表彰状を授与した。

(オ) 日本獣医師会褒賞規程に基づき推薦のあった、各獣医系大学（16大学）の獣医学科を優秀な成績で卒業する者に会長表彰状及び副賞を授与した。

イ 日本獣医師会会長感謝状の授与

(ア) 第 72 回通常総会の席上において、平成 26 年度獣医学術学会年次大会(岡山)の開催運営を受託し獣医学術の振興・普及に顕著な功績があった岡山県獣医師会に会長感謝状を授与した。

(イ) 第72回通常総会の席上において、動物の福祉・適正管理の推進及び動物愛護精神の高揚のために本会が実施する「日本動物児童文学賞」の事業運営において、長年にわたり多大な功績があった池川禎昭氏(現代少年文学の会主宰・日本文芸家協会会員)に感謝状を授与した。

(ウ) 地区獣医師大会及び地方獣医師会の記念式典等の場において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地区及び地方獣医師会から推薦のあった者に会長感謝状を授与した。

ウ 日本獣医師会会長賞状の授与

地方獣医師会の動物愛護週間行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき推薦のあった者に会長賞状を授与した。

(2) 慶弔事業

日本獣医師会慶弔等規程に基づき、対象となった者に対し、次の対応を行った。

ア 慶 祝 叙勲・褒賞を受けた会員構成獣医師等に対し、祝電の対応を行った。

イ 弔 慰 逝去会員構成獣医師等に対し、供物の対応を行った。

3 その他

獣医師会会員襟章の作成・提供

獣医師会のシンボルとして、また、獣医師会会員であることの証としての獣医師会会員襟章を作成・提供した。

第3 事業報告の附属明細書

平成 27 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成 28 年 6 月

公益社団法人 日本獣医師会